

# 紫苑

## 第9号

### 目次

#### 論文

- 『平家物語』における平徳子の御産  
—変成男子の法をめぐって— …………… 大谷久美子 1
- 『平家物語』の「不思議」考  
—覚一本・百二十句本・屋代本の比較を通して— …………… 栗村 亜矢 16

#### 研究ノート

- 舞女微妙とその周辺 …………… 岩田 慎平 36
- 近衛宰子論 —宗尊親王御息所としての立場から— …………… 山本みなみ 51

#### 活動記録

- 鎌倉旅行記 二〇一〇年二月二十七日～三月一日  
…………… 井草 温子・尾田沙祐里 79

紫苑

第九号

2011年3月  
京都女子大学  
宗教・文化研究所ゼミナール

二〇一一年

# 『平家物語』における平徳子の御産

## ―変成男子の法をめぐって―

大谷久美子

### はじめに

治承二年（一一七八）六月二十八日、高倉天皇の中宮平徳子の御着帯が行われ、ついにその懐妊が天下に公布された。<sup>〔1〕</sup>『平家物語』<sup>〔2〕</sup>では、巻第三にその叙述がある。

去程に入道相国の御むすめ、建礼門院、其比は未中宮と聞えさせ給しが、御悩とて、雲のうへ天が下の歎きにてぞ有ける。（中略）されども御悩たゞにもわたらせ給はず、御懐妊とぞ聞えし。主上今年十八、中宮は廿二にならせ給ふ。しかれ共いまだ皇子も姫宮も出ささせ給はず。もし皇子にてわたらせ給はば、いかに目出たからんとて、平家の人々は、たゞ今皇子御誕生のあり様にいさみ悦びあはれけり。他家の人々も、「平氏の繁昌おりをえたり、皇子御誕生疑なし」とぞ申あはれける。御懐妊定まらせ給しかば、有験の高僧・貴僧に仰せて、大法・秘法を修し、星宿仏菩薩につけて、皇子御誕生と祈誓せらる。六月一日、中宮御着帯ありけ

り。仁和寺の御室守覚法親王御参内あつて、孔雀経の法をもつて御加持あり。天台座主覚快法親王、おなじう参らせ給て、変成男子の法を修せらる。

（巻第三 赦文 上二三七―二三八頁）  
安元二年（一一七六）には帥局が第一皇女功子を、治承元年（一一七七）には小督局が第二皇女範子を生んでいるにも関わらず、中宮徳子には未だ所生の皇子女はない。政治的にも平清盛を中心とする平家一門は難しい立場に立たされつつある時期であった。一刻も早い皇子誕生が祈念される中での懐妊である。平家の人々は徳子の皇子出産を期待したが、懐妊中の徳子はたびたび物怪に悩まされた。中宮の実父清盛はさまざまな仏事・神事を営んで無事の皇子出産を祈願し、夫たる高倉天皇や入内時に猶子として徳子を後見した後白河上皇も中宮御所に御幸を重ね、自ら護身法などを修された。

天皇の外祖父となることが権力掌握に不可欠となった摂関政治期以降、后妃の出産はまさしく一家の命運をかけた一大事であった。平家はその栄華を磐石なものとするため

には、徳子に帝がねとなる皇子を生んでもらわねばならぬ

い。この状況下で修された修法のひとつが「変成男子の法」であるという。これは腹に宿った胎児を女から男に変える為の修法である。本来は、女身は障りが多く成仏が困難なため男身に変成させることを目的として修されるものであるが、ここでは明らかに、腹の子が皇女では皇位を継ぐことができないため、確実に皇子が誕生するようにと修されたものである。では、ここで「天台座主」によって修されたという「変成男子の法」とは一体何であろうか。

### 一 諸本・諸注・先行研究の確認

まず、覚一本（高野本）のいう「変生男子の法」が『平家物語』諸本でどのように表記されているかを確認しておきたい。<sup>〔3〕</sup>

#### 1. 語り本系

##### a. 屋代本

天台座主覚快法親王、被修変成男子法、

##### b. 百二十句本

天台座主覚快法親王、おなじう参らせ給ひて、変成男

子の法を修せらる。

c. 中院本  
（新潮日本古典集成『平家物語』上）  
さすのみや七ぶつやくしのほう、ならびにへんじやうなんしのほうをしうせられけり  
（『平家物語（中院本）と研究（一）』）

d. 大山寺本  
座主の宮七仏薬師法并変成男子の法を修せられけり  
（『大山寺本平家物語』）

e. 両足院本  
仁和寺ノ御室守覚法親王ニ参セ給テ変成男子ノ法ヲゾ被修ケル  
（『両足院本平家物語』）

f. 覚一本（龍谷大学本）  
天台座主覚快法親王、おなじう参らせ給て、変成男子の法を修せらる。（日本古典文学大系『平家物語』上）

g. 葉子十行本  
天台座主覚快法親王、寺の長吏円慶法親王、同じう参らせ給ひて、変成男子の法を修せらる。

h. 平松家本  
天台座主覚快法親王同参給テ変成男子ノ法被修  
（『平松家本平家物語』）

2. 読み本系

- i. 延慶本  
該当本文なし (『延慶本平家物語』本文篇上)
- j. 長門本  
該当本文なし (『長門本平家物語の総合研究』第一巻校注篇上)
- k. 源平盛衰記  
該当本文なし (『新定源平盛衰記』第二巻)
- l. 四部合戦状本  
該当本文なし (『四部合戦状本平家物語』)
- m. 南都本  
該当本文なし (『南都本南都異本平家物語』)

以上、列挙して明らかかなように、天台座主覚快法親王が変成男子の法を修したというのは、語り本系やそれに近い諸本に見られる本文であり、読み本系には見られないものである。なお、本稿は「変成男子の法」に関する考察を目的とし、この点についての考察は行わない。

この「変成男子の法」に関しては、富倉徳次郎が注した『平家物語全注釈』に、

他力により胎内の女子を変じて男子となす修法。『阿婆

たとされる「七仏薬師の法」と、赦文の段で「天台座主覚快法親王」が修したとされる「変成男子の法」を結びつけ、同一の修法として考えたものあろう。

この「変成男子の法」を特定の修法と断定することを避け、

女子は五障があつて成仏が困難とされたため、胎内の女子を変じて男子とする呪法。

あるいは単に、  
(新日本古典文学大系『平家物語』上二三八頁)

胎内の子を変じて男子とするという呪法。  
(新潮日本古典集成『平家物語』上二〇八頁)

とする注釈書もあるが、基本的には富倉氏の指摘がそのまま継承されていると見え、

胎内の女子を男子に変える法。ここでは七仏薬師によるか。  
(新編日本古典文学全集『平家物語』①一六八頁)

と、断定を避けつつも、「変成男子の法」を「七仏薬師法」と見ているようであり、「変成男子の法」に関する検討はこれ以上なされていない。

また、先行研究に目を向けると、横佐知子氏の研究がある。氏はこの「変成男子の法」を、平安時代初期の鍼博士丹波康頼が著した医学書『医心方』に記された、胎内

縛抄』薬師篇に、「本願経に云ふ、女を転じて男に成す文 問、即生れて男身と成るべき耶、答、七仏経に云ふ、即、現身に於いて、女を転じて男に成す文」と見える。  
(『平家物語全注釈』上三九〇頁)

と述べられて以来、「七仏薬師法」であると見られているようである。しかし、「変成男子の法」を「七仏薬師法」として考えることには問題がある。中院本や大山寺本では、「七仏薬師法」と「変成男子の法」が並記されており、少なくともこれらの伝本では「七仏薬師法」と「変成男子の法」は別の修法と考えられていたと見られるからである。この「変成男子の法」を「七仏薬師法」とする指摘には、再検討の余地があるのではなからうか。

「変成男子の法」を「七仏薬師法」とする指摘は、前掲の赦文の段の後に位置する御産の段で、

仁和寺御室は孔雀経の法、天台座主覚快法親王は七仏薬師の法、寺の長吏円慶法親王は金剛童子の法、其外五大虚空蔵、六観音、一字金輪、五壇の法、六字加輪、八字文殊、普賢延命にいたるまで、残る処なう修せられけり。  
(卷三 御産 上一四六頁)

とあることによると見られる。仁和寺の守覚法親王が「孔雀経の法」を修したと述べられている点が赦文の段と共通していることから、本段で「天台座主覚快法親王」が修し

の子を男子に変ずるための呪いと比較され、

したがって『平家物語』の変成男子の法や出産儀礼は、『医心方』もしくは『医心方』引用書の理論や処方をもまえて書いたことも想像されるし、『医心方』が著されてから二世紀以上を経て出産儀礼として朝廷に定着していったことも考えられる。

(中略)  
『平家物語』の作者が「変成男子」の具体的な処方を挙げていないのは、当時、すでに行われていなかったのではなく、乱用されぬようにとの配慮によるかもしれない。<sup>4)</sup>

と述べられている。しかし、平安時代の医学書である『医心方』に記されたような呪いを、修法による霊験を期待された天台座主覚快法親王が果たして用いたであろうか、という疑問が生じる。「変成男子の法」は、延暦寺僧によって何らかの修法が行われたと考えるのが妥当なのではないか。

また、『平家物語』に書かれた中宮御産をめぐる修法を見ると、冒頭に挙げた赦文の段に「孔雀経の法」や「七仏薬師の法」、前掲の御産の段にも「金剛童子の法」や「五壇の法」と記されるように、徳子御産をめぐる記された修法のうち、「くの法」と書かれるものは、特定の本尊を中心と

した壇を構える修法を指すものばかりである。よって、この「変成男子の法」も何らかの本尊を中心とした壇を構える修法だったと考えられる。

## 二 后妃出産に際する修法の検討

『平家物語』の時代に近い天台宗の資料として『諸法要略抄』がある。本書は奥書によると文永三年（一一六六）に延暦寺僧承澄が著したもので、天台宗における修法の法や靈験を説明し、その修法例を挙げたものである。

富倉氏が指摘した「七仏薬師法」は同書の巻頭に挙げられている。「山座主修之。但有非座主修之例」（『諸法要略抄』一九四頁）とあり、例外を除いて、「山座主」つまり天台座主が修する修法であつたらしい。

又云。或有女人。臨当産時。受於極苦。若能至心称名礼讚恭敬供養七仏如来。衆苦皆除。所生之子。顔貌端正。見者歡喜。文（同一九五頁）

女性の出産における靈験を産褥の苦しみを除き、容貌の優れた子が生まれると同書が説くように、七仏薬師法も出産に効果のある修法である。平徳子の御産に際しても、天台座主覚快法親王によつて七仏薬師法が修されたことが『山槐記』治承二年（一一七八）十月二十五日条から確認され

る。

后妃の出産に際して七仏薬師法を修したという例は、早くは白河天皇中宮源賢子が承暦三年（一一〇七九）に堀河天皇を生んだ際の、

同日（大谷注・承暦三年五月二十七日）、有綱記云、今暁又被始七仏薬師御修法、且被始孔雀経法律師義範修之、（『御産部類記』御産間雑事諸例 下四二四頁）という記録に見られる。その後は、鳥羽天皇中宮藤原璋子が元永二年（一一一九）に崇徳天皇、天治元年（一一二四）に通仁親王、同二年に君仁親王、大治元年（一一二六）に統子内親王、同二年に後白河天皇、同四年に本仁親王を出産した際に、それぞれ天台座主仁実によつて修されており、また、皇后藤原得子が保延五年（一一三九）に近衛天皇を出産した際にも天台座主行玄によつて修されている。資料的問題もあつて明言は憚られるが、白河朝以後、鳥羽朝までには后妃の出産に際して天台座主によつて七仏薬師法が修されることが恒例化していたものではなからうか。

ただし、この「七仏薬師法」は、『諸法要略抄』に、  
天曆十年五月十一日。依九條右丞相請。為一品宮内親王御産。於坊城殿。慈惠大僧正初修之。此濫觴也。息災即壇也。伴僧六口。（『諸法要略抄』一九五頁）  
と記されるように、天曆十年（九五六）、時の右大臣藤原師

輔室康子内親王の公季出産時に大僧正良源によつて修されたのが、御産に際して用いられた初例であるという。

ここで改めて徳子の御産に関連して『平家物語』が語るところを見てみると、

白河院御在位の御時、京極大殿の御むすめ、后に立たせ給て、兼子の中宮とて、御最愛有けり。主上此御腹に、皇子御誕生あらまほしうおほしめし、其比有験の僧と聞えし三井寺の頼豪阿闍梨を召して、「汝此後の腹に、皇子御誕生祈申せ。御願成就せば、勸賞はこふに由るべし」とぞ仰ける。「やすう候」とて、三井寺に帰り、百日肝胆を摧て祈申ければ、中宮やがて百日のうちには御懐妊あつて、承保元年十二月十六日、御産平安、皇子御誕生有けり。（中略）

去程に承暦元年八月六日、皇子御年四歳にて遂にかくれさせ給ぬ。敦文の親王是也。主上なのめならず御歎ありけり。山門に又、西京の座主良信大僧正、其比は円融房の僧都とて、有験の僧と聞えしを内裏へ召して、「こはいかゞせんずる」と仰ければ、「いつも我山の力にてこそ、か様の御願は成就する事で候へ。九条右丞相、慈惠大僧正に契申させ給しによつてこそ、冷泉院の皇子御誕生は候しか。やすい程の御事候」とて、比叡山に帰りのほり、山王大師に、百日肝胆を摧て祈

申ければ、中宮やがて百日の内に御懐妊あつて、承暦三年七月九日、御産平安、皇子御誕生有けり。堀河天皇是也。（卷第三 頼豪 上一五三—一五五頁）  
とある。ここでは、白河天皇中宮賢子出産の例に併せて村上天皇中宮安子の出産の例を持ち出すことで、「いつも我山の力」によつて中宮御産における皇子誕生が成就してきたことを強調し、今回の徳子御産でも延暦寺僧による「皇子御誕生」の祈りによつて皇子が誕生したことが示されている。徳子の御産は、実際にも「承暦三年堀河院御降誕之時」（『山槐記』治承二年九月十七日条など）が前例として重視されていたが、物語もまた、この賢子出産の例を持ち出し、その話の中にさらに安子出産の例を引き合いに出すことによつて、中宮御産と延暦寺僧による祈祷の関わりの深さを印象づけ、その靈験を示しているのである。

この頼豪の段は、怨霊の恐ろしさを語ることを主題とする段ではあるが、それと同時に『平家物語』が中宮御産における延暦寺僧修法の前例として、白河天皇中宮賢子の堀河天皇出産ならびに村上天皇中宮安子の冷泉天皇出産における修法例を重んじていると読み取ることができよう。徳子御産の修法に関する検討には、冷泉天皇を生んだ安子、堀河天皇を生んだ賢子、両中宮の修法例が重要になると見られる。

治承二年（一一七八）中宮平徳子の御産に際して當まれた仏事や神事を一覽にしたものが、稿末に付した（表I）である。記録上、「變成男子の法」という修法は見えず、この呼び方は当時の正式な呼称でなかったことが伺える。実際、史料に見える「變成男子の法」の用例は、

廿一日、辛巳、（中略）今日午刻皇女降誕、（母儀典葉頭卿成朝臣養女、懷妊皇胤之後、依勅定成權大納言実秀卿養女、不知実姓、或説、故基親卿女云々、）第一宮也、頗雖無念、且以為珍重、或人曰、皇子誕生事有種々御祈禱等、殊前大僧正覚基修變成男子法、深以祈請、然而無其驗、頗無念事也、

〔薩戒記〕<sup>⑩</sup> 応永三十三年（一四二六）十月二十一日条）という、称光天皇の宮人が皇女を出産した際の記録に見られるのみである。このときに修された「變成男子法」は、廿一日、内裏別当今日御産、皇女云々、御産所裏辻大納言亭、則彼卿為猶子云々、（中略）御産御祈寺覚基僧正申也、不動小法云々、其外護摩以下連々沙汰云々、（満濟准后日記）<sup>⑪</sup> 同日条）

という記述から、「不動小法」ではなかったかと考えられる。ただし修法の甲斐なく誕生したのは皇女であり、周囲を大変残念がらせたという。この修法を行った「前大僧正覚基」は、今回問題とする天台宗山門派の延暦寺僧ではない。

（中略）○時ニ不動明王承ニ仏ヲ教命ヲ。召ニ彼天ヲ。見テ其像作ヲ如レシ此事ト即化ニ受触金剛ヲ。即是不浄金剛 令ニ彼取レ之。爾ノ時不浄金剛。須臾ニ悉散所有諸穢ヲ。令ニ尽ス無レ余。便ニ執レ彼来ニ至ス於仏所ニ。云々 大日経疏第九卷 文舎同也。 〔覚禪抄〕<sup>⑫</sup> 五一 一七三六頁）

とあり、烏樞沙摩明王と同体であると説かれている。最初に引用されている「小野厚造紙」は真言宗小野流を開いた仁海の著であり、平安時代中期にはこの両明王の同体説が僧の間では認識されていたと考えられる。

烏樞沙摩明王を本尊とする烏樞沙摩法もまた、徳子御産に際して修されている。『山槐記』によると、九月二十日から延暦寺僧円雲によって始められたものである。

### 三 烏樞沙摩法 ― 天台僧による變成男子の法 ―

烏樞沙摩法の本尊烏樞沙摩明王は、目は赤色、身は静黒色で、体から炎を立ち上がらせた憤怒の形相の明王である。四臂のうち、右上手には剣を、右下手には羂索を、左上手には打車棒を、左下手には器杖を持つ<sup>⑬</sup>。この明王は、

若見死尸婦人産処六畜生血空流処。見如是等種々穢時。即作此印誦解穢呪。即得清淨所行呪法悉有効驗。

〔諸法要略抄〕<sup>⑭</sup> 二二二頁）

く、実祥院と号した三井寺僧<sup>⑮</sup>、つまり天台宗寺門派の僧である。

ここで「變成男子法」と呼ばれた「不動小法」は「不動」の名を冠することから、本尊は不動明王であると判断される。ただし、不動明王を本尊とする修法は、健治元年（一二七五）に成立したといわれる『阿婆縛抄』<sup>⑯</sup>に、

歳末御修法所行不動法也。依息災用白色衣<sup>⑰</sup>。是故実也。若五壇修法之時。用青黑色衣<sup>⑱</sup>。（中略）山門近代多修降伏<sup>⑲</sup>。是失故実之所致歟。云々

〔阿婆縛抄〕<sup>⑳</sup> 五一 一六一九頁）と述べられているように、当時の延暦寺僧は多く怨霊などの調伏のために修していたという。

徳子御産に際しても、治承二年（一一七八）九月一日に延暦寺僧俊堯が、同九月二十日に醍醐寺僧覚成がそれぞれ不動法を修しているが、この二壇は『阿婆縛抄』の記述から怨霊調伏と母体息災を祈願したものと見られ、とくに延暦寺僧によって修された不動法は、變成男子のためとは考えにくい。

この「不動小法」の本尊不動明王は、真言僧覚禪によって編まれた『覚禪抄』<sup>㉑</sup>には、

○不動烏主沙摩同体事

小野厚造紙云。烏蕪沙摩、不動也。

と言われるように、女性の御産を含め、主に血に関する穢れを清浄化するというのがその靈験であり、それらの穢れに際したとき烏樞沙摩法を修せば悉く穢れが祓われると説かれている。

修法の際は、本尊一鋪の前に経と加持の瓶水が置かれ、その正面の赤色座具の上には菖蒲座具が敷かれる。脇机二脚、燈台三本、礼盤一脚、その他五宝・五葉・五香・五穀などが用意され、さらにその修法には菴羅葉を用いる。また、徳子御産のために円雲がこの法を修した際には、

廿三日癸未 天晴、法眼円雲呪水一瓶（大瓶子、以折紙裹口、居折敷、）於中宮云々、申云、当法所成物也、相加御湯之浴御、若頂灑之、兼加御膳可令服、可令服御者自去廿日烏瑟沙摩法也、以件水令煎供御粥云々、

〔山槐記〕<sup>㉒</sup> 治承二年九月二十三日条）とあるように、烏樞沙摩法を成就させるためのものとして「呪水」が献上されている。その「呪水」は、湯浴の際に用いたり、頭上から濯ぐほか、食事とともに服すなどとして、同法の靈験を受けるべき人物が服用する必要があったらしい。

この烏樞沙摩法は、天台宗の「口伝」〔諸法要略抄〕<sup>㉓</sup> 二一〇頁）であると言われる。その修法例を見てみると、伝聞。慈悲大僧正。依九條右丞相請。為変生男子始修

之云々。冷泉院御誕生之時歟。

阿弥陀座主静真。為伊予守知章産婦祈修之。

円融房座主良真。白河院中宮御懐妊之時修之。七日満。

御産平安。皇子堀河院誕生云々。

南勝房座主仁豪。崇徳院御降誕之時修之。

院昭。行殿。永意。源暹。皆代々御産修之。

相実法印。代々御産修之。

保延。近衛院御誕生。仁平。中宮御産。平治。皇后宮御産等也。〔諸法要略抄〕二二一〇頁

とある。ここに挙げられている修法例は全てが御産に関するものとなっており、藤原知章の妻に対して修された例を除いて、后妃の御産に際する修法例が列挙されていることが注意される。さらに、『阿婆縛抄』にも、

…第一可修此法一事  
常為産生修之。〔阿婆縛抄〕五一九九八頁

とあり、御産の際にまず修されるべき修法であると述べられている。

○伝聞慈恵大僧正為「変成男子」始令修之給。云々、  
〈未見日記〉。其後中絶了。而阿弥陀房供奉〈静真〉  
為「伊予守知章之婦産祈」被修之。七日之内産生。靈  
驗揚焉。云々

○円融房、御（物）語及殿已講所記置一也。云々

下、『諸法要略抄』と同様、后妃の皇子出産に際して修された例が列挙されている。

この烏樞沙摩法は、鎌倉時代に編纂された『御産御祈目録』においても、元永二年（一一一九）の崇徳院誕生における天台座主仁豪の修法、大治四年（一一二九）の覚性法親王誕生における源暹の修法の例が見られる。徳子より後の時代にも、正治二年（一一〇〇）の順徳院誕生における円長の修法の例、寛喜三年（一一二九）の四条院誕生における成源の修法の例が見受けられ、『諸法要略抄』執筆年代に至るまで綿々と天台座主および延暦寺僧の烏樞沙摩法による変成男子が祈願され、成就されてきたと信じられていたことが伺える。承澄が『諸法要略抄』や『阿婆縛抄』にこれほど帝位に就いた皇子誕生の例を列挙するからには、当時の延暦寺僧は烏樞沙摩法の靈験、つまり、烏樞沙摩法による「変成男子」の効果を信じていたのであろう。

延暦寺僧承澄の手になる『諸法要略抄』、『阿婆縛抄』が挙げる「冷泉院御誕生之時」および「皇子堀河院誕生」の修法例が、『平家物語』が徳子御産を語る際に持ち出した「冷泉院の皇子御誕生」および「堀河院」の誕生の例と合致していること、またその両例がともに「天台座主」によって「変成男子」のために修されたことから考えて、『平家物語』が想定した「天台座主覚快法親王」によ

○又白川院中宮御懐妊之時。被尋「仰円融房」。良真于時座主。座主云。可有御祈乎。座主申云。可被修烏瑟沙摩法。云々。又仰云。尤可然。但從誰人習之乎。座主申云。長宴僧都受習之。于時被尋「仰長宴僧都」云。件法実授良真乎。又有驗許教之乎。云々。僧都申云。実授之乎。何無其験乎。云々。如此三度。勅問之後座主奉修之。七日満御産平安。皇子（堀河院）誕生。云々（第五日御産云々）  
○南勝房権僧正仁豪修之。云々。崇徳院御降誕時。〔後略〕〔阿婆縛抄〕五一九九八（一九九九頁）

同書によると、この法は藤原師輔が「変成男子」のために天台座主良源に修させ、天曆四年（九五〇）無事に冷泉院が誕生したのを濫觴とするという。その後は一時中絶したようだが、藤原知章が静真に修させた例が挙げられ、その靈験が明らかであると確信されている。続いて、白河天皇が天台座主良真に修させ、堀河天皇が誕生した例が大きく採り上げられている。延暦寺内での受習関係について言及があることから、白河天皇のころには、未だ烏樞沙摩法は延暦寺僧ならば誰もが修せるような修法ではなく、一部の僧に密かに「口伝」として受習されていたのであろう事情が伺われよう。その後、この法の靈験が知れ、后妃出産の際に修される例が増えたのであろうか、崇徳院の誕生以

る「変成男子の法」は、この烏樞沙摩法に他なるまい。

先述のように、平徳子の御産のために修された「烏樞沙摩法」は、天台僧円雲によって治承二年（一一七八）九月二十日から始められた。この修法を行った円雲は承安二年（一一七二）法眼に叙され、のち法印に昇叙、寿永元年（一一八二）に入滅した際には「知法無止者也、天台法灯也」（『吉記』寿永元年三月十九日条）と言われた高名な僧であったが、天台座主は経ていない。

「変成男子の法」を「天台座主」が行ったとする点は『平家物語』の虚構といえるが、物語においては、安子・賢子の例と同様、徳子も「天台座主」が修した「変成男子の法」の靈験によって天皇となる皇子を生むことができたことと語ることの意味があったと考えられる。当時延暦寺僧の間では、この二人の中宮はいずれも「天台座主」による「烏樞沙摩法」の靈験によって男皇子を得たと考えられていたからである。その両中宮の姿をより忠実に重ねるために、徳子御産においても、天台僧円雲ではなく「天台座主覚快法親王」によって修されたことと語られているのであろう。それによって、初めての平氏出身の中宮となった徳子に、冷泉天皇を産んで九条流藤原氏の繁栄を築いた藤原安子、また、同じく堀河天皇を産んで村上源氏を繁栄に導いた源賢子の姿をより忠実に重ね合わせ、徳子の腹から皇子が誕生し、平家

の繁栄がさらに磐石なものとなる予兆を付加したのである。それにはその希望が破綻したときの落差を明確にする効果があると考えられよう。

### おわりに

御産の段を含む『平家物語』巻第三の時点では、まだ大きく傾きつつある平家の運命は語られない。しかし、清盛を中心とした平家の人々は、刻々と深刻化する反平家の気運の中で、再度その政權を立て直す為にも天皇の外戚となることを希求した。そして治承二年（一一七八）、ようやく徳子は懐妊し、難産の末ついに男皇子を産んだのであった。

物語は、この徳子御産を語る際に、「天台座主」による「変成男子の法」の靈験という要素を付加した。この「変成男子の法」は、『平家物語』に挙げられた藤原安子、源賢子の例と、『諸法要略抄』や『阿婆縛抄』に挙げられた「変成男子」のための修法例が共通することから、烏樞沙摩法によるものと考えられる。少なくとも、当時の延暦寺僧によってもっとも「変成男子」の靈験を信じられていたのが烏樞沙摩法であったことは明らかである。実際、徳子御産においても、延暦寺僧円雲によって烏樞沙摩法が修されていた

ことが、『山槐記』および『御産御祈目録』から裏付けられるのである。

以上から、『平家物語』巻第三の御産の段における「変成男子の法」は、烏樞沙摩明王を本尊として修する「烏樞沙摩法」を指すと結論づけられる。『平家物語』語り本系諸本にのみ「変成男子の法」が見られることに関する問題など、検討課題は残るが、本稿は天台宗延暦寺における「変成男子の法」が烏樞沙摩法によるものであることを指摘するに留めたい。

7日	法皇御幸	護身法[法皇]、聖観音・十一面・大威徳・北斗供			山
8日				御産次第草案作成	山
10日		供養泥塔一万五千基、等身不動像供養、冥道供、閻魔天供尊勝、延命、聖天供	千度御祓、祭文作成、御神楽[賀茂上下社]（御八講・仁王経供養）		山
11日	法皇御幸	護身法[法皇]、化城喻品			山
14日		最勝太子供、施餓鬼供、等身不動尊像供養	御神楽[六波羅御所殿鳥別宮]泰山府君祭[河合・耳敏川・東鳴瀧・西鳴瀧・松崎・石陰・大井川]		山
15日		百座仁王講、五大力像供養、仁王経			山
16日		五壇法、尊皇王護摩、五大尊像供養			山
17日			御神楽[八条亭殿鳥別宮]		山
19日		大般若経転読	御神楽[宮御所・新日吉社]		山
21日		愛染明王像供養、薬師法、冥道供	御祈[松尾・平野・住吉]祭文作成		山
22日	御物怪不快				山
25日		孔雀経法、七仏薬師法、不空羂索法、御修法二壇	神楽、御祈[北野・貴船]		山 御
27日	法皇密御幸	法華経[法皇]、聖観音・千手・馬頭・十一面・准胝・如意輪法等身六観音・五大尊像供養、黄牛加持			山 玉
28日	御物怪不快	等身不動大威徳像供養			山
29日			仁王会[祇園・稲荷]、東方祭		山
11月1日	御物怪如常		百座仁王講[春日]、平野祭使	毎日御戒を止む	山
2日			千度御祓		山
3日		孔雀経・七仏薬師法延引			山
7日		随求陀羅尼供			山 御
8日			泰山府君祭[河合・耳敏川・東鳴瀧・西鳴瀧・松崎・石陰・大井川]		山
9日		孔雀経・七仏薬師法延引			山
10日			八女田楽[常光院総社]		山
12日	御産	仏寺七十四所奉幣、不断誦経、仏供養、金輪法、薬師法、千手法、不動法、六字法、七仏薬師法	神社四十一所奉幣 行啓立願[石清水・平野・日吉]	非常赦	山

### 史料略称一覧

『山』 = 『山槐記』（藤原忠親）、『玉』 = 『玉葉』（九条兼実）、

『御』 = 『御産御祈目録』建礼門院条

なお、毎日御祓・毎日御戒・毎日放光仏供養は、毎日行われることを前提として表に記入しなかった。

〈表I〉 治承二年 平徳子の御産に関する仏事・神事

日付	中宮関連	仏事	神事	備考	史料
6月1日				御着帯日決定	山
17日			厳島神社奉幣	厳島神社奉幣は先例なし	山
19日		千子供		御祈始	山 玉
26日		薬師法	千度御祓		山
27日		六角堂如意輪観音供養			山
28日	御着帯	訶梨底母供、十五童子供、薬師法、斗法、薬師供、聖観音供二壇、千手法、十一面供、陀羅尼供、不動供、大威徳供、愛染王供、六字供、訶梨底母供、星供二壇、七星如意輪供、不動供、北斗供	泰山府君祭三座大神宮・石清水・賀茂上下・松尾平野・稲荷・春日・祇園など御祓		山 御
閏6月11日	御物怪不快				山
19日		金剛童子供			山 御
23日			千度御祓		山
27日	御物怪不快				山
7月13日				御産御調度を作り始む	山
16日		初度御戒			山
26日				忠親を中宮権大夫に補す	玉
28日	六波羅行啓				山
8月2日		金剛童子供、七仏薬師像の造立を始む		御産雑事定	山
5日		仁王講			山
16日	内裏退出	大般若経、六字法			山 御
18日		毎日放光仏易産陀羅尼供養を始む 毎日御戒を始む、六字法	賀茂千度詣を始む		山
19日		二十二壇御修法			玉
21日			御神楽 [貴船]		山
24日			御産御祈勅使 [伊勢]		山
9月1日		愛染王法、千手法、不動法、大般若経			山 御
2日		般若心経3132巻供養			山
5日		千子供、不動法			山
10日		薬師経、千手経	熊野御使発遣		山
12日		尊勝供			御
13日	物怪	薬師法、尊勝供、八齋戒	千度御祓		山
14日	密々入内				山
17日			十社奉幣		山
20日		五壇法 (不動・降三世・軍荼利・大威徳・金剛夜叉)、一字金輪、仏眼法、烏樞沙摩法、金剛童子法	熊野參宮	12日以後20日以前、准祓法	山 御
25日			泰山府君祭		山
10月1日		法華経、最勝王経、観音経、寿命経			山
3日		八字文殊、准祓仏母			山
4日		御八講、仁王講、大般若経、自在王経、観音経、如意輪法、経供養 (法華経・薬師・観音・千手・金剛・般若等) 般若心経、尊勝陀羅尼	御神楽、御祈 [石清水]		山

注

- (1) 『平家物語』では、六月一日御着帯とされるが、『山槐記』によると六月一日は徳子の御着帯日が決定された日である。実際には、六月二十八日に御着帯が行われた。
- (2) 『平家物語』の引用は、とくに断らない限り新日本古典文学大系(底本高野本)により、以下、書名を省き、巻名・章段名・上下の別と頁数のみ表記する。
- (3) 本論中の引用文に付けた傍線は全てわたくしに付したものである。以下同じ。
- (4) 横佐知子「平家物語の変成男子の法、及び出産儀礼と『医心方』の比較研究」、『儀礼文化』第十三号、儀礼文化学会、一九八九年九月。
- (5) 『諸法要略抄』の引用は統群書類従第二十五輯下(釈教部)により、以下、書名と頁数のみ表記する。なお、(〜)は割注を表すものとし、引用本文に傍書などがある際は適宜表記を改める。以下同じ。
- (6) 『御産部類記』の引用は図書寮叢刊により、上下の別と頁数を表記する。
- (7) それぞれ『御産御祈目録』各条による。
- (8) 『山槐記』の引用は本文は増補史料大成により、以下、書名と該当条の年月日のみを表記する。
- (9) 徳子の御産以前にも、堀河天皇誕生の例を重視する傾向が見受けられる。『康和元年御産部類記』によると、康和元年(一〇九九)堀河天皇皇女椋子内親王が誕生した時に、堀河天皇誕生の例が重んじられたという。堀河天皇の例は徳子御産に際して特別に重んじられた例というわけではなく、当時最も一般

- 的な前例として重視された御産例であつたらしい。
- (10) 『薩戒記』の引用は大日本古記録により、書名と該当条の年月日のみを表記する。
- (11) 『満濟准后日記』の引用は統群書類従補遺第一上により、書名と該当条の年月日のみを表記する。
- (12) 『薩戒記』応永三十三年五月十二日条による。
- (13) 『阿婆縛抄』の引用は大日本仏教全書(阿婆縛抄全七巻、佛像一卷)により、以下書名、巻数、頁数のみを表記する。
- (14) 平安時代中期の資料には「不動調伏法」の語が見られる。その頃には既に不動法は調伏に用いられるものと考えられていたであろう。
- (15) 『寛禅抄』の引用は大日本仏教全書(寛禅抄全七巻)により、以下書名、巻数、頁数のみを表記する。
- (16) 『烏樞沙摩明王』の「烏樞沙摩」は、「烏瑟沙摩」、「烏主沙摩」などとも記される。また、その名号についても、
- 亦云「歳積金剛」。○亦云「金剛児」。○亦云「受触金剛」。(義釈)
- 集経三云。唐云「不浄潔金剛。文又云「火頭金剛。文(大仏頂経同之)。
- 帖決三云。唐云「烏瑟沙摩。
- 大仏頂経七云烏鷲瑟摩并「尼藍婆(諸天阿修羅火頭金剛。文(但付爛脱烏々々々火頭金剛令説連之)。
- 大仏頂行法「烏樞沙摩印明。次「火頭金剛」印明各別に出し之。
- 〔阿婆縛抄〕五一九九八頁)
- または、
- 集経十二云。烏樞沙摩。唐云「不浄金剛」。

底哩經上云。受触金剛。即是不淨金剛也。九〔考〕九上長高俱有疏。同之。

高尾口決云。住<sup>ス</sup>烏瑟紫摩三摩地<sup>ニ</sup>。漢<sup>ハ</sup>云<sup>ク</sup>壞<sup>ハ</sup>斫<sup>ハ</sup>金剛三摩地<sup>ト</sup>。或云。穢跡金剛名。付金界。又穢触云々

〔覺禪抄〕五 一七三七頁

などがあるとされるが、本論では『諸法要略抄』の表記に従って「烏樞沙摩」で統一する。

(17) 『阿婆縛抄』による。ただし、赤い全身に狸眼と狗牙をもち、黄色い髪をした怒形の像も同書には記されており、当時から既に像容にばらつきがあったらしい。不浄を焼き尽くす炎と憤怒の形相は共通している。

(18) 烏樞沙摩法が具体的にどのような壇を構え、どのように修されるのかについては、『阿婆縛抄』、『覺禪抄』に詳しいが、細かな説明は本稿の意図するところではないため、ここではそれを簡潔に記すに留めた。

(19) 崇徳院以後は天台座主による修法ではなく、延暦寺僧によるものである。しかし、冷泉院、堀河院、崇徳院の前例から、天台僧らの間ではなお天台座主による靈験が信じられたものと見られる。

(20) 『吉記』の引用は増補史料大成により、書名と該当条の年月日のみを表記する。

## 『平家物語』の「不思議」考 ―覚一本・百二十句本・屋代本の比較を通して―

粟村 亜矢

### はじめに

覚一本『平家物語』における「不思議」の用例は全三十九例である。「不思議」は「不可思議」の略で、考えることも言葉にすることもできないことをいう。しかし、「不思議」は一つの意味だけで使われる言葉ではなく、『平家物語』でも同様である。元は仏語であったものが俗語化し、複数の意味を持つようになったため、辞典での説明もそうなっている。

たとえば、『日本国語大辞典』<sup>(2)</sup>では、その意味は六通りに分けられている。

「ふかしぎ(不可思議)」の略

① 仏語。思いはかることもことばで言い表すこともできないこと。また、そのさま。

② 人間の思考力、判断力の及ばないこと。また、そのさま。

③ 思いもかけないこと。また、そのさま。予想外。二常識的、理性的な思慮の及ばないこと。また、そのさま。

① 倫理的に非常識なこと。あるまじきこと。けしからぬこと。また、そのさま。

② 普通でなく、粗末なこと。卑しいこと。また、そのさま。

③ (―する) あやしいこと。疑惑を感じる。また、そのさま。不審。

また、『角川古語大辞典』<sup>(3)</sup>では、五通りに分けられている。

① 仏語。不可思議(ふかしぎ) ①に同じ。  
不可思議 ①: 仏語。梵語 acintya の意識。人間の思慮の範囲を超え、言語では説明できない領域の事柄。また、そのさま。多く、仏の悟りや神通力などを、人の浅智の及ばないこととしてたたえるのに用いる。

② 思いもよらないこと。想像、判断力の及ばないこと。また、そのようなさま。

③ 常軌を逸脱した出来事やふるまい。とつぴなこと。

④ 並外れて卑しいさま。粗末なさま。

⑤ 怪しいさま。疑惑を感じさせるさま。不審。

これらから、現代語も含む『日本国語大辞典』と古語に絞った『角川古語大辞典』という、焦点の異なる辞典ではあっても、「不思議」の意味の分類はそう大きく異なっていないことがわかる。しかし用例を見ると『日本国語大辞典』では全二十例、『角川古語大辞典』では全十三例を挙げているが、両者共通するのは三例のみである。

『日本国語大辞典』②、『角川古語大辞典』②で『方丈記』、『日本国語大辞典』②①、『角川古語大辞典』③で『平家物語』、『沙石集』の例が挙げられている。三例とも鎌倉期に成立した作品である。それ以前の例として『日本霊異記』『大鏡』も両辞書で用いられているが、引用箇所は異なっており、それ以降になると取り上げる作品にはらつきがある。つまり、「不思議」を説明する代表的な例として使用するのに中世の作品が適していると思われたいことである。

「不思議」が中世的な言葉であることや、その意味の変化が平安末期という時代にあったことは、既に指摘されているが、『平家物語』での「不思議」の使われ方に焦点を絞り、諸本を比較するといった研究はいまだなされていない。そこで、『平家物語』での「不思議」の用例を見ると、平家の運命との関わりをもって使われており、諸本間での異同も存在している。物語において、考えることも言葉にすることもできないとして「不思議」という言葉を使うのは、

外性を本質として、完全に俗語化された「不思議」の用法があるが、諸本の例についてみる限り、『方丈記』に近接する時点において、天変の意の「不思議」が普遍化されて広く社会性を帯ていたとは認めにくいと指摘する。

いずれにせよ、両氏とも「不思議」を中世的な言葉だと捉えており、それはまた、先に述べた辞書の認識とも共通する。管見の限り、その後の研究でも未だこれらの論への異論はないようである。しかし、『平家物語』の「不思議」を問題とするならば、同時期の他作品との比較だけではなく、諸本間での異同にも、より注目する必要がある。『平家物語』の「不思議」は、社会の変化のみに影響を受けているわけではないと考えられるからである。そこで、次に『平家物語』の「不思議」の用例を細かく見ていく。

覚一本（日本古典文学大系『平家物語』上下、岩波書店・百二十句本（新潮日本古典集成『平家物語』上中下、新潮社）・屋代本（『屋代本高野本対照平家物語』一～三、新典社）での『平家物語』の「不思議」の使用数は次の通りである。ここでは巻毎の数のみを示し、各用例の詳細については、末尾に別途表を付す。

語ることを諦めた表現とも受け取れるのではないだろうか。そしてそれは、使用場面によって意味は異なっても、結局は「不思議」としか言えないのだと、読者に強く印象付けたい出来事を表現するための言葉であるように感じられる。だからこそ『平家物語』での「不思議」は、平家の運命を描くという作品の構想に関わる場面で使われ、諸本間での異同や意味の変化が生じたのだと考えられるのである。そこで本稿では、作品の構想にせまる一つの手段として、語り本系諸本のうち屋代本・百二十句本・覚一本を比較、検討し、『平家物語』における「不思議」について、平家との関わりと諸本での変化の二点に焦点を当てて考察する。

### 一、『平家物語』の「不思議」の意味分類

『平家物語』の「不思議」に関わる先行研究では、他作品との比較から、中世における「不思議」の変化を中心に考察するという方法が取られている。たとえば大野順一氏は、「不思議」は『保元物語』以降に頻出する「中世的な言葉の一つ」であり、武士によって伝統的な理や法が崩壊されたため、『保元物語』以前と以後では内容が異なっているという。また、小林智昭氏は、『方丈記』で鴨長明が自らの経験について「世の不思議」と言っていることを考察する手段として『平家物語』を取り挙げ、『平家物語』には、意

〈表1〉（覚：覚一本、百：百二十句本、屋：屋代本、以下  
の表でも同様。斜線部は欠巻もしくは該当巻なし）

巻	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	頂	計
屋	5	3	7		2	2	0	0		0	1	1	1	8
百	9	4	8	1	1	3	1	1	1	1	3	1		34
覚	9	5	8	0	0	2	1	2	2	4	3			39

表を見ると、屋代本・百二十句本・覚一本の順に用例が増えていることや、巻一～三に用例が多いのは諸本共通の傾向であることがわかる。このうち、三本とも内容が共通する例は、巻一・五例、巻二・三例、巻三・二例、巻六・一例、巻十二（覚一本では灌頂巻）・一例の、十二例であり、前半には共通する例が多いが、後半では異同が激しく、そこには諸本の特徴があると考えられる。

これらの『平家物語』における「不思議」の語の分類について、先行研究を見てみたい。富倉徳次郎氏は「批難の意を持つ場合」と「単に意外な事、普通でない事」の二つに分けているが、小林氏はそれを不十分として、非難の意を含まない場合を「靈妙、神異」「意外・奇妙、思いもよらぬ」「天変地異」に細分化している。鈴木氏は十の意味に分けている。また、『平家物語辞典』では、名詞・形容動詞と

しての「不思議」と、副詞としての「不思議に」「不思議にて」に分け、前者を更に四つに分けて説明している。<sup>15)</sup>しかし、これらの分類はいずれも問題が残るものである。富倉氏の二義では少なくとも十分に説明しきれないが、『平家物語』においては、小林氏のように天変地異を特に分ける必要性は感じられない。しかし、鈴木氏のように細かく分けてしまうと諸本を比較する際、傾向が掴みにくくなってしまふ。また、『平家物語辞典』は、基準が曖昧で分類しにくい。そこで本稿では、『平家物語辞典』に使用されている例(底本は寛一本)を挙げ、その問題点を示し、新たに分類する。

A 殿上の交をだにさらはれし人の子孫にて、禁色雑袍をゆり、綾羅錦繡を身にまとひ、大臣の大将になつて、兄弟左右に相並事、末代とはいひながら不思議なりし事どもなり。(巻一「吾身榮花」上・九二頁・1)

B 卒塔婆のかたのみえけるを、何となつとて見ければ、奥のこじまに我ありと、かきながせることのは也。文字をばゑり入きざみ付たりければ、浪にもあらはれず、あざくとしてぞみえたりける。「あなふしぎ」とて、これを取て、(巻二「卒塔婆流」上・二〇四頁・13)

C 天性のおとゞは不思議の人にて、未来の事をもかねてさとり給けるにや。去四月七日の夢に、み給けるこそふしぎなれ。(巻三「無文」上・二四五頁・20・21)

挙げる。しかし、D Eも「常識では理解できないこと。普通の判断力・想像力を超えた、異常なさま」には違いないのではないだろうか。このような用例の示し方では、A B CとD Eとを分ける基準も、①を分ける必要性も理解できない。

そこで、A Eの例を分類する明確な基準として、人間の領域という枠組みを設定する。霊験や怪異など人間以外の力が及んで起こった事と、人間が起こした事に分けるのである。Cの「不思議の人」というのは、「人」とあるのだから人間の領域の事だとの指摘もあるだろうが、ここでは普通の人間の領域にはない事として、前者に分類する。前者は本来の仏語としての「不思議」に近く、B C Dが前者、A Eが後者である。また、後者に対しては、人間の領域内での評価がなされ、批難の意を含むか含まないかで、更に細分化される。そして、副詞として使われている場合も区別する必要があると考える。これらを踏まえ、本稿では『平家物語』の「不思議」を次の五つに分類する。

- (1) 神仏に関わる事。霊験。(未来予知を含む。人間の領域にないもの)
- (2) 意外な事(批難の意を含まない)
- (3) 非常識な事(批難の意を含む)
- (4) 奇妙な事(批難の意は含まないが、疑惑を感じさせ

D 八幡に百人の僧をこめて、信読の大般若を七日よませられける最中に、甲良の大明神の御まへなる橘の木に、男山の方より山鳩三飛来て、くいあひてぞ死にける。鳩は八幡大菩薩の第一の仕者なり。宮寺にかゝるふしぎなしとて、時の検校、匡清法印奏聞す。(巻一「鹿谷」上・一二二頁・6)

E それにかゝる不思議の有ける、其時はなにとも覚えざりしか共、後にこそ思ひあはする事共も多かりけれ。(巻三「公卿揃」上・二二二頁・15)

それぞれの「不思議」の内容は次の通りである。

A 平家一門が権勢を誇っている事

B 遠くの島から流れ着いた卒塔婆を発見した事

C 重盛の予知能力と、重盛が見た夢(『平家物語辞典』が挙げるのは前半のみ)

D 八幡宮で三匹の山鳩が争って死んだ事

E 中宮徳子の御産での数々の異例な出来事(後白河法皇自らの祈祷、甌を逆に落とした事、妻の病気による宗盛の不参加、陰陽師の安部時晴の冠が脱げた事)

『平家物語辞典』では、まず「不思議」を「常識では理解できないこと。普通の判断力・想像力を超えた、異常なさま。不可思議」と説明し、A B Cを挙げたあと、「①異変・奇蹟など、信じがたい出来事」と更に意味を分け、D Eを

るもの)

(5) 思いがけず(副詞的用法)

先のB C Dは(1)に分類し、A Eは(4)に分類する。(2)と(3)の例を次に挙げる。

F 或時天下に兵乱おこつて、烽火をあげたりければ、后これを見給ひて、「あなふしぎ、火もあれ程おほかりけるな」とて、其時初てわらひ給へり。(巻二「烽火之沙汰」上・一七七頁・11)

この例は、火の上がる様子が、単に予想外だとか意外だとかいう、自分の意識の外にある主観的判断の「不思議」であり、批難の意は含まないので、(2)に分類する。

G 入道相国、一天四海をたなごゝろのうちになぎり給ひしあひだ、世のそしりをもはばからず、人の嘲をもちへり見ず、不思議の事をのみし給へり。(巻二「祇王」上・九四頁・2)

この例は、清盛の行動が非常識で良くない事だという、一般常識の外にある客観的判断の「不思議」であり、批難の意を含んでいるので、(3)に分類する。

(3)のように、客観的に批難の意は含まないものの、主観的に意外というだけでもなく、異常を感じさせる「不思議」である場合を(4)に分類する。そして、「不思議に」「不思議にて」と副詞として使われている場合を(5)に分類する。こ

の五つに従って、各本の「不思議」を分類し、その数を表Ⅱにまとめた。末尾の表でも同様の分類を示す。

〈表Ⅱ〉

		覚	(1)
屋	百	15	(2)
16	18	10	(3)
7	8	5	(4)
1	2	4	(5)
5	4	4	
0	2	5	

いずれも(1)の例が最も多いのは同じだが、(2)と(5)の例は諸本で差が見られる。中でも、古態を残すとされる屋代本を見ると、(2)(4)に比べて、(3)(5)の例が極端に少ない点に注目したい。この(3)の一例というのは先に挙げたGの清盛の振る舞いを批難する「不思議」であり、屋代本では抜書に位置する。抜書を抜粋したものと取るか増補したものと取るかが問題になるところだが、今は屋代本での(3)は清盛の振る舞いのみに使用されているという点だけを押さえておくこととする。そしてまた、(5)の例が全くないという点も問題にすべきだと考えられる。よって、この(3)(5)の「不思議」の変化が、平家とどう関わるのかを見ていくという形で、『平家物語』の「不思議」について考察を進める。

## 二、清盛と「不思議」

屋代本での、(3)の批難の意を含む「不思議」の用例は、先に挙げたGの清盛の振る舞いに対する例であり、同箇所は百二十句本でも見られ、三本で共通する(3)の唯一の例ということになる。『平家物語』での(3)の用例は、この他に、覚一本で四例、百二十句本で一例あり、どれも人の振る舞いに対して、批難の意をもって使われている。しかし、覚一本では「不思議」の対象は、清盛・後白河法皇・鼓判官平知康・頼朝で、百二十句本では宗盛であり、共通する箇所はない。このことから、批難の意を含む「不思議」の最初の例が清盛だったと推定できる。「世のそしり」「人の嘲り」といった人々の批難を憚らない清盛の振る舞いに対し「不思議の事」という表現を使うことで、作者は「不思議」に批難の意を含ませたのである。そういった清盛と「不思議」との関係については、既に先行研究でも指摘されている<sup>①②</sup>。清盛が従来の人々に捉われない人物であったために、その行動が当時の人々にとって「不思議」だったというものである<sup>③</sup>。

そういった人物造型に関わって、冒頭で清盛について

六波羅の入道前太政大臣平朝臣清盛公と申し人のありさま、伝承こそ心も詞も及ばね(巻一「祇園精舎」上・八三頁)

という表現が使われていることも注目すべき点だと思われる。この「心も詞も及ばね」というのは「思議すべからず」という「不思議」の意味と重なる表現である。『神道集』など他作品との関わりが指摘されているが、覚一本での使用は他に二例ある。

まことにおもしろかりければ、いそぎ船よりおり、岸にあがって、此島の景気を見給ふに、心も詞もをよばれず。(巻七「竹生島詣」下・六四頁)

本宮にまいりつき、証誠殿の御まへにつみぬ給ひつ、しばらく法施まいらせて、御山のやうををがみ給ふに、心も詞もおよばれず。(巻十一「熊野参詣」下・二七八頁)

これらの二例は、どちらも霊験あらたかな様子の描写として使われており、冒頭の清盛の例とは明らかに用法が異なっている。これも、先の「不思議」の例と同じように、清盛への評価として使用することで、批難とまでは言えないかもしれないが、他とは違った意味を含ませている。また、この冒頭の表現は、清盛の「心も詞も及ばない」、「不思議」なありさまについて、これから語るといふ予告の役割も果たしている。『平家物語』の「不思議」が前半部に集中しているのは、清盛の周辺に「不思議」が多く存在するからである。

とはいえ、前半部の「不思議」全てが清盛に関わるわけ

ではない。先のCの「天性このおとゞは不思議の人にて、未来の事をもかねてさとり給けるにや」とある例などがそうである。二章でこの「不思議の人」について、普通の人間の領域にはないこととして(1)の仏語本来の意味に近いものとして分類した。それに対して、清盛の「不思議」は、中世での意味の変化によって生じたものである。『平家物語』の重盛と清盛が対立関係で描かれているというのは、今更言うまでもないことであり、そのことが「不思議」という言葉にも表れている。

この重盛に対しての「不思議」は、百二十句本にはあるが、屋代本には見えず、続く重盛の平家滅亡を予感させる予知夢に対してのエピソードも屋代本にはなく、後の増補と見られるものである。しかし屋代本にも「天性此大臣ハ未来ノ事ヲモ兼テ知給タリケルニヤ」(巻三「同内府病惱事同死去事」二・九二頁)という一文は存在している。覚一本では、「不思議」という言葉が付け加えられており、この「不思議」は元来の意味に近い、普通の人間の領域にはない事である。

このように元来の意味に近い「不思議」が増やされている例は他にもある。(1)の例は、覚一本十五例、百二十句本十八例、屋代本十六例であり、数だけで見るなら大した差はないが、そのうち三本に共通している例は三例のみである。(1)の「不思議」も多く増やされているのである。中世

の社会の変化の影響を受け、時代が経つに従って「不思議」の意味が多様化していったのなら、元来の意味に近い(1)の「不思議」よりも、(2)～(5)の「不思議」の方が増えそうなのだが、実際はそうではない。重盛の例は、「不思議」の使用により、重盛が普通の人間の領域を超えた存在であることが強調され、平家の先行きの暗さが一層効果的に描かれている。

そこで、CとGの例を、平家とどう関わる「不思議」なのか、という点から見てみると、Gは平家一門の長である清盛の振る舞いを非道なものと批難しており、Cは平家一門の未来が不吉なものであることを重盛の夢を通して語っている。どちらも平家にとってマイナスイメージを受ける「不思議」なのである。批難の意を持つ「不思議」は、元来の仏語としての意味からはかなり離れたものであることが明らかだが、マイナスイメージを受ける「不思議」もまた、仏力などを称えるという元来の仏語としてのイメージとは少しばかり違うのではないだろうか。しかし、『平家物語』の中で、平家一門に直接関わる「不思議」はマイナスイメージを受けるものが極めて多い。

### 三、平家に関わる「不思議」

平家にとってマイナスイメージを受ける「不思議」とい

△			×			○		
屋	百	覚	屋	百	覚	屋	百	覚
10	11	10	4	5	5	2	2	(1)
5	6	7	2	2	3			(2)
		2	1	2	3			(3)
			1	1	1			(4)
		4	3	3	2	5	(5)	
			2	2				計
15	17	19	4	3	3	8	12	17
			4	3	3	2	2	0

△の分類を示したが、平家と直接関わりがない例は空欄とした。  
(表Ⅲ) (空欄は用例なし)

どの本でも、平家に関わる「不思議」は全体の半数程度を占めており、中でもマイナスイメージを受けるものが多いことがわかる。また、(4)(5)の「不思議」は平家に関わるものしかなく、平家に関わる「不思議」は意味が多様化している。覚一本が最もその傾向が強く、プラスの「不思議」の例はなく、マイナスの「不思議」の例が他本に比べ多い。更に詳しく見ていくと、まず平家にとってプラスの「不思議」は、百二十句本と屋代本に二例ずつあるが、その内

うのは、どのようなものか、CとGの他の例を挙げる。

H若不思議に運命ひらけて、又都へたちかへらせ給はん  
時は、ありがたき御情でこそ候はんずれ。(巻七「聖主  
臨幸」下・一〇二頁・25)

これは、都落ちの際の知盛の台詞で、平家の未来が開けることが、思いがけない「不思議」であると言っている。平家が都へ戻ることはまずないのだという、未来への悲観を前提として使われている。つまり、CGHのいずれの例も、平家の繁栄を否定しているのである。

しかし、マイナスともプラスとも言い難い例やプラスの例も存在する。先に挙げたA、Eの例が前者である。Aの例は平家一門が権勢を誇っているのは、平家にとってプラスの出来事だが、それが「不思議」と評されていることで、完璧にプラスであるとは言い切れないという印象を受ける。また、Eの例は、御産の際に起きた奇妙な出来事を「不思議」と言っており、中宮の御産という平家に関わることではあるが、プラスともマイナスとも判断がつかない。また、プラスの例も、わずかに存在する。

このようにして、平家にとってプラスの「不思議」を○、マイナスの「不思議」を×、どちらとも言いきれないものを△、それ以外の平家と直接関わりのないものを他として数え、表Ⅲにまとめた。また、末尾の表にも、同様に○×

容は異なっている。屋代本の二例は、どちらも清盛に厳島修理の託宣があったことに対して使われているが、この例は他の二本では「めでたかりし」となっている。百二十句本の二例は、清盛が高野の大塔を修理したことに対して使われているものと、一の谷で知盛と馬が共に助かったことに対して使われているものである。前者は他の本には見えず、後者は屋代本では欠巻のため確認できないが、覚一本では「めでたけれ」となっている。

次に、プラスともマイナスとも言い難い例は、屋代本で四例、他本で三例となっているが、これはほぼ同じ内容を指している。屋代本で一例多くなっているのは、先に述べたEの例のとき、「今度ノ御産ニ不思議アマタ有ケリ」(巻一「中宮御産事」一・二四四頁・VII 9)と段落の最初にも「不思議」を使っているからである。この箇所は他本では「勝事」となっているが、指している内容は変わらない。Aの平家一門の権勢、Eの中宮御産の際の出来事、そして残りの一例は次である。

I一院還御の後、御前にうとからぬ近習者達あまた候はれけるに、「さてもふし議の事を申出したるものかな。露も思食よらぬものを」と仰ければ、院中のきりものに西光法師といふ者あり。境節御前ちかう候けるが、「天に口なし、にんをもッていはせよと申。平家以外に過

分に候あひだ、天の御ばからひにや」とぞ申ける。(巻一「清水寺炎上」上・一四頁・4)

この例は、山門の大衆が清水寺に攻め入るとき、後白河法皇が山門に命じて平家を追討させようとしているという噂が流れたことに対して、後白河法皇自身が「不思議」なことだと言っている。一見、後白河法皇が平家を追討させるなど有り得ないことであるという平家にとってプラスの「不思議」だが、それは天が言わたのだという西光の言葉によって、実はマイナスの「不思議」であることがわかる。

最後にマイナスの「不思議」は、三本共通のものが二例、覚一・百二十句本に共通のものが七例、百二十句・屋代本に共通のものが二例、覚一本のものが八例、百二十句本のみものが一例、屋代本のみものが四例と、三本に共通しているものは少ない。平家にとってマイナスのものが多いという傾向は一致するが、その内容は本によって異なり、特に例が多いのは覚一・百二十句本に共通の七例と、覚一本のみの八例である。この例を意味で分類すると、前者は(1)四例、(4)一例、(5)二例であり、後者は(1)一例、(2)二例(3)二例(5)三例となる。諸本の成立順を屋代本、百二十句本、覚一本の順と仮定すると、徐々に平家にとってマイナスの「不思議」が増え、それに伴って「不思議」の意味も多様化したのだと考えられる。

しは「若代立ち直テ、平家ノ代ニ成事アラハ、終ニハ六代ニタベ」(巻十「惟盛高野登山并熊野参詣同入水事」三・一二八頁)、Mは、「正シク此世ニ御坐セヌ共不聞シカハ、今一度見奉ル事モヤト」(巻十二「重衡被渡南都被誅事」三・三三二頁)となっている。覚一本では「不思議」という言葉が意図的に増やされていることがわかる。

これらの例は全て巻七以降の後半部で使用されており、平家が再び都に戻って天下を取ることはまずないだろうという状況で、もしそれらが起こるとしたら「不思議」であると言っている。これは、他の(1)〜(4)の「不思議」とは明らかに異なる。(1)〜(4)は実際に起こった出来事に対して「不思議」と言っているが、(5)は、平家が都に戻るといふ今後起こるかもしれない出来事に対して「不思議」と言っているのである。前者が過去・現在の「不思議」であるのに対し、後者は未来の「不思議」になっている。ただ、Kの例に出てくる「思はぬほかのふしぎ」は例外で、副詞的用法ではないので(2)の批難の意味を持たない主観的な「不思議」に分類したが、これも今後起こるかもしれない出来事に対しての「不思議」である。

つまり、都を落ち、源氏との戦いでも敗北を重ねる平家の人々が、自らの未来に対し、「不思議」が起れば、と願っているのである。この「不思議」は神頼みに近く、自分た

中でも、(5)の思いがけずという意味の副詞的用法としての「不思議」は、古態を残すとされる屋代本には見えないものであり、注目に値するものだと考えられる。百二十句本の二例は覚一本の五例と同じ内容なので、先に述べたHと、残り四例を挙げる。

H若不思議に運命ひらけて、又都へたちかへらせ給はん時は、ありがたき御情でこそ候はんずれ。(巻七「聖主臨幸」下・一〇二頁・25)

J若不思議に運命ひらけて、又都へ立帰る事候はば、其時こそ猶下しあづかり候はめ(巻七「経正都落」下・一〇六頁・26)

Kもしふしぎにこのよをしのびすぐすとも、心にまかせぬ世のならひは、おもはぬほかのふしぎもあるぞとよ。

(巻九「小宰相身投」下・二二九頁・28、29)  
Lもし不思議にて世もたちなをらば、六代にたぶべし(巻十「維盛出家」下・二七六頁・31)

Mまさしうこの世におはせぬ人ともきかざりしかば、もし不思議にて今一度、かはらぬすがたをみもし見えもやすとおもひてこそ(巻十一「重衡被斬」下・三七四頁・35)

該当箇所を屋代本と比較すると、Hはこの一文を欠き、Jはエピソード自体がなく、Kは欠巻であるため不明だが、

ちで運命を開くことは出来ないだろうと悲観しながらも、思いがけない「不思議」が起こることを願わずにはいられないのである。しかし実際に、そのような「不思議」は起こらないし、作者はそれを知っている。だからこそ、ここで「不思議」と使うことにより、平家一門の悲哀が際立つ。この(5)の「不思議」はそういった効果を狙って、付け加えられたものではないだろうか。

また、他の、覚一・百二十句本に共通するが、屋代本にはなく、後から付け加えられたのだろう「不思議」の例についても見ておきたい。(1)の人間の領域にない「不思議」の例は全て、重盛の予知能力、予知夢の周辺に存在するものであり、(4)の批難の意は含まないが疑惑を感じさせる「不思議」の例は、清盛の葬儀の晩に起こった出来事に対してのものである。重盛の自らの死や平家の未来に関する予知、清盛の葬儀での怪異、どれも平家の先行きが暗いことを感じさせる。そういった予言としての「不思議」や、未来の「不思議」という、平家の運命に関わる「不思議」が、諸本が成立する過程で増えたということになる。

#### 四、未来の「不思議」

予言としての「不思議」は、屋代本にも存在する。たとえば、Iの後白河法皇による平家追討という噂が流れたという「不

「不思議」も、後には事実となっている、予言としての「不思議」である。また、平家に関わるもの以外でも、二章で触れたDの例などがそうで、成親が大將祈願を行うと怪異が起き、その願いは叶わないという予言としての「不思議」となっている。平家にとつての予言が増えはしたが、予言としての「不思議」自体は屋代本の成立時期から存在しているのである。しかし、(5)の未来の「不思議」は、そうではなく、『平家物語』の諸本が成立する過程で新しく付け加えられたものだと考えられる。

そこで更に、語り本系のうち八坂流とされる中院本、読み本系のうち、古態を残すとされる延慶本と四部合戦状本、最も増補が多い源平盛衰記の四本で、(5)のHJKLMの五例がどうなっているのかを確認した。すると、中院本では屋代本と同じく使用されておらず、延慶本・四部合戦状本・盛衰記ではLの「維盛出家」の場面でのみ「不思議」が使用されていた。

められていた事を知るのである。<sup>②①</sup>

と、その予言者性について述べている。また、石母田正氏は、重盛は平氏の運命を予見する人物であった。その嫡子の維盛はその運命のうちひしがれる人物である。<sup>②②</sup>

と、運命観の面から述べている。重盛が平家の滅亡を予言する人物であったのは明らかだが、その嫡子の維盛にもまた、予言者としての性格が存在している。そして、この父子は共に、平家の運命を見据える人物として描かれているのである。

そして、平家の運命という物語の軸になる事柄を効果的に描くために、予言者としての維盛の性格と、予言としての「不思議」を結び付けた結果、「若不思議にて、世もたちなほらば」といった表現が生じたのではないだろうか。霊験や怪異といった予言としての「不思議」は、仏語本来の人間の領域にないことというような意味からそう離れてはおらず、屋代本などにも見られることから、初期から存在していた使われ方だと考えられる。つまり、「不思議」の持つ予言性と、維盛が持つ予言性が融合したのである。

また、物語に登場する維盛は、戦で負け続けるなど、自らの力で運命を切り開くことができず、平家の運命を悲観して嘆いたり、妻子への恩愛を捨てられずに苦しんだりする、悲哀に満ちた人物として描かれている。この維盛の人物造型も、

〔表Ⅳ〕(中…中院本、延…延慶本、四…四部合戦状本、盛…源平盛衰記)

	H	J	K	L	M
覚	若忠徳に源をらば	若忠徳に源をらば	もててこの世をすすも	も不思議に世をらば	も不思議に全度
百	×	若忠徳に源をらば	×かへんら	不思議に源の世に立直らば	×全度
屋	×	×	×物	×代を源、平家代一盛事か	×全度
中	×も支那代もりて	×も当たらかり	×は思いの外ながへ	×も源の代とる事かは	×今度
延	×	×	×若世字源字かへ毛	×も源の代とる事かは	×今度
四	×	×	×世に在りて	×源に世に在りて	×今度
盛	×	×	×世に在るらば	×も不思議に世も在らば	×今度

この表を見ると、「不思議」がなくても、再び平家が天下を取るといったような未来が仮定されている例はいくつかあるが、中でもLの例が最も諸本間に異同がないことがわかる。従って、維盛説話での、もし平家の世が立ち直つたら、という仮定の表現は、原平家の時点から存在したものと考えて差支えないだろう。そして、未来のことに対して「不思議」が使用されるようになったのも、この例が最初なのではないだろうか。

『平家物語』における維盛の人物造型に関して、水原一氏は、

維盛の女々しさとは、平家一門の現実の動きに対するアンチテーゼであり、それは「行末頼もしくもなければ」と都に妻子を留めた事に対応する予見力の裏づけを持つ事なのである。盛衰記が維盛の都落に「維盛兼言」の題を設けている事にも、予見者としての維盛像が認

平家の滅亡を予感し、それを嘆くという「不思議」を使わせるのに相応しいものである。その未来の「不思議」が、平家一門の悲哀を際立たせるのに効果的であったから、維盛を初めとして、他の例が増えていったのだと推定できる。

#### おわりに

「不思議」という言葉の在り方は中世期の社会の変化によつて大きく変わり、『平家物語』にもその影響が見られることは既に指摘されている。しかし、『平家物語』での「不思議」は、それだけではなく物語の構想にも関わっている。これまで見てきたように、覚一本、百二十句本、屋代本の読み本系の三本だけでも、その在り方は異なっており、意味も多様である。ただ、どの本にも共通するのは平家にとつてマイナスイメージを受ける「不思議」が多いということである。それは、清盛の横暴な振る舞いであったり、重盛が見た予知夢であったり、維盛が嘆いた未来であったりするが、それらは全て平家の先行きの暗さを感じさせる。つまり、『平家物語』において「不思議」は、平家の運命に深く関わる人物の近くで、平家の滅亡を示すキーワードとして使用されているのである。

そして、屋代本、百二十句本、覚一本と、徐々にその傾向は顕著になっていく。特に、覚一本は、より効果的に平

表V

		「不思議」用例 覚一本						
分類	巻数	章段名	対象事項	本文	頁数	百二十句本	歴代本	
1	(4) △	一	吾身栄花	平家一門の繁榮	殿上の交をだにさらはれし人の子孫にて、禁色雑袍をゆり、綾羅錦織を身にまとひ、大臣の大将になって、兄弟左右に相並事、末代とはいひながら不思議なし事も多し。	上92	○	
2	(3) ×	一	祇王	清盛の振る舞い	入道相国、一天四海をたなごころのうちににぎり給ひあひだ、世のそりをまはばからず、人の嘲をかもへり見ず、不思議の事をのみし給へし。	上94	○(抜書)	
3	(1)	一	清水寺炎上	観音の利生	清水寺やけたりける朝、「やっ、観音火坑變成池はいかに」と札を書て大門の前にたてたりければ、次日又、「歴劫不思議力及はず」と、かへしの札をぞうたりける。	上114	○	
4	(4) △	一	清水寺炎上	平家追討の噂	さてふし議の事を申出したるものかな、露も思食よらぬものを	上114	○	
5	(3) ×	一	殿下乗合	清盛の振る舞い	たとひ入道いかなるふし議を下知し給ふとも、など重盛に夢をばみせざりけるぞ。	上120	×事	
6	(1)	一	鹿谷	石清水八幡宮での怪事	宮寺にかゝるふしぎなし	上121	○	
7	(1)	一	鹿谷	賀茂社での怪事	神非礼を享給はずと申に、此大納言非分の大将を祈申されければ、や、かゝるふしぎもいできにけり。	上122	○	
8	(1)	一	願立	八王子権現から鎧矢が飛ぶ夢	やがて其夜ふしぎの事あり、八王子の御殿より鎧箭の声いでて、主殿をさして、なつて行とぞ、人の夢にはみだりける。	上130	○※夢ではなく、人々が鎧矢の飛ぶ音を聞いた事に対して	
9	(1)	一	願立	童神子による託宣	それにおふしぎなりし事は、七日に満ずる夜、八王子の御社にいらぬありけるまいらう共のなか、陰奥よりはるばるとのぼりたりける童神子、夜半計にはかたえ人にけり。	上131	○	
10	(3) ×	二	教訓状	後白河の振る舞い	設けいかなるふしぎをおぼしめしたせ給ふとも、なんのおそれか候べき。	上173	×こと	
11	(2)	二	烽火之沙汰	火が撃がる様子	あなふしぎ、火もあれ程おほかりけるな	上177	○	
12	(2) ×	二	烽火之沙汰	兵を集めるような出来事	重盛不思議の事を聞出してめしつるなり。	上177	○	
13	(1)	二	卒都婆流	卒都婆の発見	「あなふしぎ」とて、これを取て	上204	×あな無怖や	
14	(1)	二	蘇武	卒都婆の漂着	さても手本まで作りたりける卒都婆なれば、さこそはちいさうもありけれ、薩摩島よりはるばると都までつははりけるこそふしぎなれ。	上205	○	
15	(4) △	三	公卿揃	御座の際の出来事	それにかゝる不思議の有ける、其時はなにも覚えざりしか共、後にこそ思ひあはする事共も多かりけれ。	上221	○	
16	(2)	三	有王	俊寛の生存	此御ありさまにて、今まで御命のびさせ給て候こそ、不思議に覚え候へ	上235	○	
17	(2)	三	有王	俊寛の家の存在	此御ありさまにても、家をもち給へるふしぎさ	上235	○	
18	(2)	三	有王	俊寛の洞落	昔は法勝寺の寺務職にて、八十余ヶ所の庄務をつかさとりわかれ、後門平門の内に、四百五十人の所従眷属に圍繞せられてこそおはせしか、まのあたりかゝるうきめを見給ひけるこそふしぎなれ。	上236	○	
19	(1) ×	三	医師問答	維盛たちが本当に喪服を着ることになったこと	しかるに此公達、程なくまことの色をき給けるこそふしぎなれ。	上242	○	
20	(1) ×	三	無文	重盛の予知能力	天性のおとは不思議の人に、未来の事をもかねてざり給けるにや。	上245	○	
21	(1) ×	三	無文	重盛の夢	去四月七日の夢に、み給けるこそふしぎなれ。	上245	○	
22	(1) ×	三	無文	瀬尾兼康の夢	只いま不思議の事候て、夜の明候はんがぞう覚候間、申さむが為にいまいって候。	上246	○	
23	(4) ×	六	築島	清盛の葬儀の夜の火事と笑い声	やがて葬送の夜、ふしぎの事あまたあり。	上410	○	
24	(1)	六	祇園女御	石清水八幡宮での夢	あなふしぎ、当時何事あつてか大仏殿奉行にまいるべき	上424	○	
25	(5) ×	七	聖主臨幸	平家が都に戻る事	若し不思議に運命ひらけて、又都へたちかへらせ給はん時は、ありがたき御借でこそ候はんすれ。	F102	×	
26	(5) ×	七	経正都落	平家が都に戻る事	若し不思議に運命ひらけて、又都へ立帰る事候はば、其時こそ猶下しあづかり候はめ	F106	○	
27	(3)	八	法住寺合戦	平知康の振る舞い	まづ殿判官知康が不思議の事申いでして、御所をもやかせ、高僧貴僧をもちまはしてまたたこそ奇怪なれ。	F161	×	
28	(5) ×	九	小宰相身投	小宰相が生き延びる事	もふしぎにこのよをしのびすぐすとも、心こまかせぬ世のならひは、おほはぬほかのふしぎもあるぞとよ。	F229	×	
29	(2) ×	九	小宰相身投	小宰相にとって不本意な事		×ふし	欠巻	
30	(2) ×	十	海道下	重衡の有様	昔はつてにだにおもひよらざりしに、けふはかゝるところにいらせ給ふふしぎさよ。	F258	×	
31	(5) ×	十	維盛出家	平家が再び天下をとる事	もし不思議にて世もたちなをらば、六代にたふべし	F276	○	
32	(1) ×	十一	鎌合壇浦合戦	平家がひく島、源氏がおい津に着いた事	平家ひく島につとまこえしかば、源氏は同国のうち、おい津につくこそ不思議なれ。	F327	×	
33	(1)	十一	剣	日本武尊の魂が白い鳥となって天にあがったこと	其たましあはしるき鳥となって天にあがりけるこそふしぎなれ。	F348	×	
34	(3)	十一	腰越	頼朝の振る舞い	たとひいかなるふしぎありとも、一度はなどか対面なるべき。	F364	×	
35	(5) ×	十一	重衡被斬	重衡と再び会う事	もし不思議にて今一度、かはらぬすがたをのみ見えもやするとおもひてこそ。	F374	×	
36	(1)	十二	六代被斬	後鳥羽の巻岐への流罪	されば、承久に御座敷おこさせ給て、国こそおほけれ、隠岐国へうつされ給ひけるこそふしぎなれ。	F421	×	
37	(2)	十二	灌頂	大原御幸	阿波の内侍の言動	あゝあり様にてまかやうの事申すふしぎさよ	F431	○
38	(2)	十二	灌頂	大原御幸	阿波の内侍の言動	ふしぎの尼かなと思ひたれば、理にてあ川け	F432	×
39	(2)	十二	灌頂	六道之沙汰	後白河の御幸	思外に御幸なりけるふしぎさよ	F434	×

家の滅亡を示すために、プラスイメージの「不思議」をなくしたり、マイナスイメージの「不思議」の意味を増やしたりしている。元が仏語であり、一つの意味しか持たなかったことを踏まえると、こうした意味の多様化は時代を経るにつれて変化していったものだと見做すのが自然だろう。このような「不思議」の変化は、語り本系の三本を比べただけでも明らかである。元来仏語であった「不思議」という言葉を使用することで、平家の運命は人間の領域ではもはやどうにもできないことなのだと感じさせることができる。そういった構想があったからこそ、それをより効果的に表現するために、未来の「不思議」を増やすなどの変化が諸本間で生じたのである。

しかし、諸本、特に読み本系の検討が不十分であり、『平家物語』の「不思議」については、まだ考察の余地が多く残っている。また、実際に起きた出来事ではなく、未来に起きるかもしれない出来事に対して「不思議」を使うという例は、「不思議」の語史上、特徴的な変化の一つだと考えられるが、他作品との比較はできておらず、この使用法が『平家物語』独自のもののなかについても、考察が及ばなかった。これらの点は、今後の課題とする。

表Ⅶ

		巻数	章段名	対象事項	「不思議」用例 屋代本				
					本文	頁	覚一本	百二十句本	
1	(4)	△	一	清盛出家事	平家一門の繁栄	殿上之交ヲダニモキラハレシ人ノ子孫ノ禁色雑袍ヲウレ、綾羅錦繡ヲ身ニマトヒ、至大臣大將兄弟左右ニ相並事、未代トハ云ナカラ、不思議ナリシ事共也。	—32	○	○
2	(3)	×	一	義王義女伝閉事同出家事	清盛の振る舞い	入道相国、加様ニ天下ヲ委ニ拘給之間、世ノ謗ヲモ不憚、人ノ稱ヲモ不顧、不思議ノ事ヲマシ給へり。	三460	○	○
3	(4)	△	一	清水寺炎上事	平家追討の噂	サテモ不思議ノ事ヲハ申出シツ物哉。カケテモ思召シヨラズ事	—52	○	○
4	(1)	一	一	新大納言成親卿以下談叛事	石清水八幡宮での怪事	宮寺ニカル不思議有トテ、	—64	○	○
5	(1)	一	一	後二条関白薨御事	夢の内容が実現した事	其朝、関白殿南殿ノ御格子ヲ被開ケルニ、思モヨラス極ノ花ノ一房、御籠ニ立タリケルコト不思議ナル。	—80	×おそろしけれ ※夢は「不思議」	○
6	(2)	二	二	重盛御父禰門談事	火が掬がる様子	アナ不思議ヤ、火モアレホト高フ掬リケル事ヨ	—166	○	○
7	(2)	×	二	重盛御父禰門談事	兵を集めるような出来事	不思議ノ事ヲ聞出ツ間、皆ツケルナリ。	—168	○	○
8	(1)	二	二	康頼入道鬼塚節の漂着	辛都婆の漂着	千本マテ作タル率都婆ナレハ、サコソチイサウモアケテ、薩摩方ヨリ郡マテ伝ハリケルコト不思議ナリ。	—194	○	○
9	(4)	△	三	中宮御産事	御産の際の出来事	今度ノ御産ニ不思議アタマケリ。	—244	×勝事	×勝事
10	(4)	△	三	中宮御産事	御産の際の出来事	カル不思議共ノ有ケル事、其時ハ何共思ハサシカ共、後ニコト思合ル事共多カリケレ。	—244	○	○
11	(1)	○	三	清盛高野大塔修理事并殿島利益事	殿島修理の託宣	アナ不思議ヤ、大師ニ坐々ケルカト思テ、體テ人ヲ付テ見奉ハ、香消様ニ失給イヌ。	—250	×	×
12	(1)	○	三	清盛高野大塔修理事并殿島利益事	殿島大明神の託宣	不思議ナシ事共ナリ。	—250	×目出たかりし	×めでたかりし
13	(2)	三	三	有王丸鬼海島尋渡事	俊寛の生存	此御有様ニテ、御命ノ今マテ長ヘサセ給テ候コト不思議ニ覚候ヘ	—268	○	○
14	(2)	三	三	有王丸鬼海島尋渡事并俊寛死事	俊寛の家の存在	此有様ニテモ家持給ヘル不思議サヨ	—270	○	○
15	(4)	×	三	小督局	小督、大臣流罪、法王幽閉	小松殿薨セラレテ後ハ、様々人ノ心モ替リ、不思議ノ事共多カリケリ。	—294	×	×
16	(1)	×	五	福原怪異事	五葉松が一晩で枯れた事	入道ノ宿所近ク誠ニ榮タル五葉ノ松ノ有ケルカ、夜ノ間ニ枯リケルコト不思議ナル。	—36	×	○
17	(1)	×	五	福原怪異事	小長刀紛失の夢	其北涙中納言雅頼卿ノ許ニ候ケル青侍ガ見タリケル夢モ、不思議也。	—36	×おそろしかり	×おそろしかり
18	(1)	×	六	入道相国病忠事同被薨事	二位尼が見た夢	或夜、二位殿ノ夢ニ見給ヘル事ノ不思議ナル。	—152	×おそろしけれ	×おそろしけれ
19	(1)	六	六	東大寺被造始事	託宣を受け、行障が弁官に選ばれた事	当時何事ニテ行障方東大寺奉行ニハ可向ノ外被思ケレトモ、櫻申シテ下向セラレタリケルニ、今度弁官ノ中ニ被撰テ、件ノ劣ヲ帯シ被向ケルコト不思議ナリ。	—174	○※託宣を受けた事に対して	○※託宣を受けた事に対して
20	(2)	×	十一	奉取三種神器相具平家生駒義経掃落事	明石の月を見ている事	昔ハ名ニノミ聞シ明石ノ月ヲ、今見事ノ不思議サヨ	三260	×	○
21	(2)	十二	十二	法王為女院閉居寂大原御幸事	阿波の内侍の言動	此有様ニテ加様ノ事申不思議サヨ	三418	○	○
22	(1)	劍卷上		頼光の代に起きた事	満仲ノ代ノキテ後、嫡子接守頼光ノ代ニ成テ、様々ノ不思議アリ。	三517	×	×	
23	(1)	劍卷上		神隠し	先第一ノ不思議ニハ、天下ニ人ヲ消失事アリ。	三517	×	×	
24	(1)	劍卷上		神隠し	何ナリ不思議ト、上下万人騒キ合ヘリ。	三517	×	×	
25	(1)	劍卷上		法師の出現	サテハ不思議ナリ	三523	×	×	
26	(2)	劍卷上		頼光が悩まされた事	頼光ホトノ着カ、是程ノ故ニ泣ラサレテ、卅余日マテ悩ミケルコト不思議ナリ。	三523	×	×	
27	(1)	劍卷上		刀の長さが変わった事	不思議ヤ、サルヘキ様ヤアル、切テルカ折タルカ	三528	×	×	
28	(1)	×	劍卷上	平家の味方していた者が源氏へついた事	此剣ヲ得テ後ニ、平家ニ随フ山陽ノ山陰ノ東ノ海、西海ノ兵トモ、昨日マテハ平家トナリシトモ、今日ハ皆心替シテ、源氏ニ付コト不思議ナリ。	三533	×	×	
29	(1)	劍卷下		劍が源氏に伝わる事	希代不思議ノ劍也。	三547	×	○	

表Ⅷ

		巻数	章段名	対象事項	「不思議」用例 百二十句本				
					本文	頁数	覚一本	屋代本	
1	(4)	△	一	三台上祿	平家一門の繁栄	殿上のまじはりをたにさらはれし人の子孫にて、禁色、雑袍をゆるされ、綾羅錦繡を身にまとい、大臣の大將になつて、兄弟左右にあひ並ぶこと、未代といひながら不思議なことも多かり。	上39	○	○
2	(1)	一	一	額打論	観音の利生	「観音火坑変成池はいかに」を札を書きて、大門のまへに立てたりければ、つぎの日また、「歴劫不思議力よばず」とかへし札をぞ立たりける。	上52	○	×
3	(4)	△	一	額打論	平家追討の噂	さて不思議の事を申し出だしたるものな、おまじめしらぬものを	上53	○	○
4	(3)	×	一	義王	清盛の振る舞い	入道相国、かやうに天下をたなごころにぎり給ふあひだ、世のそしりをもはばかり給はず、不思議の事をのみし給へり。	上56	○	○(抜書)
5	(1)	一	一	成親大将談叛	石清水八幡宮での怪事	宮寺にかかる不思議なし	上82	○	○
6	(1)	一	一	成親大将談叛	賀茂社での怪事	「神は非礼をうけ給はず」と申すに、この大納言、非分の大将を祈り申されければよにや、かかる不思議も出できたる。	上83	○	×事
7	(1)	一	一	北の政所暫願	八王子権現から鉦矢が飛ぶ音	やがてその夜不思議の事ありけり。八王子の御殿より鉦矢の音いでて、王城をさして鳴り行とぞ人の耳には聞こえける。	上94	○※音ではなく夢に対して	×
8	(1)	一	一	北の政所暫願	実際に樞の枝が立っていた事	その朝、関白殿の御所の御格子をあげるに、たゞいましより取つてきたるやうに、露にぬれた一枝御櫓にたちけるこそ不思議なれ。	上94	×おそろしけれ	○
9	(1)	一	一	北の政所暫願	童神子による託宣	それに不思議なることには、八王子の御前にいくらもあける参人の中に、陸奥の国よりはるばるとのぼりたる童巫子の、夜半ばかりに、にはかに絶え入りぬ。	上95	○	×
10	(2)	二	二	大教訓	火が掬がる様子	あな不思議や、されば火もあれほどに高くあがりけるよ	上163	○	○
11	(2)	×	二	大教訓	兵を集めるような出来事	不思議の事を聞き出だしたるあひだ召したるなり。	上163	○	○
12	(1)	二	二	三人鬼界が島に流される事	辛都婆の漂着	千本におび作りたる辛都婆なれば、さこそ小さもあけり、薩摩がたよりはるばると伝はりけるこそ不思議なれ。	上185	○	○
13	(2)	二	二	徳大寺殿殿島参詣	殿島参詣によって官位を得ようという事	重藤不思議の事をこそ案じ出でて候へ。	上195	×めづらしい事	×
14	(4)	△	三	御産の巻	御産の際の出来事	それにかかかる不思議のあけるを、そのときはなにも思はずりけれども、のちこそ思ひあはせつことも多かりけり。	上224	○	○
15	(2)	三	三	有王島下り	俊寛の生存	不思議やな、われ都にておほくの乞巧人を見しかども、か様の着はまじ見だす。	上243	○	○
16	(2)	三	三	有王島下り	俊寛の家の存在	あの御ありさまにて、家を持ち給ふことの不思議さよ	上245	○	○
17	(2)	三	三	有王島下り	俊寛の凋落	むかしは法勝寺の寺務職にて、八十余箇所の莊務をもつかさどられしかば、権門、平門のなかに、四五百人の所従眷属に圍繞せられてこそおぼせし、まのあたりにかかかる憂きを見給ひけるこそ不思議なれ。	上245	○	×糸借ケレ
18	(1)	×	三	金渡し医師問答	維盛たちが本当に喪服を着ることになったこと	しかるにこの公達、程なく、まことの色を着給ひけるこそ不思議なれ。	上253	○	×寝ナレ
19	(1)	×	三	金渡し医師問答	重盛の子知能力	この大臣は不思議第一の人にておはしければ、去んぬる四月七日の夜の夢に見給ひける事こそ不思議なれ。	上258	○	×
20	(1)	×	三	金渡し医師問答	重盛の夢		○	○	×
21	(1)	×	三	金渡し医師問答	瀬尾兼康の夢	今夜不思議の事を見候ひて、申し上げんがため、夜の明けが、遅うおまえて、参り候。	上259	○	×
22	(3)	×	四	鏡	宗盛の振る舞い	年ごろごころもあれはこそあれ、源三位入道、今年いかなる心にて、か様に謀叛をば起したりけるぞといふに、前の右大将宗盛、不思議の事をし給へり。	上321	×すまじき事	欠巻
23	(1)	×	五	物怪の巻	五葉松が一晩で枯れた事	また入道相国の宿所ちか、五葉の松の栄えたりけるが、夜の間に枯れたりけるぞ不思議なる。	中42	×	○
24	(4)	×	六	入道死去	清盛の葬儀の夜の火事と笑い声	葬送の夜、不思議の事どもあまたありき。	中137	○	×
25	(1)	○	六	祇園の女御	清盛が大塔を修理した事	白河の院、か様に高野を執りおぼせられたりしかば、その御子にて清盛も、高野の大塔を修理せられけるにや。不思議なし事もなり。	中155	×	×
26	(1)	六	六	須賀川	石清水八幡宮での夢	あな不思議、当時にごとによつてか、行障、大仏殿の奉行には参るべき	中161	○	○※実際に行障が弁官に選ばれたことに対して
27	(5)	×	七	維盛都落ち	平家が都に戻る事	もし不思議に運命聞いて、また都へたち帰るころ候はば、その時こそ、なほ下しあがり候はば	中225	○	×
28	(1)	八	八	緒環	維義の先祖が大蛇の子である事	かかる不思議なる者の末なりければ、	中267	×おそろしき	×怖シキ
29	(1)	○	九	一の谷	知盛と馬が共に闘った事	馬もたすかり、御命もいまのび給ふこそ不思議なれ	下108	×めでたけれ	欠巻
30	(6)	十	十	維盛出家	平家が再び天下をとる事	不思議にて平家の世にも立ち直らば、六代に賜へ	下183	○	×
31	(2)	十一	十一	平家一門大踏渡し	明石の月を見ている事	昔は名のみ聞きし明石の月を、今見ること不思議さよ	下256	×	○
32	(1)	十一	十一	劍の巻 下	劍がありながら負けた事	たのむ木のもとに雨もりて、やみやまと負けぬこそ不思議なれ。	下285	×	×
33	(1)	十一	十一	劍の巻 下	劍が源氏に伝わる事	まことは源氏の重代と、奇特不思議の劍なり。	下288	×	○
34	(2)	十二	十二	大原御幸	阿波の内侍の言動	このさまにて、か様のこと申す不思議さよ。	下372	○	○

- (1) 『平家物語』(上下、日本古典文学大系、岩波書店)による。以下、本稿では、特に断らない限り『平家物語』の引用は、同書により、巻数・章段名、上下の別、頁数のみを記す。旧字体は新字体に改めた。また、「不思議」の語には傍線を施し、頁数の後に末尾の表(特に記さない限りはV)での番号を示した。
- (2) 『日本国語大辞典』第二版、小学館、二〇〇〇年十二月〜二〇〇二年十二月。引用するにあたり、私に改行を施した。
- (3) 『角川古語大辞典』、角川書店、一九八二年六月〜一九九九年三月。引用するにあたり、私に改行を施した。また、(一)内の箇所は「不可思議」の項からの引用である。
- (4) 先行研究は中世期の社会との関連から述べるものである。武士の影響とする大野順一「平家物語における死の問題 その三 不思議についての考察」(『文芸研究』十二、一九六四年十一月)、天変地異としての意味に注目する小林智昭「三方丈記「世の不思議」考―平家物語・古事談との関連をめぐって―」(『続中世の思想』、笠間書院、一九七四年十二月)、清盛造型の影響とする赤羽学「平家物語」の「不思議」と平清盛像の形成(『岡山大学文学部紀要』十五、一九九一年七月)、末代思想の影響とする鈴木智子「平家物語」に見える末代と「不思議」(『藤女子大学国文学雑誌』五十、一九九三年三月)。他、言葉としての「不思議」でなく現象としての不思議を扱ったものに、鈴木孝庸・楊夫高「平家物語と不思議」(高志書院、二〇〇九年三月)がある。
- (5) この三本を採り上げるのは、最も広く読まれている寛一本を中心に、古態を残すとされる屋代本、両本の中間形態を有する

百二十句本を比較すれば、語り本系での「不思議」の変化について一定の考察が可能であると考えたためである。

- (6) 前掲4大野論文。
- (7) 大野氏は、前掲4の論文において、「保元物語」以前の作品の「不思議」の用例について、「宇津保物語」、「大鏡」、「今昔物語」、「宇治拾遺物語」にあるだけで、「古事記」、「万葉集」、「竹取物語」、「伊勢物語」、「大和物語」、「蜻蛉日記」、「枕草子」、「源氏物語」、「紫式部日記」、「和泉式部日記」、「更科日記」、「栄花物語」、「将門記」などには見当たらないとする。それらを比較し、「保元物語」以前の「不思議」は、個人的・主観的・情緒的なものだが、「保元物語」以後の「不思議」は、歴史的・社会的な背景を持つており、「平家物語」に出てくる「不思議」もそういった個人を超えた集団の中の「不思議」であり、主観的なものではなく客観的な事実であり、支えているのは世の常の理でなく、運命であると指摘する。
- (8) 小林氏は、前掲4の論文において「不思議」の語の持つこの意外性・偶然性は、人間の思惟を超絶する意味で一種の神秘感を持つことになり、それはまた広く当代の慣用的用法ともなるが、方丈記の場合、一方にこの時代的な意味を踏まえながら、他面においておよそ現実的、感覚的な意味構造として、この両者が大した抵抗もなく結びついている事実は、注目されねばならないところであろう。
- (9) 富倉徳次郎『平家物語全注釈』上(角川書店、一九六六年五月)。
- (10) 同右。

(11) 前掲4小林論文。

(12) 同右。

(13) 同右。

(14) 前掲4の鈴木・楊著書において

ⅰ 神仏の裁定に関わること、人知を超えたこと、人知を超えたもののしわざⅱ 超能力(の持ち主)ロ 存外のことへの驚き、未経験のことへの響きⅲ 予期せぬ事態ⅳⅰとわしき事態ⅳⅱ怪しい情勢ⅳⅲ不適合なものに対する感想ⅳⅴ批判すべきこと、否定すべきことⅳⅵ無礼なふるまい、反抗的なこと、弾圧的なことハ 語呂合わせ

と分ける。

(15) 『平家物語辞典』(市古貞次編、明治書院、一九七三年十一月)での説明は次の通りである。

ふしぎ【不思議】(名・形動ナリ)常識では理解できないこと。普通の判断力・想像力を超えた、異常なさま。不可思議。(1) 異変・奇蹟など、信じがたい出来事。(2) 予測できない事態・出来事。(3) ふにおちない事。貴人などの行為を婉曲に批判する語。(4) 奇妙なこと。いわくありげなさま。補説「不可思議」の略で「思い議(はか)るべからざる」の意。しばしば「不思議」とも表記。語義は現代語の場合よりも広い。ふしぎにて【不思議に】(副) 思いがけず。はからずも。万一。ふしぎにて【不思議にて】(副)「ふしぎに(不思議に)と同じ。

(16) 前掲4大野論文に次の通りある。

清盛の行った「不思議の事」といふのは、ただに祇王の事だけではない。それは一例にしか過ぎないのであって、中

略) 畢竟、「不思議」は清盛の全生涯であった。そのゆゑに平家物語はその冒頭に異朝本朝の悪人を列挙したので、続いて「まぢかくは六波羅の入道前太政大臣平朝臣清盛公と申し人のありさま、伝承るこそ心も詞も及ばれぬ」(巻第一・祇園精舎)と語つてゐるのである。「心も詞も及ばれぬ」ほどの「ありさま」とは、「久しからずして、亡じし者」のその滅び方ではないだらう。「おこれる心もたけき事」とともに「心も詞も及ばれぬ」といふそのおこり方、たけきさまであらう。清盛は心も詞も及ばれぬほどの「不思議」な人であつたといふわけである。

また、赤羽氏も前掲4の論文において、「清盛の行為は、予告も理由もなしに突如として敢行される。それが周囲の人々に不可解であるために不思議であつた」、「清盛の演じた「不思議」は、当時の常識を絶した行為であつたために、人々には「不思議」と映つたのである」などと述べる。

(17) 清盛が従来在り方に捉われぬ人物だつたという点について、市古貞次編、『平家物語研究事典』(明治書院、一九七八年三月)の清盛の項では、

清盛は、伝統にとらわれぬ合理主義者であつたがゆゑに、時人には破格の人物と考えられていたのである。(中略) 清盛のこうした合理主義が公家社会では異質な印象を与え、加えて出生の秘密に始まる数々のドラマティックな生前の事件が、悪逆非道な人物に仕立てていったものであろう。

と書かれており、石母田正氏も著書『平家物語』(岩波書店、一九五七年十一月)で、

平家物語巻頭の「祇園精舎」は、清盛を「まちかくは六波羅の入道、前の太政大臣平朝臣清盛公と申し人のありさま、傳へうけたまはるこそ心も詞も及ばれぬ」という風に、言語に絶した人物としてもちだして、読者を巻頭の二節から物語の核心にひきこんでいる。ここでは、清盛は承平の将門、天慶の純友、康和の義親、平治の信頼等、大小の叛逆者の系列のなかの一人としてあげられている。かかる叛逆者たる清盛が、栄華を極め、「日本一州に名を揚げ、威を振ひし人」にまで成長したことが、作者にとっておどろくべき事実であり、不思議であった。作者は後に平氏の栄華を述べたところで、殿上の交りをさえ嫌われた地下の身分の「凡人」にすぎない清盛とその子孫が、大臣・大将となつて、綾羅錦繡の美衣をまとうにいたつたことを、「不思議」なことのつにかぞえている（吾身栄花）。つまり叛逆者であり、身分の卑しい地下のものが、成上り、天下を掌握した点に、作者の清盛にたいする関心の一つの焦点があったといつてよい。同じく不思議な人物としての重盛とは、その不思議さの性質がちがうのである。

と述べる。  
(18) 延慶本注釈の会編『延慶本平家物語全注釈』第一本（汲古書院、二〇〇五年五月）の注に次の通りある。

〔全注釈〕は「神道集」五「上野国児持山之事」の「児持山ノ御事ヲ伝ヘテ承コソ心モ詞モ及ハレネ」を引き、当時の唱導の口調とする。「伝承コソ」を別として「心モ詞モ…」に限れば、宴曲『拾遺集』上「摩尼勝地のさまは」心も詞も及ばねば、『愚管抄』七「神武以降の歴史を」思ヒツ、

## 舞女微妙とその周辺

### はじめに

建仁二年（一一〇二）春、源頼家が外戚の比企能員邸を訪問した際に、酒宴の場において妙技を披露した女性がいた。頼家の目に留まつたその女性を能員が紹介し、そこで彼女はなぜ自分が鎌倉にいるのかを語つた。涙ながらに述べるには、父・右兵衛尉為成が讒訴により幕府の雑色に身柄を引き渡され奥州に流されたということである。その話に同情した頼家はすぐに為成の搜索を命じたが、既に死亡していたという知らせが届くことになる。彼女の名は微妙といつた。

この舞女・微妙について、これまでの研究ではほとんど取り上げられたことがない。わずかに龍蕭氏が、父を懸命に探し求め、その死を知るや菩提を弔う「孝女」としてこの微妙を紹介している程度である。そのほか、女性史、芸能史などの分野においても現在に至るまで関心が払われてはこなかった。

その哀れな生い立ちや、運命に翻弄されながらも父のことを忘れない「孝女」という面ばかり注目してしまいが

クルニ心モコトバモ不及」（以上黒田彰指摘）や、『建久御巡礼記』法隆寺条「太子遺品の」御物具共、皆心詞不及」（高橋貞一指摘）、「建礼門院右京大夫集」など、用例は多く、用法も多様である。

(19) 織田得能『織田佛教大辞典』（大蔵出版、一九六九年八月）の「不可思議」の項に、

或は理の深妙、或は事の希奇、心を以て思ふべからず、言を以て議すべからざるなり。【法華玄義序】に「所言妙者。妙名二不可思議一也。【維摩経慧遠疏】に「不可思議者経中亦名不思議也。通釈は一。於中分別非無差異。拋実望情【名不思議。拋情望名不可思議。【嘉祥法華義疏三】に「智度論云。小乘法中無不可思議事。唯大乘法中有之。如六十小劫說法華経謂如食頃。【維摩経序】に「罔知所釈然而能然者不思議也。【同注経】に「生曰。不可思議者。凡有二種一曰理空。非或情所測。二曰神奇。非浅識所量。」

とあり、仏語としての意味は仏力の深遠さを称えるものである。(20) 中院本は『平家物語（中院本）と研究』（一）（四）、未刊国文資料刊行会、延慶本は『延慶本平家物語』（本文篇上下、勉誠出版）、四部合戦本は『訓読四部合戦本平家物語』（有精堂出版）、源平盛衰記は『新定源平盛衰記』（第一―六卷、新人物往来社）を、それぞれ使用した。

(21) 水原一「平家物語の形成」、『維盛・六代説話の形成』、加藤中道館、一九七一年五月。

(22) 前掲15石母田著書。

## 岩田慎平

ちであるが、彼女の父は在京し右兵衛尉に任官した在京武士だったのである。そうであるならば、この微妙の生い立ちの背景について、近年の武士論研究の成果を援用しながら補完してみることが、考察することはできないだろうか。しかし、ある舞女の生い立ちを分析する上で、武士論研究の成果を援用することには奇異の感が否めないかもしれない。そこでまずは、遊女・傀儡・白拍子などに関する既往の研究のなかから、その手掛かりとなりそうな論点を整理してみたいと思う。

後藤紀彦氏は、従来一括して論じられることの多かった遊女・傀儡・白拍子について、今様・朗詠を謡うのみで舞うことのほとんどなかった遊女・傀儡の芸と異なり、白拍子は水干に袴姿の男装、鼓を伴奏に雑芸を謡いながら舞う「男舞」を行い、当時の記録に「舞女」「舞伎」と表現されるものであるとの区別を与えた。このような白拍子の芸能は、平安末期に急速に盛んとなり、はじめ京都に流行し、やがて鎌倉や各地へ広まったという。しかし、遊女・傀儡・白拍子に共通する要素も多く、いずれも京や鎌倉の貴頭の

遊宴に祇候するなど、地方の拠点や都市との往来は活発であったとする<sup>3</sup>。

これに対して豊永聡美氏は、従来の研究が存在形態の一種でない遊女と傀儡(あるいは白拍子)それぞれの何れの層を考察対象とするかにより評価が分かれてきたことを指摘した。また、彼ら彼女らが様々な階層を含むものたちであることを前提としつつ、史料上にあらわれる遊女たちはそのほとんどが上ランクの者であり、中世社会との密接な結びつきを明らかにし得るのもこのような遊女たちであったのだという。このような遊女たちは長者により統率され、五節舞の下仕などとして宮廷に出仕し、そのような機会に貴族の妻となるような場合もあったようである。また、鎌倉幕府の御家人のなかに「遊君別当」<sup>4</sup>、「白拍子奉行人」<sup>5</sup>と呼ばれる役職を持つ者たちがいたことに注目し、遊女が京都の貴族社会と幕府に編成される武士たちとの間で媒介をなす可能性も指摘した。これは、遊女たちがもつ優れた芸能の故に、公家社会や武家社会に深いつながりを持つことができたからというのである<sup>6</sup>。

このように、遊女・傀儡・白拍子らは内部に様々な階層を含みつつ、江口・神崎や各地の宿など水陸交通の要衝を拠点としながら京都へ出仕したり、遍歴・漂泊しつつ他の交通の要衝や都市を移動しその優れた芸能を披露すること

能員が言うには、この舞女・微妙は頼家に直接訴えたいことがあり、わざわざこの鎌倉まで遠路を凌いでやってきたのだという。そこで頼家は彼女の願いを問い尋ねてみたのだが、微妙はただ涙するばかりであった。

ようやく涙ながらに語りはじめたところによると、彼女の父・右兵衛尉為成は、讒訴により洛中の西獄に禁獄されてしまった。やがて囚人として奥州へ送られることとなったのだが、その際に幕府の將軍・頼朝の雑色がその身柄を引き取り、父を連行したという。母は悲嘆に暮れたまま亡くなってしまう、当時七歳であった微妙も頼るべき親族はおらず、天涯孤独の身となってしまったようである。成長するにしたがい、舞曲を学び、いま父の跡を追って関東までやってきたのだという。これを聞く者は皆涙し、頼家もさっそく奥州に使者を派遣して微妙の父を捜させることにした。

彼女の父・為成は、京にあって兵衛尉に任官していた。つまり「右兵衛尉為成」は、在京活動をおこなっていた武士だったのである。彼は、京都を中心とした列島各地に広がる武士のネットワーク(「一所傍輩」、「京武者社会」、「在京武士社会」)を構成する人物であり、京近郊や列島のどこかにいくつかの所領を持ち、朝廷や京都の貴族となんらかの関係を持ちつつ、ある時は在地経営を行い、またある時

を職能としていた。そのような活動を通じて彼ら彼女らは貴族、武士などともさまざまな関係を築いていた。

このように、内部に様々な階層を含む点<sup>7</sup>、「水陸交通の要衝」を重視する点<sup>8</sup>、京都のほか列島各地に拠点をもつ点<sup>9</sup>、京都の貴族社会へ出仕しそこでさまざまな関係を構築する点<sup>10</sup>などは、近年明らかにされてきた武士の存在形態とも共通する特徴といえないだろうか。しかも、彼ら彼女らは、その活動において実際に武士や貴族たちと多くの接点を持っていたのである。

このことが是認されるならば、舞女・微妙の半生を考察する上で武士論研究の成果を援用することにも一定の意義は認められよう。

それでは、決して多くはない微妙の事跡を辿りながら、彼女と、彼女が生きた時代に目を向けてみたいと思う。

#### 一 右兵衛尉為成—在京武士の周辺—

父・頼朝の跡を継いで鎌倉殿となっていた源頼家は、建仁二年の春のある日、花の鑑賞に外戚である比企能員の邸宅を訪れた<sup>11</sup>。そこに、京都から下向してきたという一人の舞女も祇候していたのである。名を微妙という。酒宴の際に歌舞を披露すれば、頼家も頻りに感心するほどの腕前であった。

には在京活動を行っていた、中世前期に特有の武士の存在形態に沿った活動をおこなっていたと考えられるのである<sup>12</sup>。彼が讒訴に遭ったのは、その在京活動中のことであつたと思われる。この為成と思われる人物を諸記録から検索してみたところ、それと思われる人物を、いずれも確証を得ないながら数名見出した<sup>13</sup>。

ところで、右兵衛尉為成のように在京活動を行いながら、地方にも縁者のいる武士は決して珍しくはない。『吾妻鏡』元暦二年(一一八五)六月五日条には、矢の制作や弓馬の芸にも優れた源太宗季という人物が、その芸を頼朝に買われて御家人に加えられるという逸話を載せている<sup>14</sup>。彼は、(おそらく京都の矢作職人である)矢野橋内所という人物から口伝を受ける腕前でもあった。この矢作の手腕を、知音である中禅寺奥次郎弘長が頼朝に推薦してくれたことで、源太宗季は御家人に列することができたのである。

この宗季の父「前廷尉季貞」は、平家の有力家人・源季貞である<sup>15</sup>。季貞の兄・光季は豊前守を務めていたことから、この一族は侍身分上層の家格を認められていたと思われる。源太宗季の「外戚」は上総国飯富庄を伝領しているというから、地方にも拠点を有していたことがわかる。平氏政権を支える有力家人として在京しつつ各地を転戦した季貞は、微妙の父・為成と同様の在京武士であった。おそらく父と

共に在京していた宗季は、その間に矢作職人の口伝を受けていたであろう。在京活動といえ、朝廷や諸権門への出仕などが想起されるが、このような職人との交流も重要な活動の一つであったのだろう。<sup>18)</sup>この季貞・宗季父子、あるいは為成・微妙父娘のように、京都には、在京活動を行う武士とそれに同行した人々も多く住んでいたであろう。<sup>19)</sup>

幕府御家人のなかには他に、遠江国の縁者のもとを経て小笠原長清との「一所傍輩之好」により関東に下向した橘公長の一族のような例もある。<sup>20)</sup>在京活動中に朝廷や諸権門へ祇候するなかで培った「一所傍輩之好」は、内乱という非常事態において一族を存続させるための重要なファクターとなり得たのであった。

このような縁は、在京武士であった微妙の父・為成も持っていたと思われるが、父を失った少女・微妙の零落を考えると、為成の讒訴による拘禁にはかなり厳しい処罰が行われたのかもしれない。つまり、為成の所領やそれを預けていた家人や一族、さらには微妙の祖父母ら（これらはいずれも、一般的には少女・微妙を養育しそうな人々である）との関係が見えないことから、為成が拘禁されたときには所領のほとんど、あるいは全てが没収されたのかもしれない。

うか。それは、従来からの権門が密集する都市・京都以外に、自らの職能を提供する場が関東にも一つ生まれたということであると言える。すなわち、新たな権門都市の成立である。<sup>21)</sup>

ところで、中世前期の社会にいくつが存在する都市のなかでも、京都が職人の集住地として特に重要であったことは、従来からの研究においても繰り返し強調されてきた。<sup>22)</sup>京都に集住する諸権門が職人たちを編成し、彼らを自らの邸宅近くに住まわせるなどして洛中の地を占める傾向があったことは、夙に指摘されるところである。職人たちもまた、諸権門と結び付き、その家産機構をうまく利用する形で、自らの活動をより効果的に列島各地へと広げてゆくことができたのである。<sup>23)</sup>

このようななか、京都とは別の政治的求心力を持つ鎌倉という都市が生まれたことは、職人たちの活動形態にも少なからず影響を与えたはずである。

たとえば、内乱の只中であつた元暦元年（一一八四）、頼朝は京都から下総権守為久を招いて正観音像を描かせた。<sup>24)</sup>また、内乱の終息した建久年間には、鶴岡宮での神楽のため楽人多好節が京都から招かれた。<sup>25)</sup>権門である鎌倉幕府は、そこに関わる事物の儀式・意匠や装飾品を荘厳することを当然のごとく重視していたし、そうであれば、それらの事

しかし、いずれにしても彼らは家族で在京していたことは間違いないと思われるし、成長した微妙が何の伝もなく舞女となり関東へ下向することもまた考えにくい。<sup>26)</sup>史料上には表出しない僅かな縁故は、為成の死後も保持していたとひとまずは考えておきたい。

## 二 微妙の関東下向

父・為成が囚人として囚われ奥州へ送られたのは建久年中（一一九〇―一一九九）であるそうだから、その時に「七歳」であった少女・微妙は、頼家に対面した建仁二年（一二〇二）には十―十九歳となっていたことになる。<sup>27)</sup>

微妙が、幼い頃に生き別れた父の跡を求めて鎌倉までやってきたこと。これは、東夷成敗権を行使する新たな軍事権門が、関東に成立したことの影響を強く受けている。<sup>28)</sup>治承・寿永内乱を経て鎌倉幕府が成立した社会情勢の変動が、在京武士を父に持つ少女の人生に、このような形で影響を及ぼすこととなったのである。

この鎌倉幕府の成立を、もう少し別の視点から見てもよい。

微妙は舞女、すなわち舞曲を披露する職人となって関東へ下向した。このような特定の職能を生業とする職人たちにとって、幕府の成立はどのような意味を持ったのである

物を扱う職人たちに対する需要も喚起されたはずである。

このように、一定の職能で身を立てる職人にとって、鎌倉幕府の成立は、新たな祇候先（取引先）の成立も意味していたと言える。また、優れた職能は、新興の権門・鎌倉幕府にとっても必要とするところであつただろうから、多くの職人が鎌倉を目指して東国へ下つたことは想像に難くない。このような社会情勢のなかで、微妙もまた、舞曲という職能を身につけ、その優れた芸を活かすことで、幕府中枢（比企能員、將軍・頼家）への接近を果たし得たといえないだろうか。

ところで、微妙のように鎌倉殿の面前で見事な芸を披露し、それによって直訴の機会を得ることができた人物はほかにいたのであろうか。ここで、九条頼経將軍期の寛喜二年（一二三〇）の出来事を紹介しよう。

幕府御家人であつた勝木七郎則宗は、正治年間（一一九一―一二〇一）に梶原景時と共謀した罪で拘禁されるが、のちに許され、本領である筑後国に下向したのち後鳥羽院西面に祇候することとなった。その後、承久の乱では後鳥羽方として参戦し、所領は没収され、家族や郎従らも離散することとなってしまった。則宗の子らも山野に逼塞を余儀なくされたようである。

ところが、則宗の子の一人はその間に舞の芸能を身に付

け、いつごろからか児童として鶴岡別当法印・定親に祇候するようになっていたようである。そのようななか、その児童は寛喜二年二月六日に將軍・頼經の前で芸を披露する機会を得た。満座の賞賛を得た児童は、頼經から父祖の來歴を尋ねられる。鶴岡別当法印・定親がこの児童の境遇を説明したところ、執権・北条泰時はとくにこれを哀れみ、同年二月八日に、当時筑前国勝木庄を領有していた中野太郎助能には替え地（筑後国高津・包行両名）を与え、児童の父である勝木則宗に本領を返した。

この勝木則宗親子の事例も、微妙による訴えと相通するものがあると思われる。すなわち、優れた芸能を披露することで鎌倉殿の注目を受け、それにより直訴する機会を得ることができたといえる。頼家・頼經のほか源実朝も、和田義盛に連座して拘束された渋谷兼守を、その詠歌の見事さを感じて罪を許している。詠歌により罪を許されるという事例はこれ以外にも多く見られることであり、当時の社会における和歌というものの位置づけを示す事例の一つではあるが、同時に、優れた芸能により注目を得たことで、直面する困難を打開し得たという点は、微妙や勝木則宗親子の例とも共通していたと言えるのではないだろうか。言い換えれば、芸能に感じて直訴を許したのは頼家や頼經らだけに見られるのではなく、幕府の他の將軍や、のみならず

宴を行う例も見られるが、そうであれば、このような白拍子たちも自らの芸を披露する機会が多く得られたことであろう。これも、京都の他に大きな求心力を持つ権門都市・鎌倉の発展と無関係ではあるまい。

以上、微妙の関東下向を手掛かりとして、中世前期の社会変動、特に鎌倉幕府の成立とそれが職人たちに及ぼしたであろう影響について考えてみた。職人たちにとって鎌倉幕府の成立とは、自らの職能を売り込み込み祇候する権門が新たに誕生したことを意味した。新興の権門である幕府にとっても、従来は京都を中心に活動を行っていた職人たちを積極的に迎え入れることは決して吝かではなかったはずである。幕府は、政治的な提携関係（西園寺家との関係）なども利用しつつ京都から優れた芸能者を招くこともあったようである。また、必ずしも約束されたことではなかったかもしれないが、優れた芸能は時として鎌倉殿への直訴の機会をもたらす可能性もあった。

### 三 鎌倉の微妙

さて、將軍・頼家の命令による搜索も虚しく、微妙の父・為成は既に亡くなっていったことであった。彼女の悲嘆は如何ばかりであったろうか。

この間、鎌倉に滞在していた微妙は甲斐国の御家人であ

ず当時の社会に底流した救済観念とでもいえるものであったのかもしれない。

以上のように、微妙の関東下向は彼女自身の不幸な境遇に起因していたのだが、このほか、彼女のような理由ではないにせよ、関東へ下向した舞女（白拍子）はいた。

寛元二年（一二四四）五月十一日には、祇光という名で二十二歳の「今出河殿白拍子」が將軍・頼嗣のもとで妙曲を披露した。貴族たちは、京都近郊の水無瀬や江口・神崎などで遊女と折に触れて接点を持つことも多かったようであるが、この「今出河殿白拍子」もそのような機会に今出河殿（西園寺公経）と接点を持ち、彼の家に祇候する機会の多かった白拍子、といったところであったろうか。

遊女や白拍子たちも移動を伴う生活を営んでいたであろうから、あるときは京都で芸能を披露し、またあるときは鎌倉に出仕することも何ら不思議にはあたらない。しかも、西園寺家と鎌倉幕府とはそれぞれが京都と鎌倉にあつて密接な政治的関係を持っていた。遊女や白拍子らの祇候や移動に、この時代の政治的諸関係、すなわち西園寺家と鎌倉幕府の関係も影響していたであろうことは、この時代の社会では当然のことであったと言えるのかもしれない。

また鎌倉では、先ほどの比企能員邸の例にもあるように、將軍御所以外の御家人邸で舞女らを招いての歌舞音曲の饗

る古郡保忠と出会い、「比翼連理」の契りを交わす関係になっていた。

以前、義経の縁者として鎌倉に連行され、そこで見事な舞曲を披露し却って鎌倉の人々の歓心（あるいは同情）を誘った静のもとに、御家人たちが会いに出掛けて行くという一幕があった。

文治二年（一一八六）四月八日に頼朝・政子の前で義経のことを慕う舞曲を披露した静のもとへ、後日、工藤祐経、梶原景茂、千葉常秀、八田朝重、藤原邦通らが連れだつて訪れたことがある（同年五月十四日条）。彼らもまた静の芸に心惹かれるものを感じたのであろうか、景茂にいたっては「聊一酔、此間通艶言於静」と静に言い寄る始末である。このときは、静が「予州者鎌倉殿御連枝、吾者彼妾也、為御家人身、争存普通男女哉、予州不牢籠者、対面于和主、猶不可有事也、況於今儀哉云々」と景茂の誘いはねのけたのだが、もしかりに静が景茂の誘いに同意していたのならば、微妙と古郡保忠のような関係になる可能性も無くはなかったかもしれない。

街道の宿などで遊女たちと武士たちが関係をもつこともあったというのは夙に指摘されていることであるが、そうだけでなく、鎌倉のような都市、すなわち武士たちの祇候先においても舞女や遊女のような芸能者たちと出会い、関

係を持つ機会があったのだ。このような機会に構築される関係は、「二所傍輩之好」の類型の一つとでも言いうるのかもしれない。

微妙もまた、このように御家人たちの歓心を誘う存在であったのだということだろうか。静は御家人たちの誘いを退けたのだが、微妙と保忠の出会いはお互いを親密なものとしたのである。微妙にとつて、鎌倉で親族もなく一人、父の安否の知らせを待つ心細さをいくらか紛らわせる出合いであったかもしれない。

しかし、父の死を聞いた微妙はその菩提を弔うため采西のもとで出家を遂げることとなる。名は持蓮という。北条政子からは深沢に居所を与えられ、(おそらく政子邸の)持仏堂へ祇候するよう命ぜられることとなった。そのとき保忠は甲斐に在国していた。

微妙が采西の門弟である祖達房のもとで出家を遂げたことを聞いた保忠は、急ぎ鎌倉へ向かい、祖達房へ押しかけ、憤りに任せ住僧たちを打擲するに及んだ。<sup>(36)</sup>近隣も騒然とし、騒ぎを聞きつけた政子は伊賀朝光を使者として派遣し、事態の沈静化を図った。微妙(尼・持蓮)の決心は固かったようであり、また、政子による保忠の説得もあり、二人は別々の道を歩むこととなったようである。

このあと『吾妻鏡』には微妙の記事が見えなくなる。彼

の時代の武士たちは網目のような様々な所縁のなかに存在していた。内乱の過程で没落の危機に瀕した一族が、このような所縁を活用することで存続し得たケースもあったのである。

父との再会はついに叶わなかったが、新たな権門都市・鎌倉は微妙に多くの出会いをもたらした。将軍・頼家以下、その母である政子、将軍の外戚である比企一族や、「比翼連理」の約束を交わした古郡保忠など、幕府の様々な要人たちとも交流を持つこととなったのである。出家の際には、采西の弟子である祖達房に属することとなる。契りを交わし合った古郡保忠は、やがて幕府内部の動乱(和田合戦)において命を落とすこととなる。

斯くも数奇な運命を辿った一人の女性の人生は、この時代特有の社会的影響を強く受けたものであったといえよう。

## 注

- (1) 龍齋『物語日本史第四卷 鎌倉時代』雄山閣、一九三六年。
- (2) これらの研究は多岐にわたるが、ひとまず以下の研究を挙げる。高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』(東京大学出版会、一九九九年)。川合康「内乱期の軍制と都の武士社会」(『日本史研究』五〇一、二〇〇四年)、『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、二〇〇四年)。元木泰雄『源義経』(吉川弘文館、二〇〇七年)。野口実『源氏と坂東武士』(吉川弘文館、二〇〇七年)。

女がその後、どのような人生を送ったのかは、全くわからない。一方、微妙と誓い合った古郡保忠は、和田義盛一族が減んだ和田合戦において義盛に味方し、甲斐国坂東山波加利の東、競石郷二本木という場所で自殺したということが伝わっている<sup>(38)</sup>。微妙が政子のもとへの祇候を続けていたならば、この知らせは彼女のもとへも届いたことであろう。微妙は何を思ったであろうか。

## おわりに

微妙という女性は在京武士の子として生まれ育ち、幼い頃に父と生き別れ、その後母も失った。彼女は舞曲を身につけて鎌倉へ下向した。父の手掛かりを得るためには、幕府の中枢を構成する人物にできるだけ近づく必要があったからだ。その手段の一つが優れた芸能であり、微妙にとつては舞曲がそれであった。その優れた芸能により、彼女は鎌倉で比企能員の、続いて将軍・頼家らの知己を得ることができたのである。

鎌倉幕府の成立は、武士やそのほかの様々な職人たちにとつて新たな祇候先の成立という側面もあった。とくに武士たちにとつては、所縁関係が関東へ大きく拡大するきっかけの一つとしても作用したようである。微妙とその家族には有利に作用したとは言えなかったかもしれないが、こ

長村祥知「後鳥羽院政期の在京武士と院権力―西面再考―」(上) 横手雅敬編『鎌倉時代の権力と制度』思文閣出版、二〇〇八年)。

(3) 後藤紀彦「遊女と朝廷・貴族 中世前期の遊女たち」『新訂増補 週刊朝日百科 日本の歴史 中世 I―3 遊女・傀儡・白拍子』朝日新聞社、二〇〇二年。初出は一九八六年。

(4) 『吾妻鏡』建久四年(一一九三)五月十五日条の里見義成(傍線は筆者。以下同)。

十五日庚辰、藍沢御狩、事終入御富士野御旅館、当南面立五間飯屋、御家人同連櫓、狩野介者参会路次、北条殿者予被参候其所、令献馱餉給、今日者依為齋日無御狩、終日御酒宴也、手越黄瀬河已下近辺遊女令群参、列候御前、而召里見冠者義成、向後可為遊君別当、只今即彼等群集、頗物忽也、相卒于傍、撰置芸能者、可随召之由被仰付云々、其後遊女事等至訴論等、義成一向執申之云々、

(5) 『明月記』建仁二年(一一二二)六月十日条、嘉禄二年(一一二二)正月二十四日条の八田知重。

『明月記』建仁二年(一一二二)六月十日条。

十日、天陰、未明乘船(借六角宰相)・参八幡、天明参宝前、即帰宿所一六条、巳時許参上、無程出御、例事等了、水御遊云々、出御釣殿方之後、與相公相共退出、不堪之輩自然同道、今日内府被招寄、馬長将営不便、強不可當之由内々被告、甚似有興、公私忝之、昨日所申歌事、今夜夢想、左大臣殿御坐此御所、予申云、袖たもと證歌不覚悟、可為病乎否、仰云、旧例不覚、可見此物、給塗皮子、取其中草子、少々引見之処、無其歌、仍昨日申状、成後悔之思、恥思寝了、思此事甚恐思、何語家長、家長不日奏聞、尤片腹痛、但有

御信受之氣云々、今日馬允知重召集白拍子女六十余人參入云々、採扱五人、其外明旦可令帰浴之由被仰云々、入夜八幡別当僧都送碗飯、存外芳心驚奇、依好奇有此好歎、

『明月記』嘉祿二年(一一二六)正月二十四日条。

廿四日、自朝天晴陰、雪間飛、(中略)心寂房来、(自河東帰云々)近日在京武士遠江国司、(其妻武藏太郎時氏母也、仍可付時氏由關東許之云々)本自醉狂、飛驒前司知重、(白拍子奉行入、官軍其一也)印太兵衛、(雅親卿一物)於彼宅乱舞之間醉郷、知重被折脇、印太被蹂躪云々、又醉中馳出向宇治、夜中仮宿所之間、宇懸多被摧破、向後尤可恐事歎、

(後略)

(6) 豊永聡美「中世における遊女の長者について」(安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相 下巻』吉川弘文館、一九八九年)。

(7) 元木泰雄「諸大夫・侍・凡下」『今井林太郎先生喜寿記念 国史学論集』今井林太郎先生喜寿記念論文集刊行会、一九八八年。

(8) 岡陽一郎「海と河内源氏」『古代文化』五六―六六、二〇〇二年。

(9) 野口実「源氏と坂東武士」(吉川弘文館、二〇〇七年)。川合康内乱期の軍制と都の武士社会」『日本史研究』五〇一、二〇〇四年)、「中世武士の移動の諸相」院政期武士社会のネットワークをめぐる(メトロポリタン史学会編『歴史のなかの移動とネットワーク(メトロポリタン史学叢書1)』桜井書店、二〇〇七年)。秋山哲雄「移動する武士たち」(国士館史学)二二、二〇〇八年)。

(10) 注(9)に同じ。

成」がいる。

『玉葉』治承四年(一一八〇)正月二十八日条、除目で左衛門権少尉正六位上藤原朝臣朝綱(宇都宮朝綱)、右兵衛権少尉正六位上源朝臣信政らのほか、「左衛門」権少尉正六位上藤原朝臣為成」がいる。

『山槐記』治承四年(一一八〇)二月二十一日条、高倉讓位の儀式に「藏人左衛門尉為盛(非廷尉)」が参仕している。また、直後に院司が任命され、そのなかの判官代に「正六位上行左衛門少尉藤原為成」や正六位上行左兵衛少尉源信政らがいる。

『玉葉』建久五年(一一九四)四月十七日条、賀茂詣で、「小童馬儀従等」のなかに「張口次童二人(一人左衛門大夫為成子、一人其息兵衛尉成国等也、(以下略)」、というように、「左衛門大夫為成」の親族が参仕している。

以上の「藤原為成」は、高倉天皇の藏人を務めながら右兵衛尉・左衛門尉を経て、高倉退位後はその判官代となり引き続き高倉院に祇候している。左衛門尉に任官したときは宇都宮朝綱と同時であったから、在京中の東国武士らとの接点も随所に存在したことであろう。のちに幕府御家人に名を連ねる武士たちと、「一所傍輩之好」を結んでいたとしても全く不思議ではない。なお、この「藤原為成」は良門流藤原為兼の子に比定が可能と思われる。微妙の証言通り右兵衛尉の官歴を持つこと、建久年間以前にその活動が見えなくなる(建久五年の賀茂詣の際には子息が舞人を務めている)ことなど、微妙との繋がりを感じさせる状況証拠がいくつも見られるが、確証には欠ける。

また、撰関家(近衛家)の家人らしき「散位為成」(長良流

(11) この当時、正三位、左衛門督。同年七月二十二日、従二位に昇進し征夷大將軍に任ぜられる。

(12) 『吾妻鏡』建仁二年(一一〇二)三月八日条

三月小、八日癸丑、御所御鞠、人数如例、此御会連日儀也、其後入御于比企判官能員之宅、庭樹花盛之間、兼啓案内之故也、爰有自京都下向舞女、(号微妙)孟酌之際被召出之、歌舞尽曲、金吾頻感給之、廷尉申云、此舞女依有愁訴之旨、凌山河参向、早直可被尋聞食者、金吾令尋其旨給之、彼女落涙数行、無左右不出詞、恩問及度々之間、申云、去建久年中、父右兵衛尉為成、依不識為官人被禁獄、而以西獄囚人等、為給奥州夷、被放遣之、將軍家雑色請取向下畢、為成在其中、母不堪愁歎卒去、其時我七歳也、無兄弟親昵、多年沈孤独之恨、漸長大之今、恋慕切之故、為知彼存亡、始憤当道、而起東路云々、聞之輩悉催悲涙、速遣御使於奥州、可被尋仰之由、有其沙汰、盃酒及終夜、鷄鳴以後令還給、

(13) 注(9)に同じ。

(14) 古記録類に所見した「為成」は以下の通りである。

『吉記』安元二年(一一七六)四月二十七日条、後白河院が受戒のため延暦寺へ。「藏人藤原為成(松重狩禊、付藤、紅打衣、生単、二藍奴袴)」が童一人・雑色四人を連れ比叡山上で供奉した。

『玉葉』治承三年(一一七九)八月十一日条、源信政と「藤為成」(信政・為成は藏人)が、両社行幸の舞人を勤仕したことでそれぞれの官職(信政は左近将監、為成は右兵衛尉)に任ぜられた。『山槐記』治承三年(一一七九)十一月十九日条、賀茂臨時祭八名の舞人のなかに、藏人右近将監信政と「藏人右兵衛尉為成」がいる。

藤原為成の子に比定可カ、という人物もいる。

『吉記』養和元年(一一八一)十一月三日条、近衛通子が里亭(殿下御所五条殿)へ退出する際の行列に、諸大夫「散位為成」という人物がいる。

『山槐記』元暦元年(一一八四)八月二十二日条、行事所を設けたなかで、「齋場所」に「左馬助藤原朝臣為成」がいる。

『山槐記』元暦元年(一一八四)八月二十四日条、撰政(近衛基通)初度上表のとき、参仕者のなかに「右馬助為成(帶剣)」がいる。

『山槐記』元暦元年(一一八四)九月二十八日条、吉田経房が任中納言の拝賀を行ったとき、撰政(近衛基通)の申次に「右馬助為成」がいる。

いずれも撰関家(近衛家)に奉仕しており、これらも同一人物と見てよからう(左と右は誤記も多いため、左馬助為成と右馬助為成は同一人物を指すと見られる)。

\*

なお、他に安元元年に内給で左兵衛尉に任官する「為成」、元暦元年七月二十四日条に即位叙位で従五位下となる「橘為成、(氏)」、藤原経房の猶子となる「為成」(為房流藤原為親の子)、「尊卑分脈」の頭注に「按仁和寺文書藤経房卿為子」とある)なども見出した。

(15) 『吾妻鏡』元暦二年(一一八五)六月五日条

五日丙辰、囚人前廷尉季貞子息有源太宗季者、(後日為逸見冠者光長猶子、改宗長)為見季貞存亡、密々下向、是弓馬伝芸、刺作矢達者也、受矢野橋内所口伝云々、上総国飯富庄者、為外戚伝領之間、有其便、当国住人中禪寺奥次

郎弘長為知音也、宗季作矢之由、弘長申之、二品被仰可覽其堪否之由、仍今日宗季作猷野箭一腰、相叶御意之間、可列御家人之由、被仰出云々、(以下略)

(16) 季貞は壇ノ浦合戦まで平家に従ひ、合戦後に生け捕られてゐる(『吾妻鏡』元暦二年(一一八五)四月十一日条)。

(17) 光季の子・民部大夫光行は三善康信とともに鎌倉へ下向した(『吾妻鏡』寿永三年(一一八四)四月十四日条。光行の下向は、父・光季が平家に与したことを弁明するためであったようだが、それを可能にしたのは、おそらく同時に下向した三善康信による頼朝への紹介があつたものと思われる。だとすればこの光行と康信との所縁も、京都における何らかの「一所傍輩之好」によるものであろう。この後、光季も光行も頼朝より宥免される(元暦元年(一一八四)四月二十二日条)。

(18) 工藤祐経は在京中に滝口の武士を勤めていたが、その在京中に「歌吹曲」に携わつたとされる(『吾妻鏡』文治二年(一一八六)四月八日条)。

(19) よく知られているのは小山政光妻(八田宗綱女、寒河尼)。このほか甲斐源氏の武田氏の妻子も内乱時に在京していたが、この妻子は悲惨な運命を辿ることとなる。

『山槐記』治承四年(一一八〇)十二月二十四日条  
大理(時忠)被談云、今日調申入道大相国、被命云、甲斐国逆賊武田妻并最愛子童頸夜中切之、差申立武田門前、不知誰人所為、不可説事也者、

また、幕府成立後のことであるが、三浦泰村は妻同伴で大番役として京都へ出かけてゆく。

『吾妻鏡』寛喜元年(一一二九)九月十日条

(23) 遠藤氏、注(22) 論文。

(24) 美川圭「中世成立期の京都―権門都市の成立―」『日本史研究』四七六、二〇〇二年。

(25) 村井康彦「古代國家解体過程の研究」(岩波書店、一九六五年)。脇田晴子「日本中世商業発達史の研究」(御茶の水書房、一九六九年)。戸田芳美「王朝都市と荘園体制」(『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年、初出は一九七六年)。

(26) 五味文彦氏は、奥州から西海にまたがる活動を展開する撰闕家御既舎人と金商人の活動を明らかにした(『日宋貿易の社会構造』(今井林太郎先生喜寿記念 国史学論集)今井林太郎先生喜寿記念論文集刊行会、一九八八年)。また、野口実氏は、手工業者は下級官人であるとともに有力権門の家産機構にも従属していたことを指摘した(『京都七条町から列島諸地域へ―武士と生産・流通―』兵たちの時代Ⅱ兵たちの生活文化)高志書院、二〇一〇年)。野口氏は、武士の事例であるが、撰闕家屋敷機構に依存しながら列島各地の撰闕家領をつなぐ活動を行っていた源為義の時代の河内源氏の存在形態も紹介している(『源氏と坂東武士』吉川弘文館、二〇〇七年。これらはいずれも撰闕家家産機構に依拠した人々の活動を示しているが、他の権門も同様の活動を展開していたと見てよからう)。

(27) 『吾妻鏡』元暦元年(一一八四)四月十八日条、八月十九日条。絵師・下総権守為久は、馬などの餞物を受け取つてゐる。十八日丙戌、依殊御願、仰下下総権守為久、被奉因絵正観音像、為久着束帯役之、深齋已滿百日、今日奉始之云々、武衛又御精進誦観音品給云々、十九日乙亥、絵師下総権守為久婦洛、賜御馬(置鞍)已

十日甲戌、晴、辰剋、駿河次郎泰村相具妻室(武州御息女)上洛、是為大番勤仕也、このほか注(9)も参照。

(20) 塩谷順耳「武士団の東北移住―橋氏(小鹿島氏)を中心に」『歴史』一九、一九五八年。拙稿「小鹿島橋氏の治承・寿永内乱―鎌倉幕府成立史に寄せて―」『紫苑』八、二〇一〇年。

(21) 微妙が頼家との対面を果たしたのは比企能員邸であつた。ここに、微妙の親族の誰かと比企能員との縁故關係を想定することも不可能ではないが、今回は追究し得なかつた。

(22) 遠藤巖氏は、『都玉記』の記事も引用しつつ、建久二年(一一九二)に配流された「京中強盜等(中略)見在十人」のうちの一人が為成であつたとしている(『中世國家の東夷成敗権について』『松前藩と松前』九、松前町史編集室、一九七六年)。その見解に従えば、建仁二年(一一二〇)には微妙は一八歳であつたことになる。

『都玉記』(『日野中納言實実卿記』(『歴代殘闕日記』卷三十)建久二年(一一九二)十一月二十二日条

廿二日、丁卯、天晴、朝間無別事、未斜還御、今日京中強盜等取被遣前大將許也、於六条河原官人渡武士云々、見在十人、於死罪者停止、年来官人下部等有容隠之時、雖強盜頗加寛宥赦令時原免如本、又犯之、仍遣關東可遣夷島云々、永不可婦京、是非死罪、將軍奏請云々、人以甘心、ちなみに、獄の囚人を奥州へ遣わしたという記述の『吾妻鏡』における初出は、建久五年(一一九四)六月二十五日条である。廿五日甲寅、獄囚數輩自京師被召下其身可流遣奥州之由、被仰左近將監家景限代之、是強盜之類云々、

(28) 『吾妻鏡』建久四年(一一九三)十月七日条、十一月十二日条。下餞物云々、

楽人・多好方は秘曲伝授の賞として飛騨国荒木郷の地頭職を与えられている。

七日庚子、多好節依召自京都参着、来月於鶴岡依可有御神楽也、又右近將監久家同帰参、是為令相伝秘曲、先日所上洛也、宮人曲、不残一事、伝受之由申之、加之好方載状、言上其旨、非譜第之輩、雖不伝此曲、随巖命、悉以令授之由云々、

(29) 『吾妻鏡』寛喜二年(一一三〇)二月六日条

二月六、六日戊午、鶴岡別当法印参御所、奉盃酒、相州(相州)武州参給、駿河前司已下数輩候座、爰上綱具参兒童之中有芸能拔群之者、依仰数度翻廻雪袖、満座催其興、將軍家又御感之余、令問其父相給、法印申云、承久兵乱之時、不凶被召加官軍之勝木七郎則宗子也、被収官所領之間、則宗妻息徒類悉以離散、其身交山林云々、武州尤不便之由申給、彼則宗者、正治之比、与同平景時之間、被召禁舉、適蒙免許、下向本所筑前国之後、候院四面云々、

『吾妻鏡』寛喜二年(一一三〇)二月八日条  
八日庚申、勝木七郎則宗返給本領筑前国勝木庄也、此所、中野太郎助能為承久勲功賞、雖令拝領、依被賞子息兒童、給則宗畢、助能又賜替筑後国高津行両名、武州殊沙汰之

給云々、

(30) 『吾妻鏡』建暦三年(一一二三)二月二十五日条

廿五日丙申、囚人渋谷河刑部六郎兼守事、明曉可誅之旨、被仰景盛託、兼守伝聞之、不堪其愁緒、進十首詠歌於在柄聖廟云々、

『吾妻鏡』建暦三年(一一二三)二月二十五日条

廿六日丁酉、晴、工藤藤三祐高、去夜參籠在柄社、今朝退出之刻、取昨日兼守所奉之十首歌、持參御所、將軍家依賞翫此道給、御感之余、則被有其過矣、兼守愁虛名奉篇什、已預天神之利生、亦蒙將軍之恩化、凡感鬼神、只在和歌者歟、

(31) 注(30)に紹介した建暦三年(一一二三)二月二十五日条に

「凡感鬼神、只在和歌者歟」とあるのは、たとえば『古今和歌集』真名序の「動天地、感鬼神、化人倫、和夫婦、莫宜於和歌」などとも通ずる。また、『宇治拾遺物語』巻九「歌説ヲ被免罪事」には、当座に詠歌を作り有免された人物のことが描かれている。

(32) 『吾妻鏡』寛元二年(一一四四)五月十一日条

十一日庚戌、於將軍御方有御酒宴、大殿入御、武州、北条左親衛等被候座、舞女、(祇光、今出河殿白拍子、年廿二)施妙曲、大藏權少輔朝広、能登前司光村、和泉前司行方、佐渡五郎左衛門尉基隆等答弁猿樂云々、

(33) たとえば、『吾妻鏡』寛元元年(一一四三)九月五日条に見

える後藤基綱邸など。

九月大、五日戊申、天霽、將軍家入御佐渡前司基綱大倉家、武州、并北条左近大夫將監、前右馬權頭、遠江守、越後守、丹後前司、備前守、陸奥掃部助、遠江式部大夫、相模式部大夫、若狹前司、秋田城介、能登前司、下野前司、

志岐前司、上総権介以下供奉、隠岐次郎左衛門尉懸御調度、於彼所和歌管絃等御会、能登前司、志岐前司等彈琵琶、二条中将、壬生侍従、相模三郎入道、河内式部大夫等参会、此所素属山陰、閑寂幽棲也、加之紅葉緑松交枝之体、黄菊青苔帶露之粧、感荷非一、亦臨薄暮、舞女阿三輩参入、翻廻雪之袖、人々及猿樂、鷓鳴以後還御、基綱奉御贈物云々、

(34) 『吾妻鏡』建仁二年(一一〇二)八月五日条

五日丙子、所被遣奥州之雜色男婦參、舞女父為成已亡云々、被女涕泣悶絕覺地云々、

(35) 『吾妻鏡』建仁二年(一一〇二)八月十五日条

十五日丙戌、晴、鶴岡放生会如例、將軍家御参宮、入夜、舞女微妙於采西律師禪坊遂出家、(号持蓮)為訪父夢後云々、尼御台所御哀憐之余、賜居所於深沢里辺、常可參御持仏堂砌之由、被仰含云々、此女、日来古郡左衛門尉保忠密通、成比翼連理契之処、保忠下向甲斐国、不待歸来、有此儀、不堪悲歎之故也、

(36) 『吾妻鏡』建仁二年(一一〇二)八月二十四日条

廿四日乙未、入夜、龜谷辺騷動、是古郡左衛門尉保忠為訪舞女微妙出家事、自甲州到着、而彼女属采西律師門弟祖達房、聞令落傍之由、先至件室、称可尋問子細誓盟、祖達怖畏之余、奔參御所門前、此間、保忠難休壽憤兮、打擲從僧等、依之近隣輩雖競集、非異事之間、即分散、又尼御台所遣朝光、宥保忠給、

(37) 『吾妻鏡』建仁二年(一一〇二)八月二十七日条

廿七日戊戌、今日保忠蒙御気色、是去夜打擲祖達房從僧之間、依彼憤也、僧徒之法、以人々帰善為本意之故、無左右

令除髮授戒歟、而理不尽所行奇怪之由、尼御台所以義盛、朝光等被仰之云々、

(38) 『吾妻鏡』建暦三年(一一二三)五月四日条

四日甲辰、小雨降、古郡左衛門尉兄弟者、於甲斐国坂東山波加利之東鏡石郷二木自殺矣、和田新左衛門尉常盛、(年四十二)并横山右馬允時兼、(年六十一)等者於坂東山償原別所自殺云々、(以下略)

### 〔付記〕

本稿は、京都女子大学宗教・文化研究所平成二二年度共同研究「中世前期における都鄙の文化・社会情况(法然・親鸞登場の歴史的背景に関する研究Ⅱ)」による成果の一部、及び京都女子大学宗教・文化研究所ゼミナール『吾妻鏡』講読会の成果である。共同研究を主宰され毎回熱心にご指導いただいている野口実先生と、積極的に参加して下さっている講読会参加者全員へ感謝の意を捧げたい。

また、関西学院大学大学院日本史学研究演習の出席諸氏、特に西山克先生から貴重なご意見を頂戴した。ここに記して謝意を表したい。

執筆の機会を与えて下さった京都女子大学宗教・文化研究所の野口実先生、編集の労をとって下さった山本みなみ氏に、衷心より御礼申し上げます。

# 近衛宰子論 — 宗尊親王御息所としての立場から —

山本みなみ

## はじめに

鎌倉幕府歴代將軍の御台所については、頼朝御台所である北条政子をはじめとして、実朝御台所である本覚尼に関する研究<sup>①</sup>、竹御所に関する研究<sup>②</sup>、摂家將軍頼経・頼嗣の御台所に関する研究<sup>③</sup>がなされている。しかしながら、宗尊親王の御息所である近衛宰子を中心に扱った研究はなされていない。宗尊親王は幕府念願の親王將軍であり、その御息所であった近衛宰子の果たした役割も大きいと考える。將軍の正妻を表す「御台所」ではなく、親王妃を表す「御息所」と表記されている点でも、それまでの將軍の正妻とは異なる存在であることが窺えよう。また、近衛宰子について論ずることは、宗尊親王將軍期の朝幕関係や將軍権力・得宗権力といった幕府の政治構造を考察することにもなる。

そこで本稿では宗尊親王御息所である近衛宰子に焦点を当て、その生涯を辿ることと彼女の果たした役割について考察したい。まず、宰子の夫となる宗尊親王について触れた後、その婚姻について言及する。婚姻については、近衛家・北条氏（得宗家）の置かれていた状況を分析し、なぜ文応

元年（一二六〇）に宰子が選ばれて宗尊親王に嫁したのか。また、その婚姻にはどのような意義があったのかを明らかにすることを目的とする。次に京都送還となるまでの鎌倉での日々を追うが、公式行事・祭祀への参加と出産の二つに大別して宰子の御息所としての役割を検討し、最後に、宰子と夫の宗尊親王も帰洛するきっかけとなった松殿法印（後に権僧正）良基との密通事件について考察したいと思う。また行論上で適宜、將軍権力問題や得宗専制論にも言及したい。

## 第一章 婚姻までの流れ

### 第一節 宗尊親王の関東下向

まず、宰子の夫となる宗尊親王についてみておきたい。<sup>④</sup>宗尊は後嵯峨天皇の第一子で、母は平棟子である。幼少期は承明門院のもとで育ており、大宮院姞子（西園寺実氏女）を母とする異母弟後深草、亀山が誕生したことにより、母親の出自が低い宗尊が皇位に就く可能性はなくなった。この場合、出家させられるのが一般的のだが、宗尊は後嵯

峨天皇の寵愛を受けていたため、寛元二年（一二四四）正月二十八日には親王宣下を受けた。さらに、宗尊は宝治元年（一二四七）には、式乾門院利子と猶子関係を結び、翌宝治二年（一二四八）には、室町院暉子と「父子御契約」を結んだ。菊地大樹氏によれば、宗尊が後高倉皇統に連なる未婚の皇女たちと猶子関係を結ぶことは、彼が後高倉皇統そのものを引き受けることを意味しており、そこには後嵯峨天皇の強力な意思があったという。<sup>⑤</sup>しかしながら、皇位に就く可能性のない親王が在俗のまま存在するには限界があったようである。そこへ幕府から將軍就任の要請があり、宗尊は源姓とはならず親王のまま、下向したのであった。後高倉皇統を後嵯峨皇統へ収斂させる役割を宗尊に期待する後嵯峨天皇にとっても、親王將軍に価値を見出す北条氏にとっても、宗尊が親王のまま下向することが望まれていたのであった。

建長四年（一二五二）四月二日、宗尊は関東へと下向した。<sup>⑥</sup>関東下向の際、後嵯峨天皇は將軍御所に仕えることと上皇の御所に仕えることは同じ待遇にし、官職については如何なる差も設けないと仰せられた、という。<sup>⑦</sup>よって関東伺候廷臣と朝廷出仕の廷臣は同等とみなされ、この後関東に下向した彼らは宗尊の周辺でさながら天皇御所のごとく文化を開花させる。<sup>⑧</sup>また、幕府は宗尊の將軍就任に際して、

武家の眉目、つまり名譽であるとして宗尊を貴んだ。<sup>⑨</sup>宗尊のために幕府は新しい將軍御所を造営し、また新制を次々と設けた。建長四年（一二五二）四月には、新たに格子番六番を定め、また必ず將軍が参加することが例であった鶴岡八幡宮臨時祭は、親王行啓は容易ではないとの理由から、以後奉幣使を遣わすこととした。建長六年（一二五四）十二月には、宗尊の意向を受けた評定の結果、近臣については、朝廷の要職でない限り、成功なくして特別任用を得ることができるとした。正嘉元年（一二五七）十二月には、廂御所に番衆を置き、御家人に交代結番させた。文応元年（一二六〇）正月には、昼番衆を定め、和歌、蹴鞠、管絃等のうち、一芸に通ずる者を選任して、將軍の側近にさせた。以上のように、親王將軍の就任に合わせて幕府の諸制度も変更が加えられるなか、宰子は関東に下向し、宗尊の御息所となる。

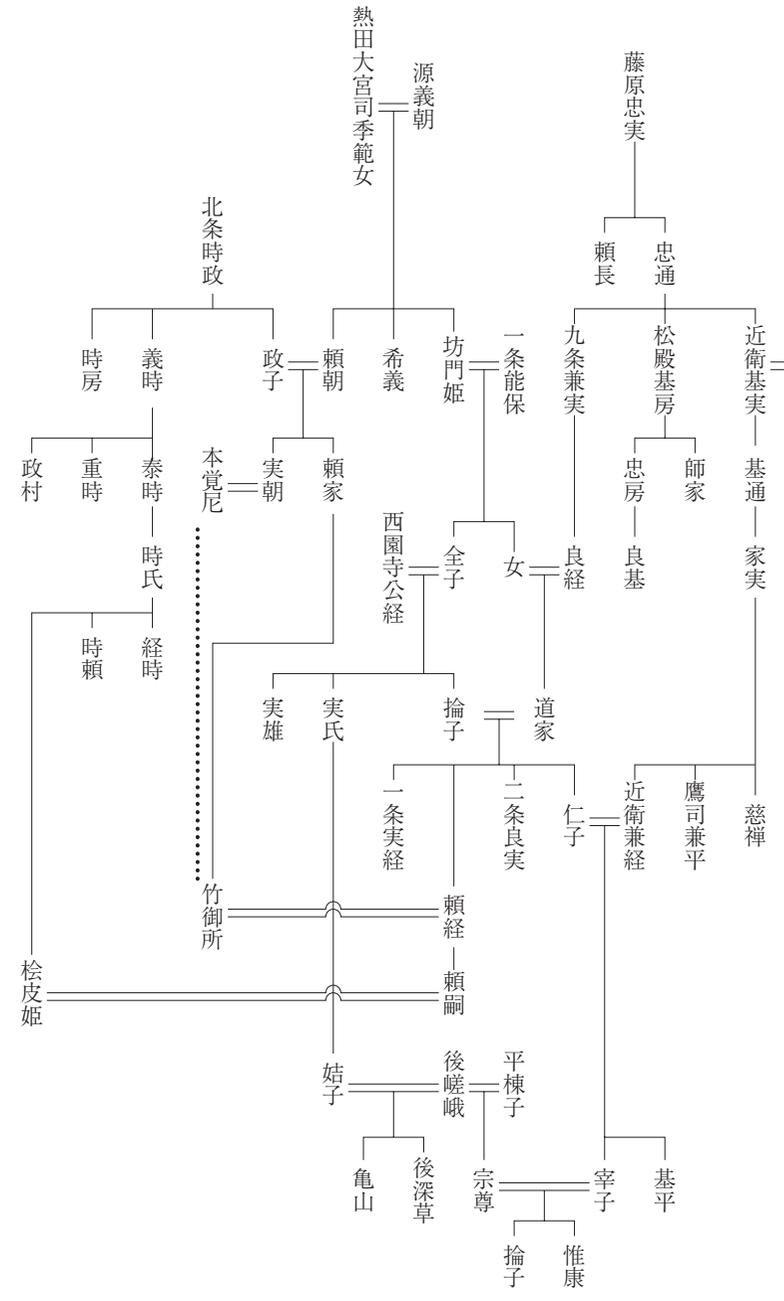
## 第二節 婚姻の意義

### 一 血縁関係と猶子関係

次に婚姻までの過程を追いながら、婚姻時期やその歴史的意義について考察したい。まず、宰子の出自についてみていこう。

宰子は仁治二年（一二四一）生まれで没年は未詳である。

近衛宰子関係系図



父は近衛兼経、母は九条道家女仁子で、弟に近衛基平がいる。その他の血縁関係については系図を参照していただきたい。近衛家・九条家の両摂関家に、西園寺家という当時の貴族社会の中心をなした家の出身者を尊属に持ち、さらには源義朝の子孫にもあたることを確認できる。よって宰子が出産した子は義朝の血統も継ぐこととなる。北条氏がそこまですべて考えていたかどうかは分からないが、これらのことは將軍の正統性を下支えるものであったかもしれない。

血縁については、青山幹哉氏があくまで副次的条件であり、第一に貴種性が重要であったことをすでに指摘している。<sup>(3)</sup> 宰子自身の貴種性について考えてみると、彼女は摂関家の出身であり、歴代將軍御台所の誰よりも家格は高い。それは、夫である將軍が親王であることと無関係ではないだろう。親王の妻となる人物には、相応の家格を持つ家出身の女性が望まれたのではないだろうか。

下向以前の宰子については、父である兼経の記した『岡屋関白記』の寛元四年（一二四六）六月二十日条に着袴の様子が記されている。記事は以下のとおりである。（適宜、旧漢字は常用漢字に改めた）。

廿日、丁未、天晴、昨曉白雲一條、経天瓦乾巽方、広三尺、小童六歳、有着袴事、右大臣結其腰、依為密議不能具記、前物台六本如常、蘇芳織物打敷、右少将伊基朝臣

陪膳、諸大夫等役送、女房於簾中伝取之、則右大臣被還了、次小童向彼槐府、可為猶子之故也、丞相被送手本云、今日事正室一向有沙汰、

当時六歳の小童であった宰子は叔父の右大臣鷹司兼平に帯を結んでもらい、さらに兼平の猶子となつてゐることがわかる。また、この二か月前、兼経は当時五歳であった宗尊と初めて面会し、「容儀神妙也」と記している。<sup>(3)</sup>

時は過ぎ二十歳となつた宰子は文応元年（一二二六〇）正月二十一日、京を出発した。宰子の弟にあたる基平の日記『深心院関白記』には「堀川姫君 此院下向関東」と記されている。下向の行列の様子は『吾妻鏡』には記されておらず、その詳細は不明である。二月五日には鎌倉に到着した。宰子の『吾妻鏡』での初見はこの日の条文であり、以下のよう

に記されている。

五日癸卯、晴、西剋、故岡屋禪定殿下兼経公御息女（御年二十、）為最明寺禪室御猶子、御下着。則入御山内亭。是可令備御息女給云々。

ここで注目すべきは、やはり宰子が婚姻の準備として北条時頼の猶子となつてゐることであろう。以下、その意義を再検討し、政治上に位置付けを試みたい。

金永氏はこの猶子関係について、北条氏による頼嗣以降の將軍家という「家」への血縁的介入を意味するものであ

ると評価している<sup>15)</sup>。それは、この猶子関係により北条氏を出身とする御台所は政子と松皮姫に続いて三人目ということになり、頼嗣の正妻であった松皮姫の死によって失われていた將軍家の外戚の地位が復活することとなったためである。これは、北条氏（得宗家）が親王家と姻戚関係ともいえる対等な立場に就き、摂関家と並び得る家格となったことを示すものともいえる<sup>16)</sup>。

十一歳で下向してきた宗尊も文応元年（一二六〇）には十九歳となっており、公武合体をより象徴するかたちとして婚姻相手に摂関家出身の女性を考えていたと思われる。兼経は幕府から信頼されていたし、基平は後嵯峨院院司で、正嘉二年（一二五八）には正二位内大臣となっており、着実に昇進している。兼平はまた、後深草・龜山両天皇の関白を務め氏長者でもあった。幕府の実質的権力を握った時頼であってもその位は正五位下であって、幕府内で従三位以上の公卿は將軍と関東伺候廷臣のみであったが、時頼が宰子を猶子とすることは、武家の時頼が公家の兼平に及び得る家格であることを示し、時頼は関東伺候廷臣を凌駕する権威を示したのである。興味深いことに、宰子下向後の翌年、『吾妻鏡』文応二年（一二六一）正月四日条において時頼の子息たちは「最明寺殿公達」と表記されている。公達とはすなわち親王・摂家・清華家の子弟・子女を指す言

それらのことによつて得宗の権力をさらに強固なものとすることも意図していたと考えられるのではないだろうか。このころになると幕府の役割が役割だけでなく、身分序列として機能するようになったことも併せて考慮すべきである<sup>19)</sup>。さらに、宗尊と宰子の間に男子が誕生し、次期將軍ともなれば、それを後見する次期得宗である時宗の地位はより安定したものとなるであろう。つまり、時頼にとつて「將軍の後見」という立場は、他氏族にも北条氏の他流にも譲れないものであり、その立場を得ることは執権職と得宗と両方の権力をさらに補強することを意味していた。権力の集中する得宗家に対して、皇族將軍は権力から切り離された権威の象徴になったといえそうではあるが、依然としてそこには「執権の関与しがたい部分<sup>20)</sup>」があり、やはり北条氏にとつて將軍家はなくてはならない存在であったといえよう。

さらに、婚姻の意義を考えていこう。

金氏は頼経・頼嗣期における北条氏と源氏將軍親について、北条氏が源氏將軍家の仏事を行うことで、源氏將軍親を独占・吸収し、摂家將軍家との分離を図ったことを明らかにしている。その点を宗尊期に当てはめて考えてみると、摂家將軍期と宗尊將軍期には段階差が認められる。宗尊は竹御所死後、將軍家と分離され、北条氏主宰で行われるよ

葉であり、幕府内において得宗家は宰子を猶子にしたことで摂関家と同格とみなされ、宰子と兄弟となった時宗や時輔は公達と評されたであろう。

また、宰子は時頼の猶子にはなっているものの、下向時は父兼経の喪に服しており、道家の息子が亡くなった際には、軽服している。よつて、九条家・近衛家の一員であることを周囲も認識していたといえよう。

かつて鎌倉政権は佐藤進一氏によつて、將軍独裁・執権政治・得宗専制の三段階に分けられ、その開始時期や成立時期が繰り返して議論されてきた。本稿で取り上げている宗尊と宰子の婚姻当時は時頼が幕府の実質的権力を握っており、得宗専制の発達の時期と評価されている。村井章介氏は権力を奪われた皇族將軍の出現は「將軍の後見」という執権職の実質的な意義を減退させ、北条氏の権力が執権職を離れても存在し得る状況をつくりだし、また時頼が時宗幼少のため、中継ぎとして長時に執権職を譲ったことから、執権と北条氏の家督（得宗）が分離し得宗への実権が集中したと説いている<sup>21)</sup>。しかしながら、時頼が宰子をわざわざ猶子としたのち北条氏の娘として將軍に嫁がせたことは、外戚となることで「將軍の後見」という立場を明確にすることを意識しての行動であろうし、また北条氏が名実ともに將軍家の執権という公職に在ることを内外に再度示し、

うになった勝長寿院供養や大慈寺供養に参加したり、正嘉二年（一二五八）には榮西を開山に頼家が開基となつて創建した建仁寺の伽藍の再興を円爾に命じたりと、源氏將軍家に関わる仏事へ積極的に介入している。竹御所の死後、頼嗣は松皮姫と婚姻を結んでもなお、源氏將軍家に関わる仏事には参加しなかった。

しかし、宗尊は北条氏を後見に持つ源氏出身の娘、或いは北条氏出身の娘と婚姻関係を結んでいなかったにもかかわらず、参加していたわけである。その理由ははっきりとはし得ないが、宗尊に、自身が源氏將軍以来脈々と続く幕府の首長（鎌倉殿）の系譜に連なる地位に在ること、そして何故北条氏が將軍を執権として補佐しているのかを示すためであったのかもしれない。北条氏が源氏將軍家と分離することのできない存在であることを御家人に認識させ、源氏將軍家と北条氏の一体化を図るためであったとも考えられる。宰子が時頼の猶子となつて宗尊に嫁したことは、北条氏による源氏將軍家と親王將軍家を結ぶ「政策」の一つとして位置づけてもよいのではないだろうか。

かつて青山幹哉氏は摂家・親王將軍期の將軍権力について言及し、分析を行っているが、その前提として將軍と執権との対立関係を想定している<sup>22)</sup>。しかしながら、私は宗尊が最終的に北条得宗家と対立した後、京都に送還されるも

の、下向当初から両者が対立関係にあったと捉えるべきではないと考える。それは、幕府は親王將軍の誕生を武家の名譽と認識し、幕府の將軍御所を新造し、宗尊が病にかかれは祈禱を行い、時頼は御所で宗尊を招いて酒宴を催したり、最明寺に宗尊を招いて礼仏と音楽・和歌の会を開催したり、琵琶を贈るなど親しい様子も窺えるからである。また、重時も宗尊の後見人として世話をしている。北条氏は確かに將軍の形骸化を目指していたかもしれないが、將軍と執権の対立が生まれたとしても、その根底は將軍家と北条氏（得宗家）の一体化を目指していたと考えるべきではなからうか。初めて親王將軍を戴いた当初は、將軍と執権が何の権力をどこまで行使するかは、手探りであったとは考えられないだろうか。

ここで、「東御方」という女性について触れておきたい。「東御方」は、『吾妻鏡』では陪膳役を勤めたり、或いは宗尊の方違や、宰子の鶴岡八幡宮參籠の供奉人としての活動がみえるが、宗尊の関東下向の行列、京都送還の行列何れにもその名はみえない女性である。『史料綜覧』の綱文には「東御方」は「宗尊親王ノ夫人」・「御臺所」・「御息所」と表記されている。また、石井清文氏は、「東御方」について宰子下向以前においては正妻扱いだったのではないかと思われるが、実名も出自も不明であるとする。彼女が正妻扱いだった

## 二 婚姻時期

次に、婚姻が行われた文応元年（一二六〇）の社会情勢をみていきたい。

かつて渡辺晴美氏は、時頼政権の実態に関する一視角として文応元年に注目している。渡辺氏は当該期の社会情勢について、後深草天皇讓位の翌年であり、京都においては寺門三摩耶戒壇勅許事件に端を発した山門勢力による院御所の火災等があり、鎌倉においては市中大火があり、全国的には相次ぐ大風による民衆の被害が起こり、社会不穏は尋常ならざるものであったという。また、幕府権力は山門の嗾訴の激発によって存亡の危機にままわれ、さらに幕府は宗尊が自己の恣意を政治に反映させはじめていることや、重時系と時頼系との北条氏の内部矛盾から危機意識を持たざるを得なかったという。

婚姻直前、朝廷と幕府は共通して山門衆徒に手を焼き、幕府は園城寺出身で、鶴岡八幡宮別当として時頼の信頼厚い隆弁を京へ送り、寺門派を支援することで事態の收拾を図ろうとしていたといえよう。宗尊と宰子の婚姻は寺門三摩耶戒壇勅許事件の最中であり、宰子は公武合体の象徴として鎌倉に嫁いだのであった。

さらにこの時期の近衛家と幕府の関係を詳しくみていく。宰子の父である兼経は宰子の下向の前年にすでに亡く

たと思われる根拠は、弘長三年（一二六三）に幕府による沙汰で里亭が造作され、移徙していることによるものである。しかしながら、政子の女房であった千手前や頼経の乳母であった石山局も里亭を持っていたから、里亭を持つことが必ずしも正妻扱いであることを示すとはいえないだろう。『吾妻鏡』には他に「西御方」が下向の行列にみえ、東御方が誤って記された可能性も考えられるが、「西御方」は尼で（吉川本に依る）源通親女と記されており、『宗尊親王下向記』にも「にしの御方」と記されているため、同一人物ではないと考えるのが妥当であると思われる。

ところで、宰子下向の三年前、正嘉元年（一二五七）十月一日条の大慈寺供養において「西廊内儲御聽聞所。（縹綱端疊三枚）近習女房少々兼參候。然而御息所未御坐之間、不及被出几帳帷」とある。この条文からは御息所がない（宗尊は未婚者）、或いは御息所はまだその場に来っていない（宗尊は既婚者）との二通りの解釈が可能である。宰子下向以前に御息所がいたのか、またそれが東御方であったのか否かは、結局のところ分からない。しかしながら、もし、宰子下向以前に「東御方」が正妻扱いだったとすれば、正妻がいるにも関わらず時頼の猶子として宗尊に嫁した宰子の婚姻が、より意図的なものと評価できることを指摘しておきたい。

なっているものの、上横手雅敬氏は宰子が御息所に選ばれたのは兼経に対する幕府の信頼の厚さによるものであるとする。以下、兼経と幕府の関係を順を追って検討してみよう。

兼経は九条家と近衛家が長く対立する中、西園寺公経の仲介によって九条道家女と婚姻し、道家から四条天皇の摂政・氏長者の座を譲られた。仁治三年（一二四二）には四条天皇の死没により後嵯峨天皇の関白に転じるものの、西園寺公経の圧力により二条良実に関白の地位を譲った。寛元四年（一二四六）、道家が関東申次を更迭され、ともに失脚した後深草天皇の摂政である一条実経の後を埋める形で、宝治元年（一二四七）には幕府の計らいにより、再び摂政となった。幕府は兼経に期待し、朝政への干渉を強め、兼経が摂政を弟の兼平に譲ることに賛成しなかった。建長三年（一二五一）に頼嗣が廃され、九条家が衰退すると、建長四年（一二五二）にはついに兼平に摂政を譲り、正嘉元年（一二五七）には出家し、正元元年（一二五九）に亡くなった。この翌年、宰子は宗尊に嫁したのであった。兼経の死により近衛家の家長となったのは宰子の弟にあたる基平である。本郷和人氏は近衛家について、幕府との結びつきも薄く、朝廷の訴訟を主導した実績もなかったことが、自らを中心とした朝廷訴訟制度の確立を目指す後嵯峨院にとつてかえって都合であったと評価している。関東申次であった西園寺公

経の死後、幕府は権勢を誇る九条道家との距離を置こうとし、その結果、相対的に近衛兼経との距離は縮まったといえよう。生前の兼経も、近衛家の家長となった基平としても、今後の近衛家の立場を模索した時、自家から將軍の御息所を出し、幕府との関わりを持つことはマイナスにはなるまいと捉えたであろうし、それは宰子の養父である兼平も同じ考えであったろう。

宰子の実父近衛兼経と養父鷹司兼平と宗尊の関係にも触れておきたい。兼経が宗尊に始めて面会した時のことは先述した。幕府からの親王將軍の要請に対しては、摂政である兼経の立ち会いのもと朝廷で協議を経て受諾された。宗尊の元服は兼経の見守る中、兼平を烏帽子親として行われ、三品親王となった。また、関東下向の際には兼経から宗尊下向の警固を務める北条長時に馬が贈られている。宗尊と兼経・兼平は充分に面識があり、しかも兼平は烏帽子親でもあったから、他家と比較しても深い関係にあったとみてよいだろう。

### 三 婚姻

次に婚姻の様子を具体的にみていこう。

文応元年（一二六〇）二月五日に鎌倉に下着し、時頼の猶子となり北条重時の山内亭に入御した宰子は同十四日、

の儀、何れも時頼・重時の参加は記されておらず、執権長時と連署政村の沙汰によるものであった。同二十八日には二階堂行方が「御台所御服用別充注文」を持参し、宗尊がそれを覽じた。その内容は宰子の衣裳調達について重時が七カ月分、時頼が五カ月分を沙汰しており、時頼と重時の宗尊夫妻への奉仕とその富裕さが窺える。

『吾妻鏡』には他に、將軍御台所では竹御所・松皮姫の婚儀の様子が記されているが、宰子と同様密儀であり、供奉人を数名連れて御所に入御している。政村は竹御所が御所に入御する際の供奉人を勤めており、宰子の婚姻ではその経験を活かして長時を補佐したのではないだろうか。

ここまで婚姻の意義とその位置づけを明らかにするため、時頼が摂関家の娘を猶子としたこと、北条氏の猶子となった娘が將軍家に嫁いだことから考えられ得ることを述べ、婚姻時期の社会情勢や近衛家と幕府の関係について検討した。摂関家の娘を猶子とする北条氏（得宗家）の家の高さ、親王將軍家への血縁的介入による將軍家と北条氏（得宗家）の一体化といったところに、この婚姻の意義を見出すことができるように思う。北条氏の猶子となった宰子が將軍家に嫁いだことは北条氏（得宗家）の親王將軍家への血縁的介入を可能とし、親王將軍家と得宗家、王家と幕府の多元的一体化を意味するのではなからうか。この婚姻は時頼に

武藤景頼の奉行で除服の儀を行った。これは先述した通り、前年正元元年（一二五九）五月四日に父兼経が五十歳で亡くなったため、軽服していたからと思われる。翌三月二十一日には始めて御所に入御した。この時はまず、東御方・長時・政村の控える時宗の東御亭に向い、西門より出て、次いで町大路を南へと進み、御所の東門から入り、東北の庭を通って中御所へと入った。その様子を宗尊は密かに東侍から見物していた。これ以後、宰子は「中御所」とも呼ばれることになる。中御所の場所について藤田盟児氏は未確定としながらも、鞠御壺の西側と推定している。宰子の御所入御に伴っては、中御所番衆が定められ、番衆の着到場所は廂御所とされた。前年には廂番衆が結番されており、中御所番衆はそれに準ずる番衆と考えられる。廂衆は院御所の廂衆の制を勅許をえて採用したもので、関東伺候廷臣を各番の番頭としている。將軍の御台所の伺候人の結番は、宗尊期の遙か以前より御前において定められるものであって、宰子に限ったことではない。宰子の周囲には関東伺候廷臣や御家人が一昼夜交替で伺候していたと思われる。

三月二十二日、宗尊は中御所に入御したが、密儀であったため「御儲等沙汰」には及ばなかった。同二十七日には露頭の儀が行われ、この婚姻が周知されることとなった。政村以下の人々が参候し、進物があつた。御所入御と露頭

よる「政治」と位置付けることができ、この婚姻にかかわる事柄はすべて得宗家の権力集中へと収斂してゆくものといえよう。少なくとも、従来あまり注目されなかったこの婚姻が、幕府政治史、特に北条氏に対する評価を論じる上での好材料となることを示すことはできたのではないかと思ふ。

## 第二章 御息所の役割

### 第一節 公式行事・祭祀への参加

次に宰子の鎌倉での日々を追ってゆこう。表にしてみると、それは幕府の重要な公式行事・祭祀へ参加することと後継ぎを生むことの二つに大別できるように思う。それは同時にその二つが宰子の御息所としての重要な役割であったことも示す。

金永氏は御台所の正月の鶴岡八幡宮参詣はほぼ定例であり、將軍が鶴岡・二所奉幣を行うことは、將軍の重要な祭祀権の行使であることから、御台所の固有の役割は、幕府の重要な祭祀を將軍と補完しあうところに見出せるとする。では、宰子の場合はどうであろうか。公式行事・仏事祭祀への参加の様子をみていこう。

まず、鶴岡参詣については弘長元年（一二六一）二月七日条にみえる。宰子にとっては初めての参詣で、まず居所

である中御所で御祓が行われ、供奉人は浄衣を着した。鶴岡八幡宮参詣で浄衣を着て参詣することは京都風で、宰子は鎌倉のあかぬけない感覚をいやがったのではないかと思われる<sup>50</sup>。宗尊は当日二所精進始のため同行していないものの、前月の二十五日には供奉人数を選定し、不足した人数を加えるよう御所奉行の二階堂行方を介して小侍所に命じている。その際には二所精進参籠の者が宰子の参宮の供奉人も兼ねること、「於如田舎人」は書き加えないようとの細かい指示もされており、将軍が自身だけでなく御息所の供奉人の選定権を持ち、宗尊が自身の意思を反映させようとする姿勢を窺うことができる。また、文永二年（一二六五）三月七日から七日間女房三名を連れて鶴岡八幡宮に参籠している。御所奉行の中原師連が奉行をし、鶴岡別当の隆弁に命じて宰子の御局、御寝所、御念誦所をはじめ女房三人の局、台所、湯殿をつくらせた。宗尊はその功績に感心し、中原師連を介して隆弁に銀や砂金等の恩賞を与えている。宰子自身が恩賞を与える記事は『吾妻鏡』にみえず、彼女に関する供奉人の選定権や恩賞権は宗尊が持っていたと思われる。それは、親王将軍家というイエの家長としての権限の行使だったのではないだろうか。

二所精進については文応元年（一二六〇）十一月二十一日条、文永二年（一二六五）二月二日条、文永三年（一二六六）正月二十九日条にみえる。宗尊は宰子下向の前年から奉幣使を遣わさず、自ら二所に出向くようになっていた。宰子は二所詣には同行していかないものの、進発前に行われる浜出を見物している。二所詣は正月・二月に行われるのだが、この年は二月に婚姻があったためか十一月に行われた。宰子は内々に小山長村の若宮大路の家に赴いており、供奉には長時の下知により二所詣の供奉人以外の適当な者がついた。弘長元年（一二六二）にはまた奉幣使が遣わされ、弘長三年（一二六三）には宗尊自ら参詣を行っているものの、宰子に関する記述はない。文永二年（一二六五）には宗尊の二所精進のため政村亭に、文永三年（一二六六）には若君（惟康王）と姫君（掬子女王）を連れて政村の小町亭に渡っている。浜出の見物は歴代の御台所にはみられず、宰子のみみられるものである。京生まれの宰子にとつて、鎌倉の海は珍しかったのではないだろうか。

放生会については弘長元年（一二六一）八月十五日条、弘長三年（一二六三）八月十五日条にみえる。文応元年（一二六〇）には宰子の放生会の供奉人を選定しているが、当日宗尊が赤痢により参加しなかったため、宰子も不参加であったと思われる。弘長元年（一二六一）にはまず、宰子が舞楽を観るために渡御し、その後宗尊が発している。宰子の供奉人については平盛時が奉行をし、宗尊の供奉人

六六）正月二十九日条にみえる。宗尊は宰子下向の前年から奉幣使を遣わさず、自ら二所に出向くようになっていた。宰子は二所詣には同行していかないものの、進発前に行われる浜出を見物している。二所詣は正月・二月に行われるのだが、この年は二月に婚姻があったためか十一月に行われた。宰子は内々に小山長村の若宮大路の家に赴いており、供奉には長時の下知により二所詣の供奉人以外の適当な者がついた。弘長元年（一二六二）にはまた奉幣使が遣わされ、弘長三年（一二六三）には宗尊自ら参詣を行っているものの、宰子に関する記述はない。文永二年（一二六五）には宗尊の二所精進のため政村亭に、文永三年（一二六六）には若君（惟康王）と姫君（掬子女王）を連れて政村の小町亭に渡っている。浜出の見物は歴代の御台所にはみられず、宰子のみみられるものである。京生まれの宰子にとつて、鎌倉の海は珍しかったのではないだろうか。

放生会については弘長元年（一二六一）八月十五日条、弘長三年（一二六三）八月十五日条にみえる。文応元年（一二六〇）には宰子の放生会の供奉人を選定しているが、当日宗尊が赤痢により参加しなかったため、宰子も不参加であったと思われる。弘長元年（一二六一）にはまず、宰子が舞楽を観るために渡御し、その後宗尊が発している。宰子の供奉人については平盛時が奉行をし、宗尊の供奉人

のように直垂を着ることが命じられ、帯剣すべきか否かの沙汰があり、帯剣はしないと決まった。しかし、弘長三年（一二六三）は宗尊より先に出発するのは同じであるものの、供奉人は直垂を着し帯剣している。なぜ前年の決定が守られなかったのかは不明である。文永二年（一二六五）には第二子を妊娠していたため参加しなかったようで、宗尊も参加せず奉幣使も遣わしていない。幕府の公式行事はまた親王将軍家というイエの行事でもあり、そのイエを構成する宗尊や宰子の体調によって左右されるものであった。

御行始については弘長元年（一二六一）正月一日条、弘長三年（一二六三）正月一日条にみられる。弘長元年（一二六一）には宗尊の御行始がまず行われ、その終了後に宰子の御行始が同じく時宗亭（時頼の小町亭）で行われた。弘長三年（一二六三）にも同じく時宗亭に御行始が行われた。

弘長二年（一二六二）と文永元年（一二六四）は『吾妻鏡』の記事が欠落のため、その年の状況は分かり得ないが、以上のことから宰子は将軍家の公式行事や祭祀に宗尊と共に参加し、出産後も、子どもを連れて同行していることが読み取れる。金氏の指摘する通り宰子もまた、それまでの將軍の妻たちと同様に、幕府の重要な祭祀を將軍と補完しあっていたといえよう。

次に出産の様子をみていこう。宰子は宗尊との間に一男一女を儲けており、文永元年（一二六四）四月二十九日に若君（惟康王）、次いで文永二年（一二六五）九月二十一日には姫君（掬子女王）を出産している。

## 第二節 出産

### 一 若君誕生

まず、若君の誕生から詳しくみていこう。弘長三年（一二六三）十一月十六日に着帯の儀が行われ、二十六日には出産・祈祷以下の事が沙汰された。しかし、二十二日には時頼が卒去したため、験者や医師は宰子の出産・祈祷の辞退を申し出、奉行の武藤景頼も時頼の死を機に出家したため、中原師連へと代わった。さらに、翌月には産所に決まっていた長井時秀の家が荏柄社前からの失火に巻き込まれて焼亡し、評定の結果、名越公時亭に方違することとなった。方違は、『吾妻鏡』において宰子以外の女性では、政子と竹御所のみみられる。方違は北条氏を後見に持ち、將軍に嫁いだ女性のみみられる行為であり、宰子の存在の大きさを窺い知ることができよう。

時頼の死によって出家を禁ずる御教書が出されるほど、多くの御家人が出家するという政権の動揺するなか、さら

に失火も重なり、宰子は不安な情勢の中で日々を過ごしていたと思われる。肝心の文永元年（一二二六）は『吾妻鏡』欠落のため、出産の詳しい様子は分からないが、駿者は後に宰子との密通の疑惑が持たれる松殿法印良基と清尊、医師は丹波時長であった。男子の誕生に幕府の人々は随喜したことであろう。

## 二 姫君誕生

次いで姫君の誕生を詳しくみてみよう。若君誕生の翌文永二年（一二二六）二月七日、宰子は俄かに御惱し、人々が群参するも大事には至らなかったようである。おそらく悪阻がひどかったのであろう。五月二十日には懐妊が分かり、御祈が始まる。七月十日には産所の宗政亭へ若君を連れて入御し、九月二十一日に姫君を出産した。この時の駿者は松殿法印良基・良瑜・尊家、医師は丹波長世であった。十一月十七日には若君・姫君を連れて御所に戻っている。

文永三年（一二二六）正月二十九日には宗尊の二所精進のため、政村の小町亭へと若君・姫君を連れて入御し、二月九日の還御の際には政村から若君に引出物が送られた。

以上、出産の様子を『吾妻鏡』に則してみてきた。宰子の若君の出産は幕府にとっては次期將軍誕生という歴史的意義を見出せるが、朝廷にとっては姫君の方が後に与えた

影響が大きかったといえる。この姫君掬子は宰子と共に上洛した後、龜山・後宇多両天皇の寵愛を受け、後宇多天皇との間に祿子内親王（崇明門院）を儲ける。両統分裂が決定的になると、宗尊の母棟子や掬子の身分は急激に上昇し、祿子に至っては皇子邦良登極の暁には皇后に冊立するという構想が後宇多天皇によりなされていた。大覚寺統は棟子や宗尊の家に連なる者を吸収することによって、土御門・後嵯峨皇統の直系が自分たちにあることを示そうとしたのである。鎌倉末期における両統立問題を考えた時、掬子誕生は後の歴史に多大なる影響を与えているのである。

## 第三章 松殿法印良基との密通事件

本章では宗尊追放のきっかけとなった、宰子と松殿法印良基との密通事件についてみていこう。良基は日月蝕や祈雨の祈禱をはじめとして宗尊・時頼の病の祈禱や、先にもみた通り宰子の出産の祈禱をも行っている人物である。祖父に基房、父に忠房を持つ摂関家（松殿家）の出身である。また、北条時政女で宇都宮頼綱に嫁した女性が、後に良基の伯父である師家の妻室となっており、北条氏と松殿家は婚姻関係を結んでいた。

宗尊が將軍を廢されるまでの事情については既にいくつも研究があるため、先学に学びつつ検討していきたい。

『吾妻鏡』には、宰子と良基の密通を匂わせるような記述はなく、密通事件は文永三年（一二二六）六月五日、京から帰参した木工権頭親家が、宰子のことについて後嵯峨院から内々にあった御諷詞を持参したところから突然始まる。この親家は同年三月六日、宗尊が内々に上洛させた使者であった。親家は約三カ月もの間、京に滞在していたわけである。小倉秀貫氏は親家のこの長期滞在について宰子の密通が露顕し、離婚した場合、宰子の弟である基平が面目を損なうことを憂慮し、容易に決定することができなかったのではないかと指摘されており、樋口芳麻呂氏もこの点に賛意を示している。親家が京に滞在中である五月十五日には、後嵯峨院の使者として左少弁経任が下向している。悩んだ後嵯峨院は、宰子と良基密通の疑いに関するより詳細な情報を得ようとしたのかもしれない。

同六月十九日、今度は得宗被官である諏訪盛綱が飛脚として上洛した。盛綱がなぜ遣わされたのか史料から見出すことはできないが、後嵯峨院と宗尊が内々に交渉している様子を察知した、或いはその内容が宰子に関わることであると知った得宗家が急ぎ、現状把握のために後嵯峨院の許へと被官を遣わした可能性も考えられるのではないだろう。

同六月二十日には、密通事件の張本人である良基が逐電

した。また、得宗である時宗邸で時宗・政村・実時・安達泰盛による「深秘御沙汰」が行われた。ここで、宗尊の京都送還が決定されたとみられる。「深秘沙汰」と良基逐電の前後関係は不明であるため、幕府首脳部が良基逐電を將軍勢力の謀反の一端と受けとり、急遽「深秘御沙汰」に及んだのか、良基が幕府首脳部の密議を耳にし、嫌疑・処罰を受けることを恐れて逐電したのか明白ではない。宰子の密通は宗尊にとっては私的な問題であり、そのため内々に父後嵯峨院からの指示を仰ごうとしたのであろうが、逆にその行動が時宗をはじめとする幕府首脳部にとっては（宰子の密通を宗尊が疑っていることを把握していなければなおさら）疑惑の目を向けずにはいられなかったであろう。

同六月二十三日、宰子と掬子は山内殿へ、惟康は時宗亭に移され、同六月二十四日には、左大臣法印嚴恵が姿を晦ました。嚴恵は藤原高実の子で、良基と同じく宗尊の護持僧の一人であり、鎌倉明王院及び御所持仏堂の別当であった人物である。永塚昌仁氏は、宗尊親王期の護持僧は良瑜・隆弁・尊家・良基・嚴恵の五人であるとした上で、良瑜・隆弁・尊家が宗尊追放後も鎌倉で活動したのに対し、良基・嚴恵が逐電したことは極めて対照的であるとみる。さらにその理由を、前者は幕府全体との関係が深く、後者は宗尊個人との関係が強かったのではないかと指摘する。また、

敵惠の逐電に関しては、樋口芳麻呂氏が「謀反計画の中心人物であったか、あるいは中心人物との風聞をたてられて、幕府の追及を受けそうになったので、にわかに通世したのかもしれない。(中略) ひそかに得宗呪詛の祈禱を行ったりした事実があったかもしれない」と述べている。この指摘に対し、水塚氏は「九条頼経が鎌倉にいた頃に明王院に『有権知法高僧及陰陽道之類』を集めて得宗調伏の祈禱が行われていたというが、宗尊の安泰を目的とする祈禱を行う事が得宗権力の交替を意味するのならば、良基と敵惠が護持僧として行なった祈禱をもって『將軍御謀反』と認識されたのかもしれない」と述べている。

御所持仏堂は宗尊の個人的な宗教空間と考えられるから、その持仏堂別当を務めた敵惠は、宗尊と個人的に深い関係にあったとみて良いだろう。密通事件に直接関わっていないくとも、頼嗣が追放された時の記憶は残っていたであろうから、宗尊と親交が深く、幕府とは関わりの少ない自身の将来を不安に思い姿を晦ましたのかもしれない。

同二十六日には、鎌倉は大きな騒ぎとなり、近国の御家人が馳せ集った。七月に入ると民衆の中には戦場となることを心配して家屋を壊し、資材を運び出す者もあらわれた。甲冑の軍士は東西から馳せ来て、時宗亭の門外に窺い集まった。その後、時宗の使者として武藤景頼・二階堂行忠が将

の弟子たちは十三回忌の供養まで修めたが、良基は宰子と夫婦になって暮らしていたのが露見し、宰子の所領である越前国坂北庄が関東より召上げられたという噂もあつた。弘安四年(一二八二)、幕府は宰子の私領であつた越前国坂北庄を後深草院に返付した記事があり、坂北庄が召上げられたことは事実のようである。

帰洛した宰子の許には母である仁子が訪れ、翌年宰子は出家した。戒師は兼平の同腹の弟である浄土寺前大僧正慈禪がつとめ、すべてが仁子の計らいであつたようで、広橋経光は「誠可然」と記している。残念ながら出家後、宰子がどのような人生を送つたのかは史料に見出せず、不明である。

帰洛後の宗尊についても触れておきたい。帰洛直後は、幕府との関係を考慮してのことであろうが、父である後嵯峨院や母である平棟子からも義絶され謁見を許されなかつた。文永三年(一二六六)七月二十三日には息子の惟康が征夷大將軍となり、十月には宗尊は六波羅を出て、故承明門院の旧跡土御門殿に移った。宗尊の義絶が解かれるのは、十一月に入り宰子と掬子<sup>(88)</sup>が鎌倉を出発した後で、幕府は宗尊に領地五カ所を献じ、後嵯峨院に義絶を解くよう要請した。幕府の要請によって義絶は解かれ、十二月には後嵯峨院と仙洞において対面を果たした。その後は、嵯峨殿に参

軍御所と時宗亭を三度往還し、宗尊は政村亭に渡つたが、守護する者は一人もいなかった。將軍御所には島津忠景・二階堂行章・伊東祐頼・鎌田行俊・渋谷清重のみが残り、「朝馴暮老近臣之類」は皆出て行つた。七月四日、名越教時が軍兵数十騎を率いて薬師堂谷の亭から塔辻の宿所にやつてきたが、時宗は武力の衝突を未然に防ぐため、その動きを制した。おそらく、名越教時は宗尊派の人物で、將軍の上洛を制止しようとしたのだろう。年若く盤石な体制を築けていない時宗にとつて、武力行使は回避すべきことだったのでないだろうか。戊の剋、宗尊は北条時盛の佐介亭に入り、同八日鎌倉を出発した。同九日には関東の飛脚が「將軍家御謀反事」の知らせを携えて上洛し、朝廷からの使者として左少弁経任が翌日には六波羅へ、十五日には関東に下向している。後嵯峨院が事態を把握するために使者として派遣したのであろう。宗尊は同二十日子の刻に入京し、六波羅北方北条時茂邸に入った。宰子に最も近い人物である弟の基平でさえ「関東將軍子刻上洛、被坐六波羅云々、上洛不知何故」という状況であつたことは、事がどれほど速やか且つ、隠密に運ばれたかを物語っている。

その後、鎌倉に残つた宰子も、同十一月十七日には娘の掬子<sup>(89)</sup>を連れて帰洛し、近衛殿に入った。京都では良基は高野山で断食して果てたなどと噂された。また、後には良基

上したり、内々ではあるが後嵯峨院の五十賀試楽に兄弟と共に参入したりと、親兄弟と交流を持ち、宮廷に復帰した様子が窺える。また、將軍時代に関わつた人々との交流も歌の贈答を通じて行われていた。文永九年(一二七二)には、後嵯峨院死没を機に三十一歳で出家した。また、この年には源具教女との間に瑞子女王(永嘉門院)が誕生した。具教は故土御門通親の孫であるから、宗尊は鎌倉追放後も土御門家の人々と深い関係にあつたようである。しかし、文永十一年(一二七四)七月二十九日に荒痢を病み死去した。亡骸は平生の出行の如く御車を用い、山科へ渡された。見る者は涙を流したという。

ところで、宗尊の使者として上洛した親家の長期滞在は、後嵯峨院が基平を氣遣つたためではないかという指摘を先述した。宰子も上洛し、密通露頭から將軍追放の一連の事件が落ち着いた文永四年(一二六七)には、後嵯峨院は基平と数刻雑談に及び、「前途間事」について重大な仰せがあり、基平は「恐悦相半也」と記している。その具体的な内容は不明であるが、その年の十二月には龜山天皇の関白と氏長者を宣下されているから、そのことを指すのかもしれない。後嵯峨院は、宰子上洛後も基平に信頼を寄せており、この記事は先述した指摘を補強できるのではないかと考える。

撰家將軍の失脚は九条道家の失脚と九条家の衰退を引き起こし、北条氏もそれを目的としていたわけであるが、今回は宗尊の失脚により後嵯峨院や後深草・龜山天皇が退位させられ朝幕関係が悪化する、或いは基平が失脚する等ということはなかった。宗尊が謀反を企んでいなかったことは先行研究でも意見が一致している。では、得宗勢力が宗尊追放を目論んだのは何故だったのだろうか。

まず、一つに宗尊が政権実務を主導できる壮年に達していたことが挙げられよう。宗尊は和歌に陶醉し、傀儡政権であったと評価されることも多いが、番衆や供奉人の選定という人事権や官途推挙権、護持僧や工匠に対する恩賞権は宗尊が掌握していた権限である。宗尊は御家人統制の要である賞罰権を主体的に行使し得る存在となりつつあったのではないだろうか。

二つに、右の動向との関わりで、宗尊の周りに反得宗勢力が形成される可能性が挙げられよう。宗尊が望もうと望むまいと將軍には求心力がある。宗尊の成人と共に一部の近習御家人との間には親近関係が生まれていたようである<sup>②</sup>し、また宗尊が和歌を詠み、たびたび和歌会を開き、歌集を製作したことは得宗側とつて不都合なことであった。歌会を通じて宗尊と御家人間には親近関係が生まれ、御家人にとって宗尊の推薦により勅選集に入集することは、

將軍から直接与えられる恩給を意味した。將軍と御家人の密着は得宗家にとって、反得宗勢力を生むために危険視されたものであって、時宜的連帯が政治的連帯に転化することを阻止する必要があった。また、この事件において宗尊と宰子だけに対する処分が行われ、宗尊側近者に処罰された者がいないのは、処分の性質が宗尊のみに対する予防検束にあったことを示している。<sup>③</sup>

三つに、今後息子の惟康が成長し、宗尊が將軍職を譲った場合、宗尊の権力が増すことが予想された。宗尊を將軍として鎌倉に迎え、後見人として厚く世話していた時頼と重時が、文永三年（一二六六）には、まだ十五歳にすぎなかった時宗を残して、相次いで亡くなったことは、宗尊の追放に大きな影響を与えているだろう。宗尊は時宗より九歳も年上であり、時宗の烏帽子親でもあったから、この先時宗が政治の主導権を持つことは、困難をきたすと思われる。さらに、宗尊が出家すればあたかも鎌倉に院政のごとき体制が生まれることになり、宗尊が將軍の後見として政治を主導する得宗家と対立する可能性もあった。実際、前將軍頼嗣期には大殿頼経・將軍頼嗣による二元体制が敷かれたが、道家・頼経と北条氏是对立することとなり、撰家將軍家は廃された過去がある。二元体制の再来は北条氏としては何としても回避したい状況であった。なぜなら、將

軍の父親という立場は、將軍家という「家」の政所別当や或いは將軍の外戚であるという立場、すなわち北条氏（得宗家）の立場をも凌駕するものであり、相対的に得宗家の権力は低下してしまう恐れがあるからである。つまり、將軍は一人でなければならなかった。密通事件の際、惟康だけが時宗亭に囲われたのは、そのことを象徴的に表していると思う。惟康という次期將軍候補の誕生は、皮肉にも宗尊と宰子が北条氏によって鎌倉を追放され得る状況を招いたことを意味するものであった。

宗尊が追放された理由について三点に分けて検討したが、三点に共通するのは宗尊自身、或いは宗尊を介して生まれる人間関係が得宗権力を低下させる可能性を持っていたことであろう。鎌倉幕府の根幹は主従制であるが、將軍と御家人の親密関係は北条氏にとって危険視しなければならぬものであった。それは、反得宗勢力が生まれ、得宗権力を低下させる恐れがあったためである。その矛盾のなかで、時頼・重時の相次ぐ死によって年若い時宗が残され、宰子と良基の密通事件という突発的な事件に、宗尊と御家人（特に歌会に参加している者）の関係が密になる度合いを増してきたことなど得宗家にとっての不安定要素が重なった時、宗尊は追放されたのであろう。

#### おわりに

最後に本稿の論点を確認しよう。第一章では、第一節において宗尊の出自や下向までの動向に触れ、第二節から宰子の婚姻について猶子関係や婚姻の時期を検討した。婚姻の意義として、①北条氏（得宗家）の親王將軍家への血縁的介入を可能にし、親王將軍家と得宗家、王家と幕府という多元的一体化（公武合体）を意味したこと、②撰関家の娘を猶子とすることが北条氏の家格の高さを示したこと、③御息所の実家として親王將軍家を補佐することが、北条氏の將軍家政所の執権たる正統性を補完する働きを持つのではないかということを指摘した。宰子が時頼の猶子となったことで、時頼もまた執権職の実質的意義を増進させ、得宗権力をさらに強固なものにしたと評価できよう。宰子が鎌倉幕府政治史上、果たした役割の一つに、時頼の猶子として宗尊に嫁したことを挙げてよいと思う。

第二章では、宰子の幕府内での果たした役割として、公式行事・祭祀への参加と出産に分けて検討した。宰子は儀式に参加することで、宗尊と共に幕府の重要な祭祀権を補完し合っており、また宗尊は宰子の供奉人の選定も行っていった。しかしながら、宰子が北条氏の猶子となったが故の独自の行動は見出せなかった。出産についてはその様子をみた後、特に掬子がその後に与えた影響の大きさを強調し

宰子関連記事（出典はすべて『吾妻鏡』）

文応1.2.5	時頼の猶子となり、重時亭に渡る
文応1.2.14	除服の儀（武藤景頼奉行）
文応1.3.21	御所に入御
文応1.3.27	露顯の儀
文応1.3.28	行方、宰子の御服月別充注文を宗尊に進覽
文応1.4.3	宗尊と共に重時亭に入御
文応1.6.18	宗尊、宰子の放生会参宮の際の御供を時宗・時輔とする
文応1.7.29	中御所番衆は廂御所に着到すると決める（二階堂行方奉行） 時頼亭に入御
文応1.8.15	放生会（宗尊は赤痢のため不参加）おそらく宰子も不参加
文応1.11.21	二所詣の精進始のため重時亭に入御
文応1.11.22	宗尊、潮浴のため浜出し、宰子、見物のため小山長村の若宮大路亭に入御
文応1.12.26	宗尊と共に方違のため時頼亭に入御
弘長1.1.1	宗尊御行始。還御の後、時頼亭に御行初
弘長1.1.25	鶴岡八幡宮御参の供奉人数表を進覽し、田舎人の如きは書き加えぬよう行方を通じて小侍所に仰す
弘長1.1.26	宗尊の二所御精進の参籠衆は宰子の参宮供奉を兼ねると決める
弘長1.2.7	初めて鶴岡宮へ参詣
弘長1.4.24	宗尊と共に重時の新造山庄に渡御。翌日、還御
弘長1.7.12	宗尊と共に時頼亭に入御し、弓鞠競馬相撲等勝負を観る。管弦詠歌以下の御遊宴もある
弘長1.7.13	夕方より護身を始める
弘長1.8.14	放生会供奉人を定める（平盛時奉行）宗尊の御共のように直垂を着すが帯剣はなし
弘長1.8.15	放生会。舞楽を観るため渡御。宗尊、その後御出
弘長1.8.16	放生会により参宮。流鏝馬以下例の如し
弘長1.9.19	明日の御服衆のための山内亭出御に際し、供奉人の散状を廻らす
弘長1.9.20	時頼亭に入御
弘長1.10.4	先月より時頼亭にいる宰子の許を宗尊が尋ね、晩に及び共に還御
弘長1.10.5	山内より宗尊と共に還御
弘長3.1.1	宗尊と共に御行始
弘長3.8.14	宗尊、宰子の放生会供奉人を選定する
弘長3.8.15	放生会のため、まず宰子御出。次いで宗尊御出
弘長3.10.25	外戚太政法印澄圓（道家息子）入滅の軽服のため長時亭に出御
弘長3.11.16	着帯
弘長3.11.22	<b>時頼卒</b>
弘長3.11.23	出産・祈禱以下の事を施行（中原師連奉行）
弘長3.12.17	荏柄社前から出火し、産所に定まっていた長井時秀邸も被災
弘長3.12.24	評定衆、相州亭（政村亭）において産所・方違等の事を沙汰
弘長3.12.28	名越公時の名越亭に方違
弘長3.12.29	名越より還御
文永1.4.29	惟康を出産（駿者松殿法印良基・清尊、医師丹波時長）
文永2.2.2	宗尊の二所精進のため、相州亭（政村亭）に渡御
文永2.2.7	俄かに御顔。人々群集するが、大事には至らず
文永2.3.7	七日間鶴岡に参籠（中原師連奉行）
文永2.3.13	宗尊、宰子参籠の局以下の事を丁寧沙汰するよう中原師連を通して鶴岡別当隆弁に命ず
文永2.5.10	懐妊のため、御祈を始める
文永2.6.13	出産の御祈のため御所において放光仏を供奉する。七瀬殿を行う
文永2.7.10	産所の北条宗政亭に入御
文永2.8.15	宗尊、宰子懐妊のため、放生会に出御せず。奉幣使なし
文永2.8.16	土御門頭方、平産の御祈を行う。業昌、由比浦において靈気祭を奉仕する
文永2.9.1	産気づきて人々群集し、占いを行うも治まる（中原師連・伊賀光政奉行）
文永2.9.21	掬子を出産（駿者松殿法印良基・良瑜・尊家、医師丹波長世）
文永2.11.17	惟康・掬子と共に産所の北条宗政亭より還御
文永3.1.29	明日、宗尊二所精進のため、惟康・掬子と共に初めて北条政村の小町亭に入御
文永3.2.2	惟康と共に政村亭から御所に入御。還御の際、政村から引出物
文永3.6.5	宗尊が宰子の事で後嵯峨院に使いとして出した木工権頭親家が帰参
文永3.6.23	掬子と共に俄かに山内殿に入御（惟康は時宗亭に入御）
文永3.7.4	<b>宗尊、鎌倉を出発</b>

述べた。

第三章では松殿法印良基との密通事件について言及した。宗尊帰洛までの流れを『吾妻鏡』『外記日記』等から確認し、後嵯峨院と基平の親密関係故に木工権頭親家の京都滞在期間が長かったこと、また宗尊から後嵯峨院への内々の使者が幕府首脳部の疑心をかえって煽ったことを指摘した。時頼はすでに関東申次の指名権を有しており、公家政権との交渉権も得宗が把握したと考えられている。そのような状況のなかで、後嵯峨院と宗尊の個人的な交渉は、時宗の警戒心を煽るのに充分すぎるほどであった。宗尊と宰子にとって、下向当初から後見人として世話をしてくれた時頼・重時の死がこの事件の結末に及ぼした影響は大きかったといえよう。結局、宰子が起した密通事件は得宗家に上手く利用され、宗尊は帰洛させられ、宰子自身も帰洛し、若くして出家することになった。出家後の宰子の動向は全く分らないが、おそらく母仁子の庇護のもと、静かな余生を送ったのではないかと思う。自身がかけられた疑惑によって近衛家が衰退することもなく、娘の掬子が龜山・後宇多両天皇の寵愛を得たことが、せめてもの救いであったのではないかと思われる。

注

- (1) 野村育世『北条政子―尼將軍の時代』吉川弘文館、二〇〇〇年。  
関幸彦『北条政子―母が嘆きは浅からぬことに候』ミネルヴァ書房、二〇〇四年等。
- (2) 細川涼二『源実朝室本覚尼と遍照院 脇田晴子、S・B・ハンレー編』ジェンダーの日本史上、東京大学出版会、一九九四年。
- (3) 野口実『竹御所小論―鎌倉幕府政治史上における再評価―』『青山史学』十三、一九九二年。
- (4) 金永「撰家將軍家の「家」の形成と妻たち」『ヒストリア』一七八、二〇〇二年。金氏は撰家將軍家の「家」形成において妻たちの果たした役割を検討している。
- (5) 中川博夫・小川剛生『宗尊親王年譜』徳島大学総合科学部言語文化研究 第一巻、一九九四年二月は生涯の年譜と若干の補注を付す。
- (6) 野中和孝「宗尊親王の幼少期」『日本文藝研究』五〇(三)、一九九八年。
- (7) 河内祥輔『頼朝の時代』平凡社、一九九〇年、二二頁。河内氏は「皇位継承候補者とその同母方は親王にされるが、それ以外の皇子はすべて幼期に出家させる」という原則が白河天皇以来確立されつつあったことを指摘している。
- (8) 菊地大樹「宗尊親王の王孫と大覚寺統の諸段階」『歴史学研究』七四七、二〇〇一年。菊池氏は宗尊が式乾門院・室町院暉子と猶子関係を結んでいることに注目し、後醍醐天皇は宗尊に後高倉院の娘・孫との猶子関係を結ばせることで彼女たちが継承した王家領を伝領させ、後高倉皇統そのものを自身の後醍醐皇統

- (16) 野口実「村井章介『中世の国家と在地社会』書評」『史学雑誌』一一七(六)、二〇〇八年。野口氏は「在庁」という低い出自と認識される北条氏が、逆になぜ幕府の執権の地位に就き、専制支配を行い得たのかを身分の側面から再検討する必要があることを指摘し、その論点の一つとして宰子が時頼の猶子として宗尊と結婚していることを挙げている。
- (17) 弘長三年十月二十五日条。ちなみに、宰子は時頼死去の際は軽服していない。軽服しなかった理由は、妊娠中であったためかと思われるが、確証を得ることはできなかった。
- (18) 村井章介『執権政治の変質』『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年(初出は一九八四年)。村井氏が時頼から長時への執権職譲位が執権と北条氏の家督(得宗)が分離したことを意味すると述べるのは佐藤進一氏の意見に則ったものである。
- (19) 保永真則「鎌倉幕府の官僚制―合理化・効率化の必要と組織運営の変化―」『日本史研究』五〇六、二〇〇四年。
- (20) 佐藤進一『日本の中世国家』岩波書店、一九八三年。
- (21) しかし、勝長寿院も大慈寺も宗尊の鎌倉下向後すぐに焼亡しており、北条一門の沙汰によって建立されたものである。よって、焼亡していなければ宗尊は供養に参加できなかったとも考えられる。また、頼朝法華堂で行われていた頼朝の月忌は、建長四年正月十三日の五十四回忌を最後にその後『吾妻鏡』にみえない。当時はまだ甲い上げの習俗がなかったとされているから『榎本栄一』『吾妻鏡』における仏典と法会・修法については『東洋学研究』二四、一九八九年)、あえて行わなくなったのだとすれば、そこには北条氏による何らかの意図があるはずである。金氏は逆に五十四回忌まで続いたのは、御家人統合論理と

へ引き受けようとする意図があったと指摘する。  
(9) 『吾妻鏡』建長四年四月二日条。以下、『吾妻鏡』同日条のものはいちいち表記しない。また、特に史料の表記のないものはすべて『吾妻鏡』である。

- (10) 『増鏡』内野の雪。
- (11) 宗尊はその才能と境遇から当時の人々に光源氏の再来と受け取られていたという。平家滅亡と共に鎌倉將軍家の手に渡った源氏物語絵巻が文献に再度登場するのは宗尊の時代で、宗尊自身も自らをなぞらえてか「源氏物語色紙絵屏風」を製作したり、源親行による源氏物語談義を行ったり、「源氏物語系図」を作成したりと「源氏物語」に熱中している。その理由について三田村雅子氏は「源氏將軍家の正統を担い得るのは宮でしかなく、宮の子孫の源氏によって將軍位は受け継がれていくだろうことをアピールするためにも、「源氏」幻想というイデオロギーが必要であったに違いない」と指摘している(三田村雅子『鎌倉宮將軍の源氏物語絵―宗尊親王の源氏物語色紙絵屏風』三谷邦明・三田村雅子著『源氏物語の謎を読み解く』角川書店、一九九八年)。
- (12) 建長四年八月八日条。
- (13) 青山幹哉「鎌倉將軍の三つの姓」『年報中世史研究』十三、一九八八年。
- (14) 『岡屋関白記』寛元四年四月二十四条。
- (15) 金永前掲注(4)。金氏は近衛兼経の娘が選ばれたのは近衛家が親王將軍に見合う家柄であり、当該期の撰関家と幕府との関係を考慮した場合、それが最も無難な選択であったためと考える、と述べている。

- して、頼朝への記憶を喚起し続ける必要があったのではないかと指摘する(金永「撰家將軍期における源氏將軍観と北条氏」『ヒストリア』一七四、二〇〇一年)。ならば、宗尊將軍期にはその必要はなくなっただろうか。北条氏はあえて頼朝への記憶を喚起することはせず、親王將軍就任を機として宗尊のもとに御家人統合を図ろうとしたのかもしれない。
- (22) 『元享釈書』円爾は建長六年から七年、次いで正嘉元年(一二五七)にも時頼の招きにより鎌倉に下向しているから、その間命じる機会があったのだろう。また、時頼も伽藍再興の翌年正元元年(一二五九)には円爾の後に蘭溪道隆を住持させ、建仁寺を建長寺と同じく禪寺として純化させようとしている(竹貫元勝『新日本禅宗史―時の権力者と禅僧たち―』禅文化研究所、一九九九年)。
- (23) 青山幹哉「鎌倉幕府將軍権力試論―將軍九条頼経―宗尊親王期を中心として―」『年報中世史研究』八、一九八三年。
- (24) 『文机談』時頼が素暹の進上した鴨長明作の琵琶を自身がつには不似合であるとして宗尊に献上する話が載せられている。
- (25) 森幸夫『北条重時』吉川弘文館、二〇〇八年。森氏は六波羅探題時代、重時は後醍醐皇統の守護者であり、重時が幕府連署であったゆえ、後醍醐も安心して愛息を鎌倉に送ることができたと指摘する。また、後醍醐―宗尊―重時の太いつながりを指摘する。重時の正室は平基親女であり、宗尊の母の平棟子とは父親が従兄弟同士(高棟流平氏)であり、また宗尊の勅別当の権大納言源顕定は重時の義理の甥(村上源氏)であった。
- (26) 石井清文「最明寺時頼入道の卒去と宗尊親王上洛計画の頓挫

(II) 『政治経済史学』三二六、一九九三年八月。

東御方に関する『吾妻鏡』記事は以下の七例のみである。

- ① 建長四年(一二五二) 七月八日 宗尊方連に供奉
- ② 正元二年(一二六〇) 三月二十一日 時宗の東御亭に「参儲」、宰子に随って御所へ入り、陪膳に候す
- ③ 弘長三年(一二六三) 三月二十一日 里亭造作の沙汰有り

④ 弘長三年(一二六三) 四月十六日 里亭の上棟

⑤ 弘長三年(一二六三) 六月二日 里亭の柱立

⑥ 弘長三年(一二六三) 七月十三日 里亭に移徒

⑦ 文永二年(一二六五) 三月七日 宰子の鶴岡八幡宮七日間参籠に供奉

また、「東御方」と号する女性を調べてみると、

・藤原全子(一〇六〇—一一五〇) 右大臣藤原俊家の娘、関白藤原師通室、藤原忠実の母(『中右記』)。

・洞院愔子/玄輝門院(一二四六—一三二九) 洞院実雄の娘、後深草天皇の妃、伏見天皇、性仁法親王、久子内親王の母。

・左大臣徳大寺藤原実定の娘。宜秋門院(九条兼実の娘、後鳥羽天皇中宮) 女房御匣殿、暦仁元年(一二三三)には亡くなっている。

・藤原実泰の娘。永福門院女房、恒良親王妾、後嫁関白藤原師平(『尊卑分脈』)。

・正親町守子。大納言正親町実明の娘、伏見天皇女房、後伏見天皇の妃(前田侯爵本『女院次第』・『尊卑分脈』)。

・比丘尼了寛。太政大臣洞院公賢の娘、徽安門院女房(『園大暦』・『尊卑分脈』)。

女的一条局は宗尊の乳母であった(『関東往還記』)。

- (30) 通親の娘には他に幼少の宗尊を養育していた承明門院(通親養女、実父能円、母藤原範子、後鳥羽天皇の妃、土御門天皇の母)、後嵯峨天皇乳母の大納言二位源親子がいる。通親の男通方の娘二人は後嵯峨天皇の女房大納言の局(典侍)と高倉局であった。このことから、中川博夫氏は同家の女子が、宗尊家に出仕する由縁は十分にあると言えると述べている(中川博夫「宗尊親王將軍家の女房歌人達」『中世文学研究』二二、一九九六年)。また、幼少の邦仁王(後の後嵯峨天皇)の養育者であり、「我また武士なり」の発言で知られる通親の男定通は義時の娘と婚姻していたから(『葉黄記』宝治元年六月三日条によると、少なくとも貞応元年(一一二二)までには定通に嫁いでいる)重時や朝時からすれば義理の弟にあたる。よって西御方はまた北条氏とも繋がりのある人物であったといえよう。ちなみに宗尊の側近であった土御門顕方は定通の猶子である。

また、東御方は西御方よりも家格が上であったといえる。根拠は以下の通りである。

御かた( )の名の事。北東御かたは上なり。南西は聊方角にてはをとりたる也。かた名とむき名とは。かた名はあがりたるやうに申傳へたるなり。

『女房の官志なの事』群書類従第五輯卷第七十三

- (31) 渡辺晴美「文応元年における社会不穏と鎌倉幕府権力の危機意識―最明寺入道北条時頼政権の実態に関する一視角―」『政治経済史学』七五、一九九九年四月。

- (32) この点については、山門の嗾訴の激発は朝廷では処理しきれず、そのため幕府に判断を仰ぐしかなかったのであるが、それ

・長慶天皇皇子玉川宮の娘。永享二年(一四三〇) 征夷大將軍足利義教の私邸に迎えられ「東御方」と称す(『皇親系』六)。

・大納言日野資俊の娘(『迎陽記』) 応永十四年(一四〇七) 三月二十三日条。

・内大臣正親町三条実継の娘(『看聞日記』) 応永二十三年(一四一六) 十一月二十日条。

があげられる。『吾妻鏡』に見える東御方に該当する人物は見られないものの、彼女と同時代に東御方と号していた女性は何れも閑院流(徳大寺家・洞院家)を出自としていることが分かる。しかし、東御方とはあくまで空間的な呼称であり、この時期西園寺家の娘が後室を占めていた状況も考慮しなければならない。

近世の史料ではあるが、『新編相模国風土記稿』巻之八十八には里亭の小町亭を一条局のものとし、「局は大納言通房が女にて東御方と稱す、建長四年宗尊親王に従て京師より下向せり、弘長三年三月此亭造立の沙汰ありて六月に至り落成し、七月此に移る」とある。一条局と東御方を同一人物として記しているが、『吾妻鏡』においては、両者の名は同じ場面に並立して載せられており(建長四年七月八日条・文永二年三月七日条、明らかに別人である。両者が同一人物として記された経緯は分からない)。

(27) 弘長三年七月十三日・四月十六日・六月二日・三月二十一日条。

(28) 文治四年四月二十二日条。仁治二年七月二十六日条。

(29) 下向の行列に名が見える女房は美濃局、別当局、一条局、西御方の四人である。このうち美濃局は土御門顕方の母で、通方

が幕府権力を脅かすほどのものであったとは思えない。

(33) 文応元年三月一日条。

(34) 上横手雅敬「鎌倉幕府と摂関家」『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年(初出は一九七四年)。

(35) 上横手雅敬前掲注(34)。

(36) 本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」東京大学出版会、一九九五年。

(37) 建長四年三月五日条。

(38) 建長四年正月八日条。

(39) 建長四年三月十八日条。

(40) 『経俊卿記』正元元年五月四日条。ちなみに、弟の基平は同年五月十七日に除服している(『深心院関白記』文応元年五月十七日条)。

(41) 藤田盟児「鎌倉武士住宅の空間構成―幕府御所を中心として―」『建築史の空間―関口欣也先生退官記念論文集―』中央公論美術出版、一九九九年。

(42) 文応元年七月二十九日条。

(43) 正嘉元年十二月二十四日条。

(44) 五味克夫「鎌倉幕府の番衆と供奉人について」『鹿児島大学文科報告』七号史学篇四、一九六一年。

(45) 建保三年六月七日条。

(46) 森幸夫前掲注(25)。

(47) 寛喜二年十二月九日条、寛元三年七月二十六日条。

(48) 金永前掲注(4)。

(49) 「問はず語り」巻四に「大名ども浄衣などにはあらで、いろいろのひたたれにたまわりつるもやう変りたり」とある。

(50) 貫達人「鶴岡八幡宮寺―鎌倉の廃寺」有隣堂、一九九六年。

- (51) 菊地大樹前掲注(8)。宗尊およびその家族と鎌倉末期にいたる大覚寺統の諸段階との関係が詳細に述べられている。
- (52) 菊地大樹前掲注(8)。
- (53) 『尊卑分脈』四巻、二二頁。
- (54) 小倉秀貫「鎌倉六代將軍宗尊親王」『史学会雑誌』二四、一八九七年。三浦周行『鎌倉時代史』第六十章、早稲田大学出版部、一九〇七年。山岸徳平「宗尊親王と其の和歌」『国語と国文学』二四(一一)、一九四七年。竜肅「鎌倉時代概観」『鎌倉時代・下』春秋社、一九五七年。樋口芳麻呂「宗尊親王の和歌―文永三年後半期の和歌を中心に―」『文学』三六(六)、一九六八年。網野善彦「蒙古襲来」小学館、一九七四年。新田英治「鎌倉後期の政治過程」岩波講座『日本歴史6』中世2、岩波書店、一九七五年。川添昭二A「北条時宗の連署時代」『金沢文庫研究』二六三、一九八〇年。川添昭二B「北条時宗の研究―連署時代まで―」『日蓮とその時代』山喜房仏書林、一九九九年(初出は一九八二年)等。
- (55) 小倉秀貫・樋口芳麻呂前掲注(54)。
- (56) 『外記日記』文永三年五月十五日条。
- (57) 『尊卑分脈』一巻、八九頁。
- (58) 『血脈類集記』。
- (59) 永塚昌仁「鎌倉殿護持僧についての一考察―源家三代期から宗尊親王期までを中心に―」『山形大学歴史・地理・人類学論集』第八号、二〇〇七年。
- (60) 『外記日記』文永三年七月九日条。
- (61) 『外記日記』文永三年七月十日・十五日条。
- (62) 『深心院関白記』文永三年七月二十日条。
- 後藤基綱女で女房歌人として仕えていた三河との贈答(新後撰集五六三・五六四)。三河については松岡伸子「勅選集の女流歌人―中務卿宗尊將軍家三河」『学苑』一六〇、昭和女子大学近代文化研究所、一九五四年三月に詳しい。
- (73) 『鎌倉年代記』『武家年代記』文永九年二月三十日条。
- (74) 『勘仲記』文永十一年七月二十七日・二十九日・八月一日条。ちなみに、翌月には三代將軍実朝の正妻であった西八条禪尼も亡くなっている。
- (75) 『深心院関白記』文永四年二月二十八日条。
- (76) 基平は文永四年(一二六七)十二月九日には亀山天皇関白と氏長者となっている。
- (77) 前掲注(54)。
- (78) 三山進「第六代將軍 宗尊親王」安田元久編『鎌倉將軍執権列伝』秋田書店、一九七四年。
- (79) 五味克夫前掲注(44)。
- (80) 小川剛生「武士はなぜ歌を詠むか―鎌倉將軍から戦国大名まで」角川学芸出版、二〇〇八年。
- (81) 川添昭二A前掲注(54)。
- (82) 永井晋「鎌倉幕府將軍家試論―源家將軍と摂家將軍の関係を中心に―」『国史学』一七六、二〇〇二年。
- (83) 永井晋前掲注(82)。
- (84) 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」『史林』六七(三)、一九八四年。

- (63) 『外記日記』文永四年二月十四日条。
- (64) 『勘仲記』弘安四年閏七月八日条。
- (65) 『深心院関白記』文永三年十二月二十九日条。
- (66) 『民経記』文永四年九月四日条。
- (67) 弓削繁編『五代帝王物語』京都大学付属図書館蔵、和泉書院、一九八九年。
- (68) 『武家年代記』『外記日記』文永三年十月九日条。
- (69) 『外記日記』文永三年十二月十六日条。
- (70) 『外記日記』文永四年二月十一日条。
- (71) 『深心院関白記』文永五年正月二十四日条。兄弟とは性助法親王と円助法親王である。性助法親王は宗尊の弟にあたる人物で、母は三条公房女である。五歳で仁和寺に入り、その後出家した。円助法親王は嘉禎二年(一二三六)生まれで後嵯峨天皇が即位する以前に一条能保女との間に誕生した子である。宗尊の兄にあたり、建長元年(一二四九)に円満院で出家し、その後園城寺長吏となった。ちなみに、宗尊にはもう一人一歳違いの兄、高峰顕日がいる。高峰顕日は南浦紹明と共に天下の二甘露門と称された禪僧である。康元元年(一二五六)、十六歳で東福寺の円爾によって出家し、宰子と宗尊の婚姻がなされた文応元年(一二六〇)には鎌倉に下向し、宋より来日した元庵普寧に随時する機会を得ている。しかし、翌年には鎌倉を早々に去り、後に那須に向ったことが判明した。鎌倉に拠点を置かなかったのは、後嵯峨院の皇子であり、現將軍の宗尊と兄弟であったことが要因の一つにあったのではないかと考えられる(竹貫元勝前掲注(22))。

- (72) 隆弁との歌の贈答(閑月集三六〇・三六一。玉葉集一〇三六)。

〔付記〕

本研究ノートは、京都女子大学宗教・文化研究所ゼミナール「吾妻鏡」『小右記』両講読会の成果に基づくものである。毎回熱心にご指導下さった野口実先生、岩田慎平氏をはじめとする先輩方、また共に学んだ同回生の仲間たちに感謝の意を捧げたい。

二〇一〇年  
 宗教・文化研究所ゼミナール活動記録

一月

- 【吾妻鏡】 講読会 A (建長四年) (十九日)
- 【小右記】 講読会 (長和四年) (十八日)
- 【吾妻鏡】 講読会 B (養和元年) (十四日)

二月

- 二十七・二十八・三十一日 鎌倉ゼミ旅行
- 【吾妻鏡】 講読会 A (二・九・十六日)

三月

- 【吾妻鏡】 講読会 A (九・十六・二十三・三十日)

四月

- 【吾妻鏡】 講読会 A (十三・二十・二十七日)
- 【小右記】 講読会 (十四・二十八日)
- 【吾妻鏡】 講読会 B (九・二十三・三十日)

五月

- 【吾妻鏡】 講読会 A (十一・十八・二十五日)
- 【小右記】 講読会 (十二・十九日)
- 【吾妻鏡】 講読会 B (七・十四・二十八日)

六月

- 二十六日 研究所公開講座・懇談会・懇親会
- 【吾妻鏡】 講読会 A (一・八・十五・二十二・二十九日)
- 【小右記】 講読会 (二・九・十六・二十三日)
- 【吾妻鏡】 講読会 B (四・十一・二十五日)

七月

- 【吾妻鏡】 講読会 A (六・十三・二十日)
- 【小右記】 講読会 (七・十四・二十一日)
- 【吾妻鏡】 講読会 B (二・九・二十三日)

- 【吾妻鏡】 講読会 A (二十一・二十八日)
- 【小右記】 講読会 (二十四日)
- 【吾妻鏡】 講読会 B (十七・二十四日)

十月

- 【吾妻鏡】 講読会 A (五・十二・十九・二十六日)
- 【小右記】 講読会 (六・十三・二十・二十七日)
- 【吾妻鏡】 講読会 B (一・八・二十二日)

十一月

- 二十七日 例会 (公開研究会 大田壮一郎氏「北条(桜田)師頼と伊賀国平等寺の禅院化―得宗―門・守護・禅宗―」)
- 【吾妻鏡】 講読会 A (二・九・三十日)
- 【小右記】 講読会 (十・二十四日)
- 【吾妻鏡】 講読会 B (五・十二日)

十二月

- 七日 臨時例会 岩田慎平氏「舞女微妙とその周辺―中世前期の職能民をめぐる―」
- 十五日 臨時例会 山本みなみ氏「東御方について―宗尊親王妻室構造の側面―」
- 【吾妻鏡】 講読会 A (七・十四日)
- 【小右記】 講読会 (一・八・十五日)
- 【吾妻鏡】 講読会 B (三・十日)



公開講座懇親会の風景 (6月26日)

## 鎌倉旅行記 二〇一〇年二月二十七日～三月一日

井草温子・尾田沙祐里

二月二十七日【稲村ヶ崎・極楽寺・御霊神社・高德院・光則寺・長谷観音・甘縄神明社・妙本寺】

江ノ電藤沢駅から、寒さと曇り空の下ゼミ旅行は始まりしました。『吾妻鏡』の講読を始めてから「いつか必ず行きたい」と思っていた鎌倉。野口先生や先輩方の解説を聞きながら旅ができるということで、とても楽しみにしていました。江ノ電に乗るところからすでに興奮していたのですが、車窓から海が見えた時には思わず歓声を上げてしまいました（私たちが海無し県民だからでしょうか）。天候とは裏腹に初めてのゼミ旅行に期待は高まる一方でした。天気が良いれば富士山を望むこともできるという稲村ヶ崎。鎌倉の西の境界であり、鎌倉への入口の一つと考えられていた地から、これから向かう鎌倉の地を眺めました。『太平記』が伝える、新田義貞の徒涉伝説にも想いを馳せました。港湾を管理したといわれる極楽寺、鎌倉の重要な入口の一つ極楽寺坂切通し、後三年合戦での故事で有名な鎌倉権五郎景政を祀った御霊神社、と見学しました。そして名物の力餅を野口先生にごちそうになり、高德院へと向かいました。

ここは比企一族の邸跡と言われ、一族の墓塔がありました。比企の尼は頼朝の乳母として『吾妻鏡』ではおなじみの人物です。境内には源頼家の女、竹御所の墓もありました。

『吾妻鏡』に登場する場所やゆかりの人々の地を訪れることは、とても勉強になりました。講読会での学びをより確かなものとする一日でした。

二月二十八日【円覚寺・東慶寺・浄智寺・明月院・建長寺・鶴岡八幡宮・阜山重忠邸跡・大倉幕府跡・源頼朝法華堂跡・北条義時法華堂跡・荏柄天神・永福寺跡・鎌倉宮・勝長寿院跡・宝戒寺・若宮大路幕府跡・宇都宮辻子幕府跡・段葛】

懸念していた雨が降り始め、一段と肌寒い日となりました。この日は北鎌倉を起点に行動しました。まずは、北条時宗とゆかりの深い円覚寺に行きました。国宝である舍利殿も見たかったのですが、遠くから眺めることしかできず、期待していただけに残念でした。東慶寺には明治・大正・昭和に活躍した人々の墓が多くあり、雨の中趣深く佇んでいました。また浄智寺や、あじさい寺として有名な明月院にも立ち寄りました。鎌倉五山第一位である建長寺の境内に入ると巨大な三門が私たちを待ち構えており、その荘厳な趣に圧倒されました。鶴岡八幡宮は鎌倉を代表する有名な神社ですが、正面から堂々の参拝とはいかず、裏からと

高德院では、あの、鎌倉大仏を見学しました。空を背景にとっしりと鎮座する大仏を鑑賞し、その内部まで見学することができますのは、鎌倉大仏ならではの魅力です。この雄大な姿と優しい顔立ちに、鎌倉の人々は救われてきたのだと思います。次に訪れた光則寺では、日蓮の門弟日朗が監禁されていたと伝わる土牢を、恐る恐る覗き見しました。長谷寺では、長谷観音と鎌倉の町を見渡す美しい景色を楽しみました。そして安達盛長邸跡を通過して、甘縄明神に行きました。北条時頼の母・松下禪尼は安達氏出身であるため、この地には時宗の産湯の井戸と伝わる井戸がありました。『吾妻鏡』治承四年十二月二十日条には、源頼朝が「今日御行始之儀、入御藤九郎盛長甘縄之家」との記述があります。この甘縄の地は鎌倉の中でも重要な地点の一つであったようで、甘縄の地名は『吾妻鏡』にしばしば出てきます。甘縄明神も源氏の崇敬を受けた神社として登場し、頼朝が社殿を修理したことや、頼朝と政子が参詣したことなどが伝えられています。再び江ノ電に乗りこの日最後の目的地、妙本寺に到着した頃には日も傾き辺りは暗くなりはじめていました。

いう変わった入り方をしましたが、源氏や鎌倉武士たちの信仰を集めるにふさわしい様子でした。ここでのおみくじを引いたところ、凶の出た人が数名……。しっかりとお清めしてもらいました。鶴岡八幡宮に着くころには太陽が顔を出し始め、黙々と歩いていた私たちの足取りも軽快になっていきました。午後は鶴岡八幡宮の東方の史跡を中心にまわりました。源頼朝法華堂跡は高所にあり、ここから幕府のあった辺りが見渡せます。また段葛は政子の安産祈願の際に造られたといわれています。若宮大路の真ん中を南北方向に伸びていることから、鶴岡八幡宮の重要性を再確認できました。

解散後、江ノ電の鎌倉駅に向かった私たちですが、チリで起こった地震の影響で津波警報が出され、江ノ電がストップしていたため、やむなくJRでぎゅうぎゅう詰めでの帰宿。その日の夜は藤沢駅の近くで懇親会を行い、お酒を片手においしいお料理をいただきました。

三月一日【寿福寺・浄光明寺・相馬師常墓所・いわや堂】

最終日は扇ヶ谷方面を見学しました。この日はじめの見学地は寿福寺でした。政子と実朝の墓所と伝えられてきた場所は、印象的でした。政子の墓には美しい花がたくさん供えてあり、現在も多くの人々から愛されていることがう



稲村ヶ崎にて



高德院にて

かがえました。このお墓はやぐらになっています。鎌倉にはやぐらが数多くありました。京都では目にするこのないお墓の形態です。岩盤をくり抜いて造られたやぐらは、鎌倉の歴史とあいまって独特の雰囲気を作り出しています。次に訪れた浄光明寺は、北条氏・足利氏にゆかりの深い寺で、その境内はとても静かでした。続いて、相馬師常の墓を訪れました。彼の父は千葉常胤ですが、親子共に活躍の様子が『吾妻鏡』に記されています。墓所を見学したことで、講読の際に、実感を持って捉えられるようになりました。最後にいわや堂を見学しました。これは鎌倉幕府が開かれる以前から存在したとされています。現在は、小さな茶屋の裏庭にひっそりと佇んでいます。鎌倉の中心地から関東北部へ抜ける重要な道に面しているので、当時は有名な信仰の対象だったことが想像できます。以上でゼミ旅行の全日程を終え、解散となりました。

この度の鎌倉ゼミ旅行は『吾妻鏡』を勉強している私たちにとって大変実のあるものとなりました。自分の足で実際に歩き、地形や距離感を掴むことで、歴史はいきいきと語りかけてきます。表面的には鎌倉時代と現在とでは、全く様子が異なっています。しかし『吾妻鏡』講読を通して当時の人々の行動や考えを追い、さらに現地に足を運んだ

私たちは、歴史をより現実味を持って捉えられるようになりました。今後もこのような機会に恵まれば幸いです。また余談ですが、実朝暗殺の舞台といわれている鶴岡八幡宮の大銀杏が、旅行直後の三月一〇日に強風のため倒壊してしまいました。今回のゼミ旅行で大銀杏を拝むことができた私たちはとても幸運だったと思います。これも偏に普段からの行いが良いからでしょう。

最後になりましたが、三日間を通し丁寧な解説をして下さった野口実先生を始め、岩田慎平さん、米沢隼人さん、藪本勝治さん、小野翠さん、伊藤明日香さん、本当にありがとうございました。また、私たちゼミ生の中心となり今回の旅行を盛り上げてくれた山本みなみさん、お世話になりました。皆様に心より御礼申し上げます。

## 執筆者紹介

- 大谷久美子・・・本学大学院文学研究科研修者  
粟村 亜矢・・・本学大学院文学研究科博士課程前期  
岩田 慎平・・・関西学院大学大学院文学研究科研究員  
本学宗教・文化研究所共同研究員  
山本みなみ・・・本学文学部史学科三回生  
井草 温子・・・本学文学部史学科三回生  
尾田沙祐里・・・本学文学部国文学科三回生

### 「紫苑」投稿規定

- 一、(資格)  
投稿資格者は、ゼミメンバー並びにゼミ主宰者の認定するものとします。
- 二、(枚数)  
注を含め四〇〇字詰原稿用紙に換算して七〇枚以内とします。但し、分量については適宜相談に応じます。
- 三、(原稿)
  - ①種類は、論文・研究ノートなど。縦書き・完全原稿とします。
  - ②ワープロ原稿の場合は、四〇〇字の倍数、縦書きで打ち出してください。投稿の際は、原稿を保存したメディア（フロッピー、CD-R、など）一部を添え、使用ワープロの機種名・ソフト名を明示して下さい。
  - ③手書き原稿の場合は、四〇〇字詰または二〇〇字詰原稿用紙に、本文・注とも一マス一字、縦書き、楷書で、鉛筆書きは不可とします。
  - ④注は本文末に一括して、(1)、(2)、…のように付けて下さい。
  - ⑤年号を用いる場合は、なるべく西暦併用をお願いします。
  - ⑥図表・写真（いずれも鮮明なものに限ります）の添付は刷り上がり時の大きさを勘案して字数に換算します。

ます。これらを添付する場合は、おおまかな掲載場  
所を指示してください。  
⑦編集作業の迅速化のため、住所・氏名（ふりがな）・  
目次を記した別紙一枚を添えて下さい。

#### 四、(採否)

編集担当者が掲載の可否を審査いたします。

#### 五、(著作権・公開の確認)

本誌掲載の論文・研究ノート等の著作権は著者に帰属するものとします。ただし、宗教・文化研究所ゼミナールは、本誌に掲載された論文・研究ノート等を電子化または複製の形態などで公開する権利を有するものとします。執筆者はこれに同意して、投稿されるものとします。やむをえない事情により電子化または複製による公開について許諾できない場合は、採用が決定した段階で宗教・文化研究所ゼミナールにお申し出ください。

#### 六、(備考)

- ①他誌への二重投稿はご遠慮ください。
- ②掲載後一年以内の他への転載は控えていただきます。

\*ご不明な点は宗教・文化研究所ゼミナールまでご連絡  
ください。

あとがき

二〇一〇年のゼミの活動でまず特記すべきことは、久しぶりにゼミ旅行が開催されたことでしょう。それにしても、津波が押し寄せたり、京都に戻った直後に鶴岡八幡宮の大銀杏が倒れてしまったり、なかなか思い出深い旅行になったことと思います。

史料講読会は毎週『吾妻鏡』が二回(火曜と金曜)、『小右記』が一回(水曜)のペースで行われました。火曜の『吾妻鏡』は岩田慎平君が、水曜の『小右記』は大谷久美子さんがリードしてくれて、私としても大変勉強になりました。これまでは、史学専攻のメンバーが中心でしたが、最近の傾向としては、『吾妻鏡』講読会に藪本勝治君(火曜)・栗村亜矢さん(金曜)、『小右記』講読会には大谷さん、というように国文専攻の院生以上の方たちの活躍が目立つようになってきたことを指摘できると思います。

研究発表の場としての例会は、研究所共同研究の公開研究会に便乗したり、史料講読会が実質的に研究報告会になったりといった形で開催されました。ゼミメンバーが卒論や修論執筆の学年だと、中間報告の形で計画的に実施できるのではないのでしょうか。積極的にゲスト報告者をお呼びしてきたことを指摘できると思います。

風光る春日の候、今年もこうして『紫苑』第九号をお届けします。

本号も『吾妻鏡』・『小右記』講読会の参加メンバーにより執筆され、その成果をこのように発表できますことを、大変嬉しく思います。

今年度、特筆すべきは、二月に鎌倉ゼミ旅行を実現できたことです。鎌倉を実際に自らの脚で歩いたことによって高低差や地形を体感することができ、充実した旅行となりました。今後、『吾妻鏡』を講読する際には、今回の旅行で得た鎌倉の空間の地理的認識を活かしていきたいと思えます。

早いもので、来年度は一回生のころからゼミに参加させていただいている私たちもいよいよ卒業回生です。講読会他に卒論準備報告会など、互いに刺激しあえる機会を積極的に設けることができたいと思います。

最後になりましたが、お忙しい中、講読会・例会においていつも熱心にご指導くださる野口実先生にこの場を借りてお礼申し上げます。また、出版に際してご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

今後とも当ゼミをよろしくお願い申し上げます。また、感想などお聞かせいただければ幸いです。

(山本みなみ)

ることも考えたいと思います。

メンバーの動静ですが、『小右記』の講読会に国文四回生の谷口の子さん、史学科二回生の高田あさこさん、それに同志社女子大学芸学部四回生の中村祐美さんが加わりました。谷口さんは御卒業、中村さんは院に進学です。『吾妻鏡』(火曜)の方には、社会人の大森奈菜子さん、そして久しぶりに立命館大学から杉谷理沙さんと松井直人君が参加してくれました。ほかに本学史学科の学生で参加を希望される方もあったのですが、履修科目の講義時間との兼ね合いで断念されました。昔のように、史料講読会以外の活動が少ないのが残念です。

この『紫苑』もはや九号。古手のメンバーの中には、この春、いよいよ博士号を取得する人が現れそうです。そのご当人に言わせると、「野口先生に初めて遇った頃はお父さんのようだったのが、最近はおジイサンになつてきた」のだそうです。たしかにその通りで、若いみんなと連れだって旅行に出たり、しばしば史跡見学会を開いたりということがしばらくなくなってきました。また、メンバーも学部生から研究者まで幅が広がってきました。そろそろ、新しい態勢作りを考えるべき段階が来たのかも知れません。

今号も、山本みなみさんが一生懸命に作ってくれました。執筆してくれた諸姉兄にもあつく御礼を申し上げます。(野口)

## 紫苑 第九号

二〇一一年三月十五日 印刷  
二〇一一年三月三十一日 発行

編集 京都女子大学

宗教・文化研究所ゼミナール  
(山本みなみ)

発行所 京都女子大学 宗教・文化研究所  
京都市東山区今熊野北日吉町三五

電話 (〇七五) 五三一―七二二一

H P <http://donkuna.tkcx/~sion/>